

3.2 社会的状況

3.2.1 人口・産業の状況

(1) 人口

1) 人口・世帯数

福岡市東区における人口・世帯数の状況は、表 3.2.1-1 に示すとおりである。平成 29 年 3 月 31 日現在、人口は 305,126 人、世帯数は 147,286 世帯となっている。

表 3.2.1-1 福岡市東区における人口・世帯数の状況

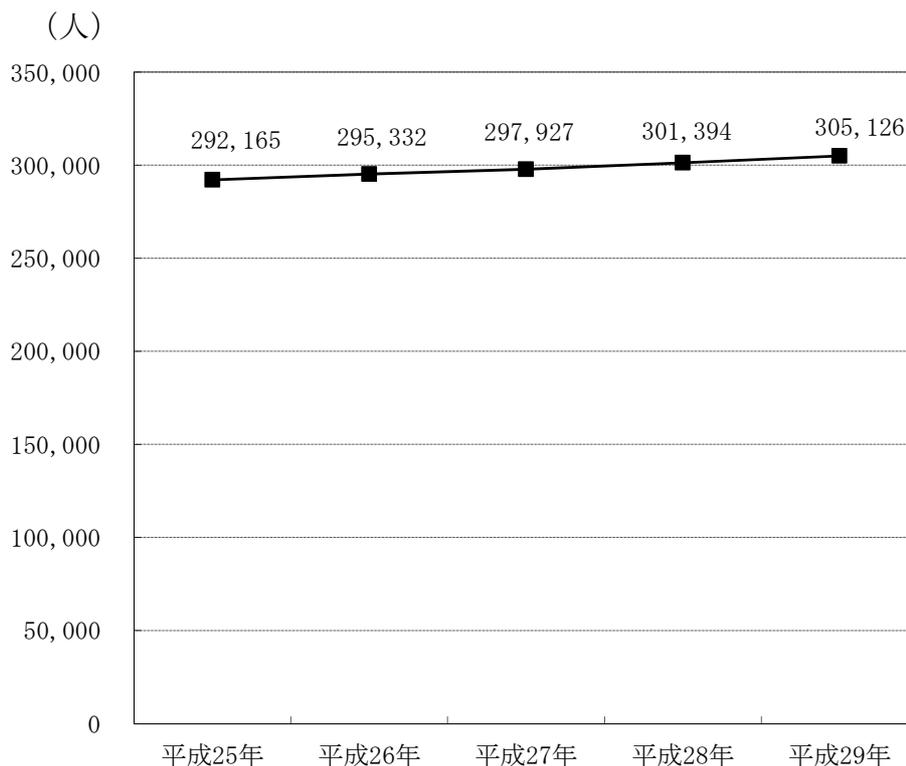
行政区分	人口（人）	世帯数（世帯）
福岡市 東区	305,126	147,286

注) 平成29年3月31日現在の値を示す。

出典：「住民基本台帳月報」（福岡県企画・地域振興部市町村支援課ホームページ、<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/juki-jukigeppou.html>）

2) 人口の推移

福岡市東区における平成 25 年以降の人口推移の状況は、図 3.2.1-1 に示すとおりであり、人口は増加傾向にある。



注) 各年の3月31日現在の値を示す。

出典：「住民基本台帳月報」（福岡県企画・地域振興部市町村支援課ホームページ、<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/juki-jukigeppou.html>）

図 3.2.1-1 福岡市東区における人口の推移

(2) 産業

1) 産業構造

福岡市東区における平成24年2月1日現在の産業別就業構造は、表 3.2.1-2(1)、(2)に示すとおりであり、第3次産業の占める割合が高くなっている。

表 3.2.1-2(1) 福岡市東区における産業別就業者数の状況

行政区分	第1次産業 (人)	第2次産業 (人)	第3次産業 (人)	合計 (人)
福岡市 東区	30	13,221	98,885	112,136

注) 平成24年2月1日現在の値を示す。

出典：「ふくおかデータウェブ 第5章 事業所」(福岡県企画・地域振興部市町村支援課ホームページ、<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/dataweb/report-1-5-3.html>)

表 3.2.1-2(2) 福岡市東区における産業別事業所数の状況

行政区分	第1次産業 (事業所)	第2次産業 (事業所)	第3次産業 (事業所)	合計 (事業所)
福岡市 東区	9	1,085	7,686	8,780

注) 平成24年2月1日現在の値を示す。

出典：「ふくおかデータウェブ 第5章 事業所」(福岡県企画・地域振興部市町村支援課ホームページ、<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/dataweb/report-1-5-3.html>)

2) 農業の状況

福岡市東区における平成22年2月1日現在の農家人口及び農家数の状況は表 3.2.1-3に、経営耕地面積の状況は表 3.2.1-4に示すとおりである。総農家数は345戸で専業農家より兼業農家の方が多。耕地面積は、田が最も多くなっている。

表 3.2.1-3 福岡市東区における農家数の状況

行政区分	農業就業人口 (人)	農家数 (戸)				自給的農家数	
		総農家数	販売農家数		兼業農家数		
			専業農家	兼業農家数			
				第1種兼業			第2種兼業
福岡市東区	322	345	43	25	114	163	

注) 平成22年2月1日現在の値を示す。

出典：「ふくおかデータウェブ 第6章 農林水産業」(福岡県企画・地域振興部調査統計課ホームページ、<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/dataweb/report-1-6-1.html>)

表 3.2.1-4 福岡市東区における経営耕地面積の状況

行政区分	総数 (ha)	田 (ha)	畑 (ha)	樹園地 (ha)
福岡市 東区	128	93	26	8

注) 平成22年2月1日現在の値を示す。

出典：「ふくおかデータウェブ 第6章 農林水産業」(福岡県企画・地域振興部調査統計課ホームページ、<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/dataweb/report-1-6-1.html>)

3) 漁業の状況

福岡市における平成25年11月1日現在の漁業経営体数、漁業就業者数及び漁船数は、表3.2.1-5に示すとおりである。福岡市の漁業経営体数は337経営体、漁業就業者数は586人となっている。

福岡市漁業協同組合全体の漁獲量は、表3.2.1-6及び図3.2.1-2に示すとおりである。

対象事業実施区域の周辺には、奈多漁港、志賀島漁港、弘漁港があり、漁獲量の総計は、表3.2.1-7～表3.2.1-9及び図3.2.1-3～図3.2.1-5に示すとおりである。いずれの漁港も年変動がある。また、海面及び区画漁業権の分布は図3.2.1-6、主な漁場の位置は図3.2.1-7、図3.2.1-8に示すとおりである。大敷網、小型定置網、奈多イカカゴ、キス流し、たて網、かご等による漁業や広範囲にわたるつり漁業、小型底びき網漁業等の操業が行われている。

表 3.2.1-5 福岡市における漁業の状況

行政区分	経営組織別経営体数			漁業就業者数 (人)	漁船数 (隻)
	計	個人経営体	会社、漁業協同組合、 共同経営		
福岡市	337	311	26	586	512

出典：「2013年漁業センサス」（農林水産省ホームページ、
<http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/fc/2013/2013fc.html>）

表 3.2.1-6 福岡市漁業協同組合（全体）の漁獲量推移

漁業種別	延縄	一本釣	雑漁業	養殖業	刺網類	旋網類	曳網類	かご 漁業	定置網	その他の 網漁業	総計 (kg)
平成18年	84,759	595,088	407,061	161,963	1,004,400	861,122	1,676,902	188,259	186,036	23,809	5,189,496
平成19年	72,222	551,051	351,309	360,014	905,894	985,074	2,043,219	542,193	168,598	24,889	6,004,462
平成20年	90,459	407,181	472,929	516,214	916,776	757,998	1,857,426	123,196	223,665	26,876	5,392,720
平成21年	99,351	439,741	522,198	370,498	979,040	747,551	2,139,813	265,372	165,621	36,119	5,765,303
平成22年	88,869	498,309	367,396	354,807	951,986	927,652	1,881,430	120,793	153,842	15,924	5,361,008
平成23年	121,899	461,882	407,562	354,957	918,261	659,854	2,108,021	332,928	162,705	16,789	5,544,857
平成24年	146,839	372,694	357,733	388,518	812,327	577,741	1,589,988	179,542	166,512	2,823	4,594,717
平成25年	102,798	310,262	373,605	386,354	739,461	781,173	1,932,285	283,968	181,795	4,422	5,096,123
平成26年	148,200	364,479	317,875	391,595	713,747	335,928	1,966,314	152,507	165,596	11,627	4,567,871
平成27年	131,295	287,849	382,340	311,510	791,106	464,915	2,075,715	129,948	209,334	16,037	4,800,048

出典：「福岡市農林水産統計書平成19年度」（平成20年3月 福岡市農林水産局）～「福岡市農林水産統計書平成28年度」（平成29年3月 福岡市農林水産局）

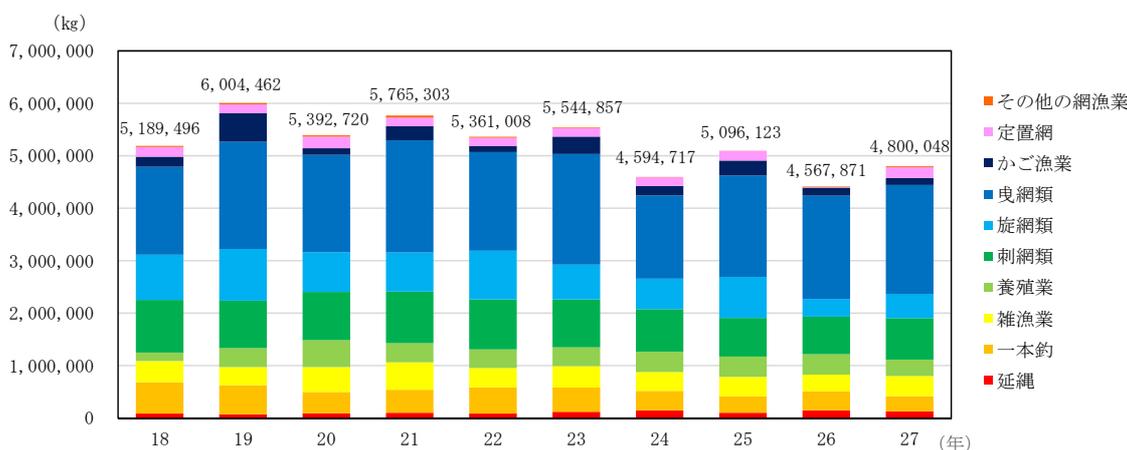


図 3.2.1-2 福岡市漁業協同組合（全体）の漁獲量推移

表 3.2.1-7 対象事業実施区域の周囲にある漁港（奈多）の漁獲量推移

漁業種別	延縄	一本釣	雑漁業	養殖業	刺網類	旋網類	曳網類	かご漁業	定置網	その他の網漁業	総計 (kg)
平成 18 年	-	8,504	-	-	7,780	-	11,575	10,464	9,652	-	47,975
平成 19 年	-	7,356	-	-	5,377	-	11,220	9,076	6,020	-	39,049
平成 20 年	-	5,388	130	-	10,894	-	11,022	5,360	11,418	-	44,212
平成 21 年	-	3,380	-	-	6,763	-	10,456	7,388	4,586	32	32,605
平成 22 年	-	3,144	184	-	3,452	-	9,112	8,860	4,828	-	29,580
平成 23 年	-	4,824	608	-	3,289	-	6,816	4,076	6,273	-	25,886
平成 24 年	-	5,384	336	-	2,674	-	6,685	8,560	-	-	23,639
平成 25 年	-	3,616	148	-	2,611	-	6,862	7,444	-	-	20,681
平成 26 年	-	4,388	340	-	1,380	-	4,228	6,256	-	-	16,592
平成 27 年	-	3,386	144	-	1,424	-	6,980	5,952	-	-	17,886

出典：「福岡市農林水産統計書平成19年度」（平成20年3月 福岡市農林水産局）～「福岡市農林水産統計書平成28年度」（平成29年3月 福岡市農林水産局）

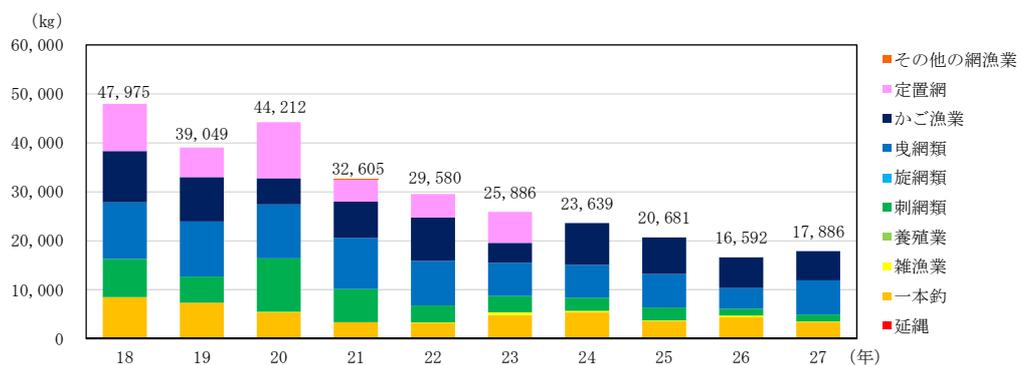


図 3.2.1-3 対象事業実施区域の周囲にある漁港（奈多）の漁獲量推移

表 3.2.1-8 対象事業実施区域の周囲にある漁港（志賀島）の漁獲量推移

漁業種別	延縄	一本釣	雑漁業	養殖業	刺網類	旋網類	曳網類	かご漁業	定置網	その他の網漁業	総計 (kg)
平成 18 年	8,484	112,377	7,744	23,266	28,161	-	101,806	6,851	124,263	426	413,378
平成 19 年	3,392	115,066	7,392	70,589	21,198	-	114,152	7,079	108,427	-	447,294
平成 20 年	4,198	64,187	7,932	66,405	33,064	-	107,035	5,780	139,957	84	428,642
平成 21 年	24	70,194	10,994	55,444	21,991	-	414,636	8,322	104,839	-	686,444
平成 22 年	2,714	82,140	17,327	41,488	23,152	-	211,296	5,235	90,000	-	473,350
平成 23 年	1,041	69,398	15,326	50,463	24,794	-	187,125	5,993	95,947	-	450,086
平成 24 年	2,416	57,649	10,875	62,178	12,576	-	53,165	3,631	122,975	-	325,465
平成 25 年	2,839	39,964	4,932	30,539	14,348	-	163,851	4,905	142,473	-	403,851
平成 26 年	-	49,590	9,236	62,014	14,206	-	51,029	4,869	129,771	-	320,715
平成 27 年	-	40,584	14,414	21,545	22,869	-	52,263	6,694	145,380	-	303,748

出典：「福岡市農林水産統計書平成19年度」（平成20年3月 福岡市農林水産局）～「福岡市農林水産統計書平成28年度」（平成29年3月 福岡市農林水産局）

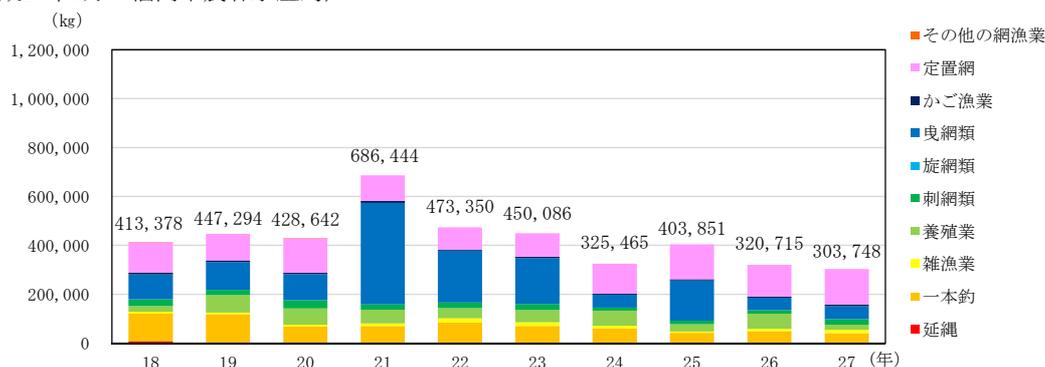


図 3.2.1-4 対象事業実施区域の周囲にある漁港（志賀島）の漁獲量推移

表 3.2.1-9 対象事業実施区域の周囲にある漁港（弘）の漁獲量推移

漁業種別	延縄	一本釣	雑漁業	養殖業	刺網類	旋網類	曳網類	かご漁業	定置網	その他の網漁業	総計 (kg)
平成 18 年	-	6,433	141,661	66,606	20,833	-	13,917	1,159	7,701	-	258,309
平成 19 年	-	8,992	71,188	112,775	13,026	-	8,504	1,727	5,787	-	221,998
平成 20 年	-	9,420	148,551	158,039	18,245	-	5,258	987	7,985	-	348,485
平成 21 年	-	8,883	156,607	98,267	22,405	-	14,364	2,208	9,507	-	312,241
平成 22 年	-	14,587	96,613	80,717	25,198	-	5,655	606	7,319	-	230,695
平成 23 年	-	12,679	157,328	37,360	30,076	-	394	2,047	8,038	-	247,922
平成 24 年	-	14,283	112,107	63,495	20,241	-	1,257	2,726	12,539	-	226,648
平成 25 年	-	9,863	143,894	43,559	20,163	-	2,271	735	10,385	-	230,870
平成 26 年	-	7,459	6	53,234	14,833	-	744	6,958	7,986	-	204,791
平成 27 年	-	5,998	126,156	23,397	19,362	-	228	3,147	8,444	-	186,732

出典：「福岡市農林水産統計書平成19年度」（平成20年3月 福岡市農林水産局）～「福岡市農林水産統計書平成28年度」（平成29年3月 福岡市農林水産局）

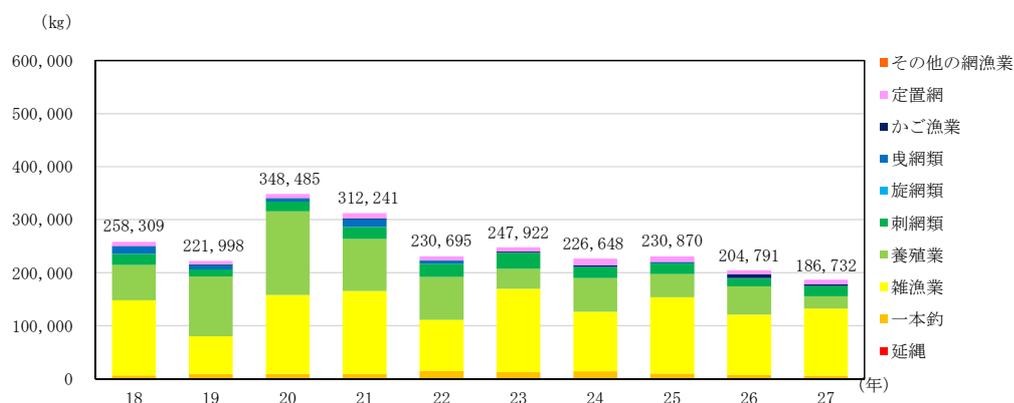
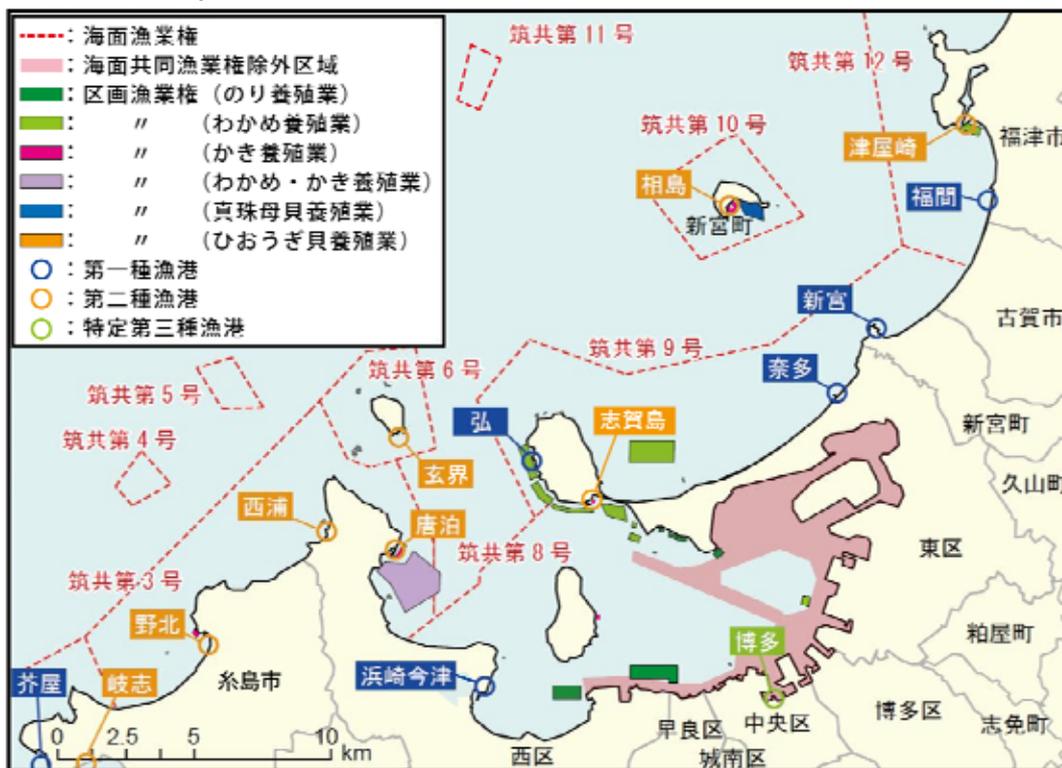


図 3.2.1-5 対象事業実施区域の周囲にある漁港（弘）の漁獲量推移

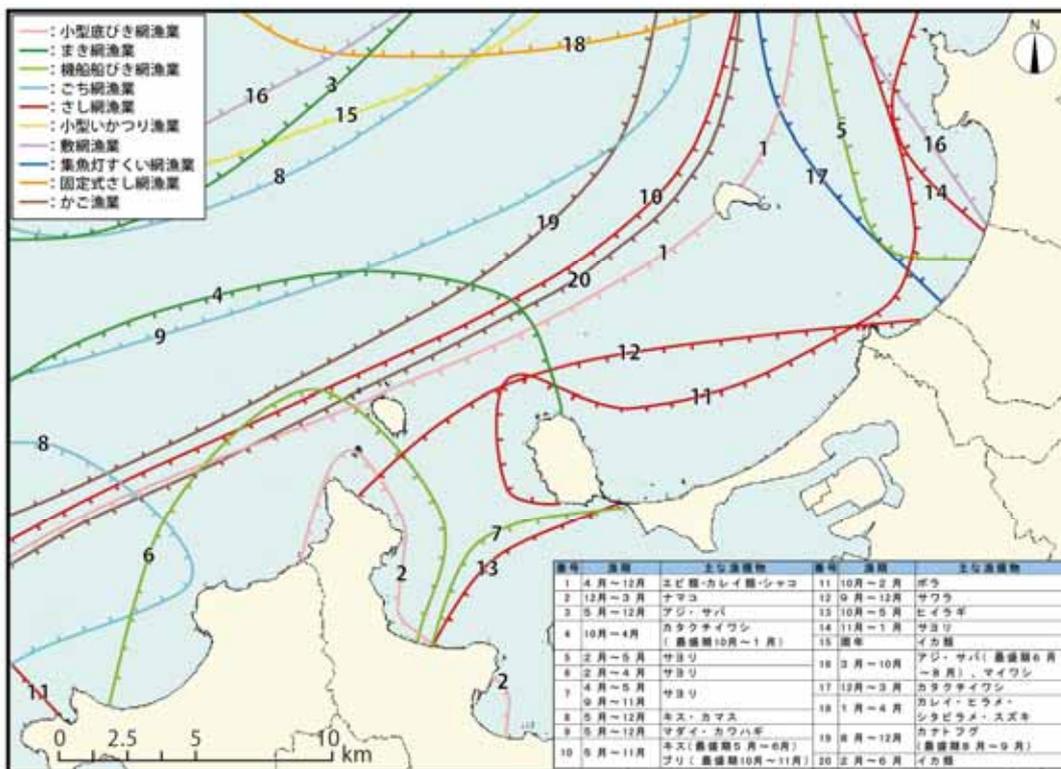
対象事業実施区域の周囲には共同漁業権が設定されており、一部にはわかめ養殖等も行われている。



出典：「福岡県農林水産部水産局漁業管理課資料」を基に作成

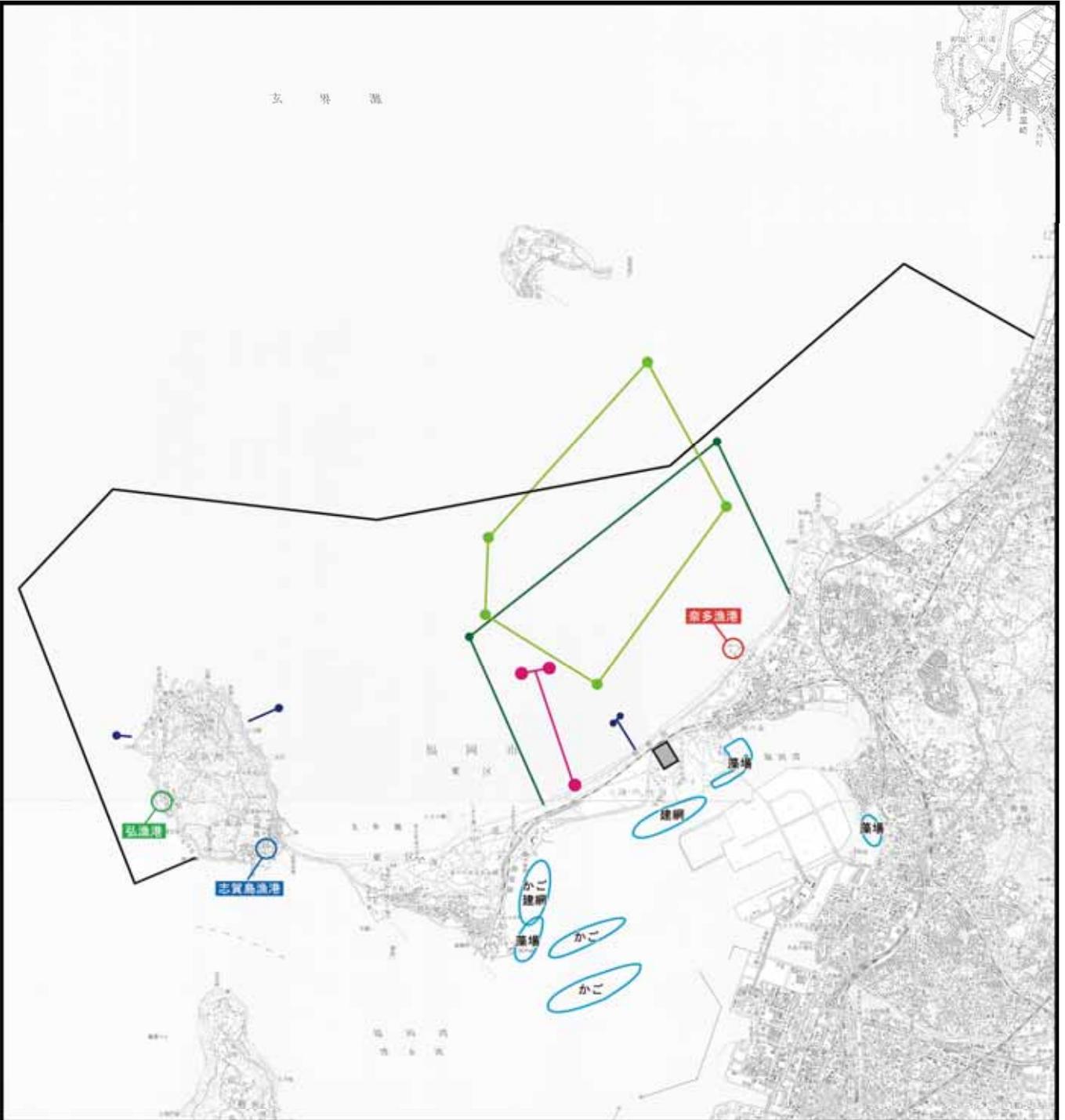
図 3.2.1-6 海面及び区画漁業権の分布

対象事業実施区域の周囲には、ボラ、サワラ、エビ類、カレイ類、シャコ、イカ類、キス、ブリ等の漁場が存在している。



出典：「情報図(筑前)」(福岡県農林水産部水産局漁業管理課)

図 3.2.1-7 主な漁場と漁期

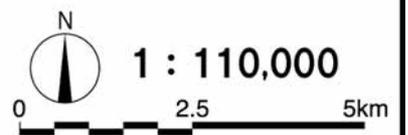


凡 例

-  : 対象事業実施区域
-  : 海面共同漁業権 筑共第9号
-  : 大敷網
-  : 小型定置網
-  : 奈多イカカゴ
-  : キス流し・たて網
-  : かご・網・藻場

図 3.2.1-8 漁場位置図

資料：福岡市漁業協同組合からの資料を基に作成



4) 工業の状況

福岡市東区における平成26年12月31日現在の事業所数、従業者数及び製造品出荷額等は、表3.2.1-10に示すとおりである。福岡市東区の実業所数は188事業所、製造品出荷額は159,505百万円となっている。

表 3.2.1-10 福岡市東区における工業の状況

行政区分	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	製造品総出荷額等 (百万円)
福岡市 東区	188	5,364	159,505

注) 平成26年12月31日現在の値を示す。

出典：「ふくおかデータウェブ 平成26年福岡県の工業（統計表）」（ふくおかデータウェブ、<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/dataweb/kogyo26.html>）

5) 商業の状況

福岡市東区における平成26年7月1日現在の事業所数、従業者数及び年間商品販売額の状況は、表3.2.1-11に示すとおりである。福岡市東区の実業所数は1,914所、年間商品販売額は115,774,061万円となっている。

表 3.2.1-11 福岡市東区における商業の状況

行政区分	事業所数 (所)	従業者数 (人)	年間商品販売額 (万円)
福岡市 東区	1,914	19,495	115,774,061

注1) 平成26年7月1日現在の値を示す。

注2) 年間商品販売額は平成23年1年間の実績である。

出典：「ふくおかデータウェブ 平成26年商業統計」（ふくおかデータウェブ、<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/dataweb/syogyo.html>）

6) 林業の状況

福岡市東区における平成27年2月1日現在の所有形態別林野面積は、表3.2.1-12に示すとおりである。福岡市東区の実林野面積は898haとなっている。

表 3.2.1-12 福岡市東区における所有形態別林野面積の状況

行政区分	総林野面積 (ha)	国有林野面積 (ha)	民有林野面積 (ha)
福岡市 東区	898	232	666

注) 平成27年2月1日現在の値を示す。

出典：「2015年農林業センサス 都道府県別統計書」（農林水産省ホームページ、<http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc2015/dailkan.html>）

3.2.2 資源利用の状況

(1) 土地利用の状況

福岡市東区における平成28年1月1日現在の地目別民有地面積の構成は、表 3.2.2-1 に示すとおりであり、宅地の面積が最も多くなっている。

表 3.2.2-1 福岡市東区における地目別民有地面積の構成

単位：千m²

行政区分	区分 総面積	地目区分							
		宅地	田	畑	山林	原野	池沼	軌道用地	雑種地
福岡市 東区	33,695	21,993	1,451	1,591	3,731	823	35	1,009	3,062

注1) 平成28年1月1日現在の値を示す。

注2) 雑種地はゴルフ場、飛行場、遊園地等の用地を含む。

出典：「平成28年版福岡市統計書」（福岡市ホームページ、

<http://www.city.fukuoka.lg.jp/soki/tokeichosa/shisei/toukei/toukeisyo/2016/toukeisyo2016-index.html>)

(2) 土地利用基本計画に基づく地域地区の指定状況

土地利用基本計画は、「国土利用計画法」（昭和49年6月 法律第92号）に基づき土地利用に関する個別規制法である「都市計画法」（昭和43年6月 法律第100号）、「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和44年7月 法律第58号）等に基づいた諸計画に対する上位計画として策定されている。

福岡市東区における土地利用基本計画に基づく地域地区の指定状況は、表 3.2.2-2 及び図 3.2.2-1 に示すとおりであり、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域の地域設定がなされている。

表 3.2.2-2 福岡市東区における土地利用基本計画に基づく地域地区の指定状況

行政区分	都市地域	農業地域	森林地域	自然公園地域	自然保全地域
福岡市 東区	○	○	○	○	—

注) ○：福岡市東区に地域設定がある。

—：福岡市東区に地域設定がない。

出典：「国土情報ウェブマッピングシステム」（国土交通省国土政策局国土情報課ホームページ、

<http://nrb-www.mlit.go.jp/webmapc/mapmain.html>)

(3) 都市計画法に基づく地域地区の指定状況

福岡市における都市計画法に基づく都市計画区域及び用途地域の状況は、表 3.2.2-3 に、対象事業実施区域周囲における用途地域は、図 3.2.2-2 に示すとおりである。都市計画区域の指定がなされており、市街化区域と市街化調整区域の区分がなされている。

対象事業実施区域の周辺には、第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域等に指定されている場所がある。

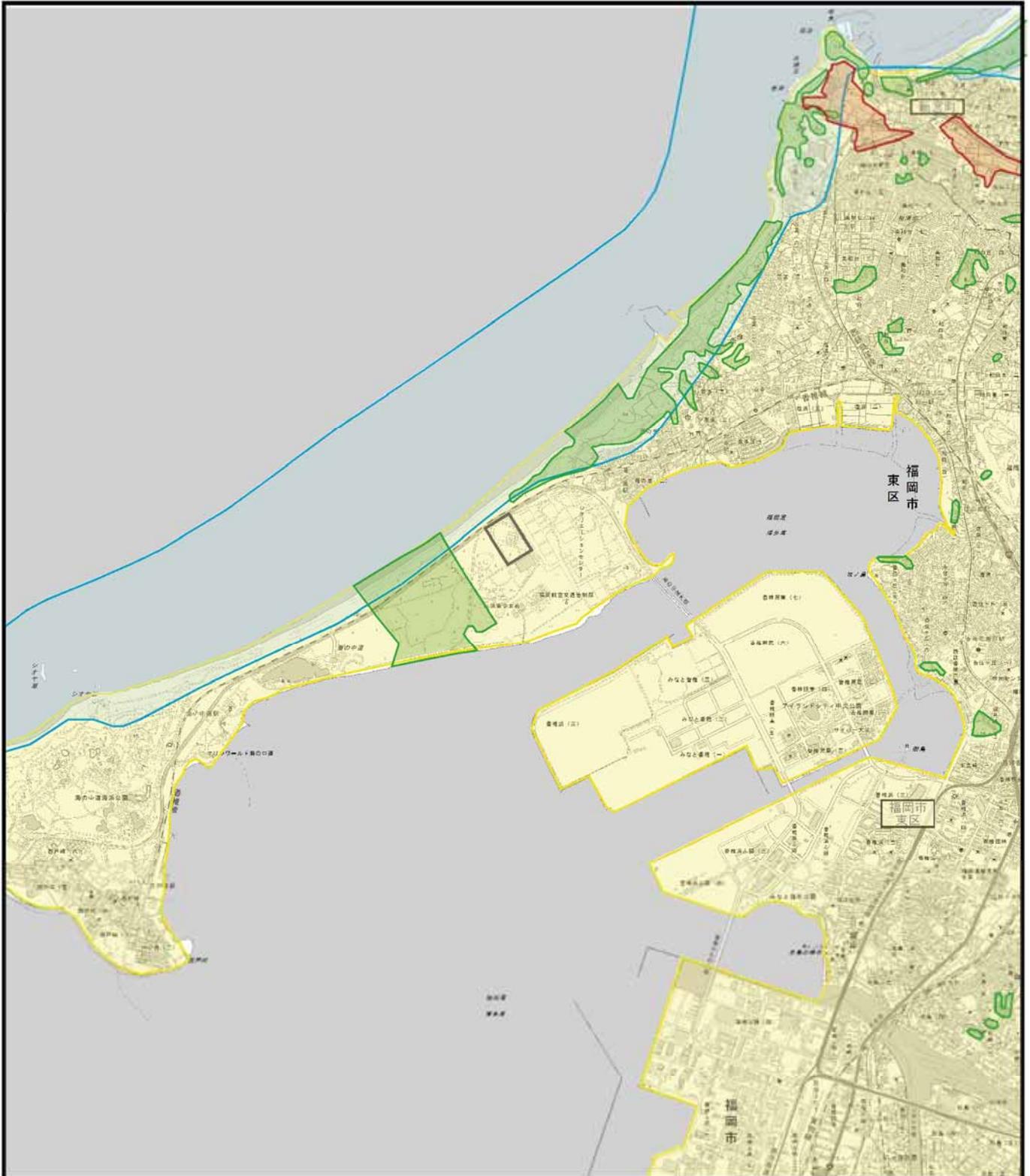
表 3.2.2-3 都市計画法に基づく地域地区の指定状況

単位：ha

区分 行政区分	都市計画区域			用途地域												
	都市計画区域	市街化区域	市街化調整区域	第1種低層住居専用地域	第2種低層住居専用地域	第1種中高層住居専用地域	第2種中高層住居専用地域	第1種住居地域	第2種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	計
福岡市	34,044	16,303	17,741	4,085.0	10.1	2,402.2	344.7	3,372.0	1,519.0	165.8	330.9	1,484.0	1,972.0	574.1	43.1	16,302.9

注) 平成27年3月31日現在の値を示す。

出典：「平成27年度 都市計画現況調査」(国土交通省都市計画課ホームページ、
http://www.mlit.go.jp/toshi/tosiko/toshi_tosiko_tk_000016.html)



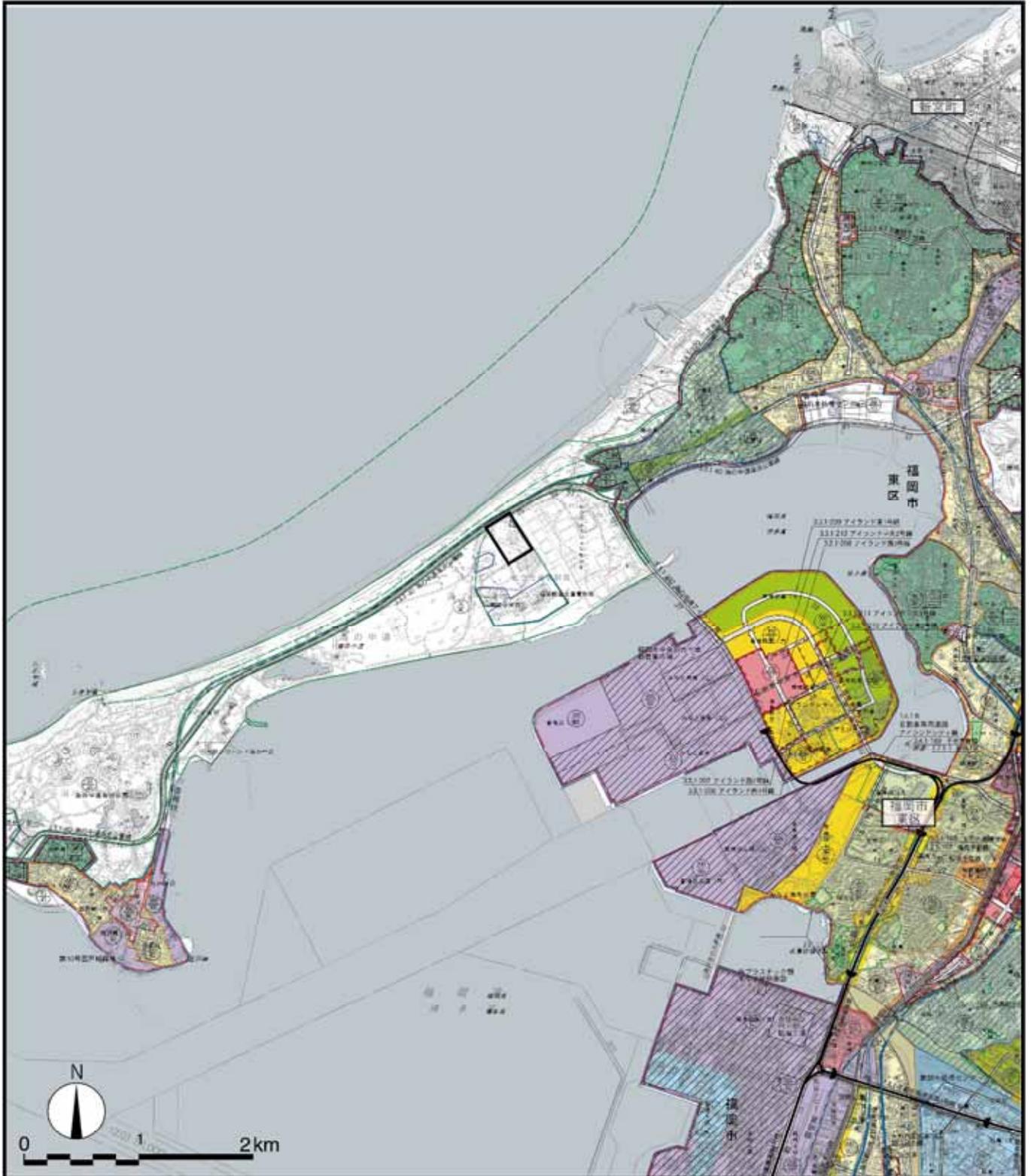
凡例

- : 対象事業実施区域
- : 市町村界
- : 都市地域
- : 農業地域
- : 森林地域
- : 自然公園地域

図 3.2.2-1 土地利用基本計画に基づく地域地区の指定状況

出典:「国土情報ウェブマッピングシステム」(平成27年度 国土交通省国土政策局国土情報化課)
「福岡県の自然公園」(福岡県ホームページ)





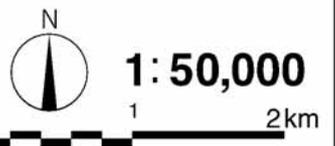
凡例

- : 対象事業実施区域
- : 市町村界

- : 第一種低層住居専用地域
- : 第二種低層住居専用地域
- : 第一種中高層住居専用地域
- : 第二種中高層住居専用地域
- : 第一種住居地域
- : 第二種住居地域
- : 公園・緑地・広場・墓園
- : 自然公園区域

図 3.2.2-2 都市計画法に基づく用途地域の指定状況

- : 準住居地域
- : 近隣商業地域
- : 商業地域
- : 準工業地域
- : 工業地域
- : 工業専用地域



出典：「福岡都市計画総括図」（平成29年4月 福岡市）

(4) 河川の利用の状況

福岡市東区における河川の利用状況は表 3.2.2-4 に示すとおりである。福岡市東区では多々良川からの取水量が多い。

表 3.2.2-4 河川の利用状況（上水、用水）

事業主体名	水道名	河川名		取水口	取水量 m ³ /日	関連ダム名		備考
		水系名	河川名	位置		名称	有効貯水量 (千m ³)	
福岡市	上水	多々良川	多々良川	福岡市東区多の津 第1取水口	100,000	猪野ダム	4,910	
			長谷川	福岡市東区大字 香椎字高道 第3取水口	(31,500)	長谷ダム	4,850	揚水式ダム
福岡地区 水道企業団	用水	多々良川	多々良川	福岡市東区多の津	22,000	鳴淵ダム	4,160	

注) 上水：上水道、用水：用水供給
()：内数

出典：「平成26年度 福岡県の水道」（福岡県県土整備部水資源対策課ホームページ、
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/fukuokakennosuido-26.html>）

(5) 地下水の利用の状況

対象事業実施区域周囲における地下水利用の状況は、以下に示すとおりである。

なお、「福岡市水質測定結果報告書 平成 27 年度版」（平成 28 年 福岡市環境局）によると、福岡市には地下水の揚水が規制されている地域はない。

1) 上水道、用水供給

上水道、用水供給における地下水利用の状況は、表 3.2.2-5 に示すとおりである。

表 3.2.2-5 地下水利用の状況（上水道・用水供給）

市区町名	年間取水量（平成 25 年）
福岡市	0 千m ³
福岡県	48,810 千m ³

出典：「平成26年度 福岡県の水道」（福岡県県土整備部水資源対策課ホームページ、
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/fukuokakennosuido-26.html>）

2) 工業用水

工業用水における地下水利用の状況は、表 3.2.2-6 に示すとおりである。

表 3.2.2-6 地下水利用の状況（工業用水）

市区町名	使用量（平成 26 年）
福岡市東区	226m ³ /日
福岡市全域	10,578m ³ /日
福岡県	85,520m ³ /日

出典：「ふくおかデータウェブ 平成26年福岡県の工業（統計表）」
（福岡県企画・地域振興部調査統計課ホームページ、
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/dataweb/kogyo26.html>）

(6) 海域の利用の状況

対象事業実施区域周囲における海域である筑前海は、対馬暖流の影響を受ける外洋性の海域であり、福岡県内の主要な沿岸漁業の漁場として利用されている。

筑前海区における漁港数と漁港種別状況は表 3.2.2-7 に示すとおりである。対象事業実施区域の周辺には、奈多漁港（第1種漁港）、志賀島漁港（第2種漁港）、弘漁港（第1種漁港）がある。

表 3.2.2-7 漁港数と漁港種別状況（平成6年12月1日）

海区別	総数	第1種	第2種	特定第3種	第4種
筑前海区	37	18	16	1	2
県内総漁港数	65	41	21	1	2

注1) 第1種漁港 : 利用が地元の漁業を主とするもの

注2) 第2種漁港 : 利用範囲が第1種漁港より広く、第3種漁港に属さないもの

注3) 特定第3種漁港 : 第3種漁港（利用範囲が全国的なもの）のうち水産業の振興上、特に重要な漁港のうち法令で定めるもの

注4) 第4種漁港 : 離島その他辺地にあつて漁場の開発または漁船避難上、特に必要なもの

出典 : 「ふくおかデータウェブ 福岡県の漁港」（福岡県企画振興部調査統計課ホームページ、<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/dataweb/search/1/1233.html>）

3.2.3 社会資本整備等の状況

(1) 交通網

対象事業実施区域周囲における主要交通網は、図 3.2.3-1 に示すとおりである。鉄道は対象事業実施区域の北東側に雁ノ巣駅があり、対象事業実施区域の南西側から北東側に JR 香椎線が通っている。また、東側に西鉄貝塚線、JR 鹿児島本線が通っている。

主要な道路としては、対象事業実施区域の北側を南西側から北東側に通る主要地方道 59 号（志賀島和白線）があり、これに対象事業実施区域の北東側で接続する市道三苦雁の巣線（パークウェイ）と市道奈多香椎浜線がある。また、東側には国道 495 号がある。

(2) 道路交通の状況

対象事業実施区域周囲における平成 22 年度の道路交通センサス（全国道路・街路交通情勢調査）による交通量の調査結果は表 3.2.3-1 に、調査地点は図 3.2.3-2 に示すとおりである。

対象事業実施区域に近い主要地方道 59 号（志賀島和白線）の交通量調査地点の 12 時間交通量は 10,314 台であり、大型車混入率は 11.7% である。

表 3.2.3-1 対象事業実施区域周囲における交通量

種類	路線名	調査地点 番号	平成 22 年度					
			12 時間交通量（台）				24 時間 交通量 合計 （台）	昼夜率 （%）
			小型車	大型車	合計	大型車 混入率 （%）		
高速道路	福岡高速 1 号線	5010	22,175	3,406	25,581	13.3	31,628	1.24
	福岡高速 4 号線	5090	26,623	4,795	31,418	15.3	37,774	1.20
一般国道	一般国道 3 号	10030	42,773	6,562	49,335	13.3	71,536	1.45
		10040	42,636	6,699	49,335	13.6	71,662	1.45
		10050	42,773	6,562	49,335	13.3	71,536	1.45
	一般国道 495 号	10660	13,563	943	14,506	6.5	19,148	1.32
		10670	18,424	1,109	19,533	5.7	25,784	1.32
主要地方道	主要地方道 59 号 （志賀島和白線）	40330	9,111	1,203	10,314	11.7	13,202	1.28
一般県道	湊塩浜線	60130	12,360	1,188	13,548	8.8	17,883	1.32
	多田羅名島線	60160	3,912	150	4,062	3.7	5,362	1.32

注) 調査地点番号は、図 3.2.3-2 中の地点に対応する。

出典：「平成22年度 道路交通センサス（全国道路・街路交通情勢調査）一般交通量調査」

（国土交通省ホームページ、<http://www.mlit.go.jp/road/census/h22-1/>）

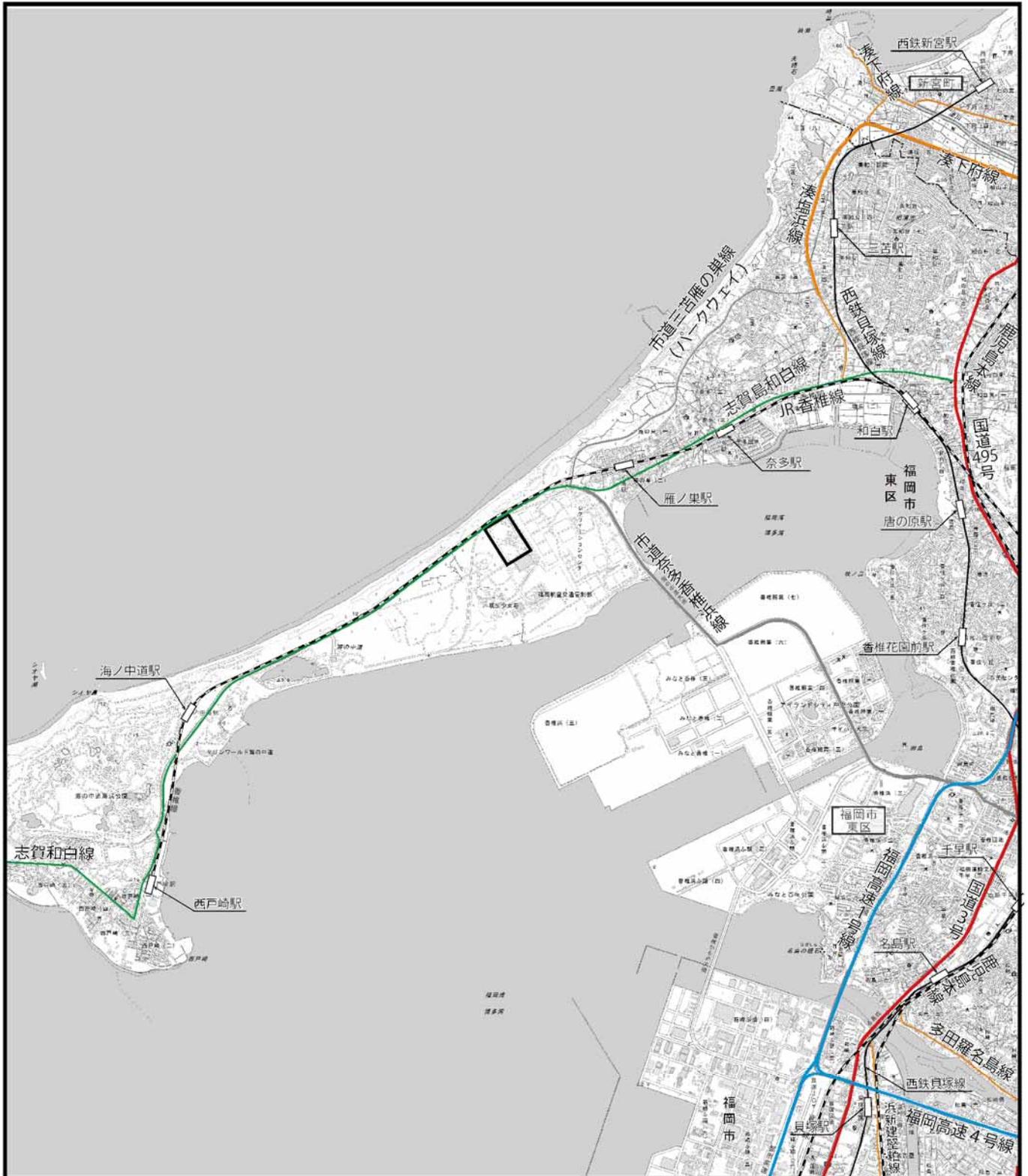
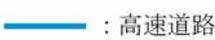
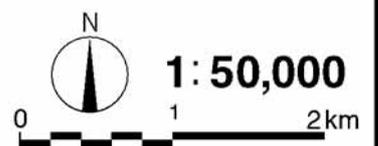


図 3.2.3-1 主要な交通網図

凡例

- | | |
|--|---|
|  : 対象事業実施区域 |  : 高速道路 |
|  : 市町村界 |  : 一般国道 |
|  : 鉄道 (JR) |  : 主要地方道 |
|  : 鉄道 (西鉄) |  : 一般県道 |



出典：「福岡県土整備事務所管内図」(平成28年3月 福岡県福岡県土整備事務所)
 「福岡都市計画総括図」(平成29年4月 福岡市)

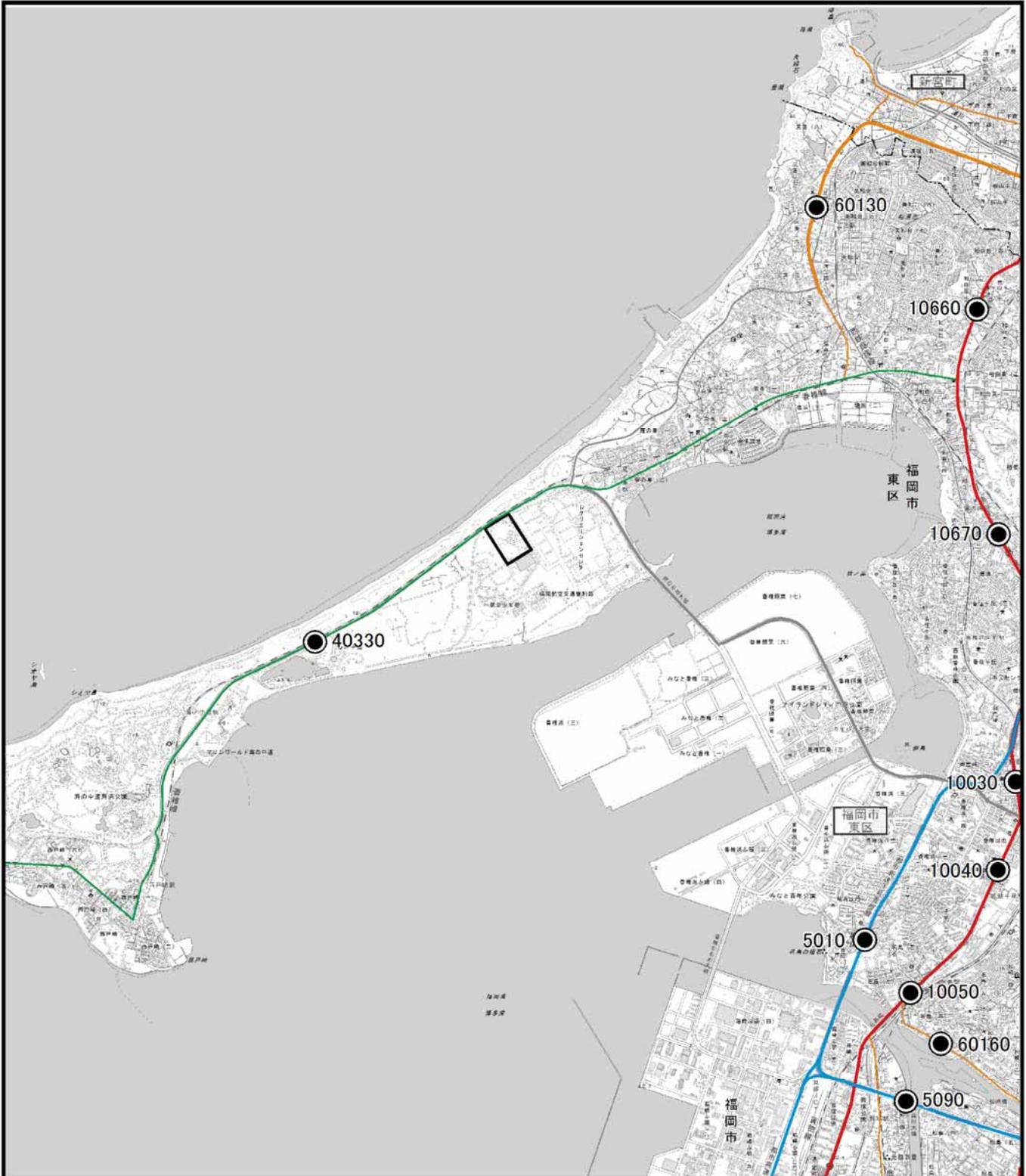


図 3.2.3-2 交通量調査地点位置図

凡 例

◻ : 対象事業実施区域

----- : 市町村界

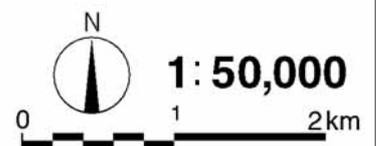
— : 高速道路

— : 一般国道

— : 主要地方道

— : 一般県道

● : 道路交通量調査地点 (数字は表 3.2.3-1 の調査地点番号に対応する。)



出典：「平成22年度 道路交通センサス(全国道路・街路交通情勢調査)一般交通量調査」(国土交通省)

(3) 鉄道輸送の状況

対象事業実施区域周囲に存在する鉄道の駅の乗降客数は、表 3.2.3-2(1)～(3)に示すとおりである。

表 3.2.3-2(1) 対象事業実施区域周囲における各駅乗車人員（1日平均乗車人員・JR）

単位：人／日

線名	駅名	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
鹿児島本線	千早	7,739	8,407	9,276	9,930	10,466

注) 対象事業実施区域の最寄駅である雁ノ巣駅のデータは公表されていないため示していない。

出典：「ふくおかデータウェブ 第10章 運輸・通信」（福岡県企画・地域振興部調査統計課ホームページ、
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/dataweb/report-1-10-3.html>）

表 3.2.3-2(2) 対象事業実施区域周囲における各駅乗降人員（市営地下鉄）

単位：千人／年

線名	駅名	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
箱崎線	貝塚	4,293	4,510	4,722	4,925	5,103

出典：「福岡市統計書（平成28年版） 第9章 運輸・通信」（福岡市統計調査課ホームページ、
<http://www.city.fukuoka.lg.jp/soki/tokeichosa/shisei/toukei/toukeisyo/2016/toukeisyo2016-index.html>）

表 3.2.3-2(3) 対象事業実施区域周囲における各駅乗降人員（西鉄）

単位：千人／年度

駅名	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
貝塚	4,583	4,749	5,039	5,224	5,522
名島	712	776	851	908	957
西鉄千早	1,322	1,540	1,689	1,805	1,964
香椎花園前	982	1,050	1,092	1,094	1,111
唐の原	347	339	351	346	360
和白	697	678	696	711	729
三苫	1,148	1,176	1,225	1,273	1,259
西鉄新宮	481	482	476	492	492

出典：「福岡市統計書（平成28年版） 第9章 運輸・通信」（福岡市統計調査課ホームページ、
<http://www.city.fukuoka.lg.jp/soki/tokeichosa/shisei/toukei/toukeisyo/2016/toukeisyo2016-index.html>）

(4) 海上交通の状況

博多港における入港船舶、海上出入貨物量及び船舶乗降人員数の推移は表 3.2.3-3 に示すとおりである。平成 27 年度の乗降人員の総数は約 270 万人、取扱貨物量の総トン数は約 3,000 万トンである。

表 3.2.3-3 博多港における入港船舶、海上出入貨物量及び船舶乗降人員の推移

		平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
入港船舶	隻数（隻）	31,177	31,052	30,505	30,043	30,070
	総トン数（トン）	59,938,498	61,657,151	57,707,740	60,698,311	74,733,537
海上出入貨物量（トン）		31,687,662	32,354,129	32,251,617	33,807,369	31,330,365
船舶乗降人員（人）		1,753,606	1,961,717	1,780,207	1,967,927	2,743,019

出典：「博多港統計年報－平成26年（2014年）、平成27年（2015年）－」（福岡市港湾局ホームページ、
<http://port-of-hakata.city.fukuoka.lg.jp/profile/data/index.html>）

(5) 学校、病院等

対象事業実施区域周囲における学校、病院等の施設数は表 3.2.3-4 に、施設の区分毎の施設名称一覧は表 3.2.3-5～表 3.2.3-9 に示すとおりである。

また、対象事業実施区域周囲における学校、病院等の位置は図 3.2.3-3(1)～(6)に示すとおりである。

表 3.2.3-4 対象事業実施区域周囲における学校、病院等の施設の数

学校						社会福祉施設	病院	矯正施設
幼稚園・保育園	小学校	中学校	高等学校	大学・短期大学	特別支援学校			
34	14	7	2	4	0	38	9	1

出典：「平成28年度 教育便覧」（福岡県教育庁総務部総務課ホームページ、
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kyouiku-binran-28.html>）
「幼稚園をさがそう！」（社団法人福岡県私立幼稚園振興協会ホームページ、
<http://www.fysk.or.jp/search/index.html>）
「社会福祉手帳2017」（平成28年 社会福祉法人福岡県社会福祉協議会）
「福岡県病院名簿（平成27年4月1日現在）」（福岡県ホームページ、
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/gyosei-shiryo/byouinmeibo.html>）
「全国の矯正管区・矯正施設・矯正研修所一覧」（法務省ホームページ、
http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei_kyousei16-04.html）

表 3.2.3-5 対象事業実施区域周囲における学校等（幼稚園・保育園）

区分	番号	名 称	番号	名 称
幼稚園	1	和白幼稚園	7	ツルタみとま幼稚園
	2	貝塚幼稚園	8	奈多幼稚園
	3	香椎幼稚園	9	福岡名島幼稚園
	4	香椎照葉幼稚園	10	美和台幼稚園
	5	さくら幼稚園	11	雁の巣幼稚園
	6	千早幼稚園		
保育園	12	西戸崎保育園	24	愛咲美保育園
	13	奈多愛育園	25	かんな保育園
	14	オリーブ保育園	26	かんな保育園香椎浜小学校内分園
	15	みとま保育園	27	香椎浜保育園
	16	静ヶ丘保育園	28	つばみ保育園
	17	光和保育園（分園）	29	城浜保育園
	18	第二光和保育園	30	名島保育園
	19	光和保育園	31	信愛保育園
	20	アイランドシティコスモス保育園	32	はこぎき保育園
	21	第二アイランドシティコスモス保育園	33	みそら保育園
	22	香住ヶ丘保育園	34	松島りすの森保育園
	23	御幸保育園		

注) 番号は、図 3.2.3-3(1)中の地点に対応する。

出典：「平成28年度 教育便覧」（福岡県教育庁総務部総務課ホームページ、
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kyouiku-binran-28.html>）
「幼稚園をさがそう！」（社団法人福岡県私立幼稚園振興協会ホームページ、
<http://www.fysk.or.jp/search/index.html>）
「保育のひろば」（福岡市保育協会、<http://www.hoiku.or.jp/>）

表 3.2.3-6(1) 対象事業実施区域周囲における学校等（小学校）

区分	番号	名 称	番号	名 称
小学校	1	千早西小学校	8	美和台小学校
	2	名島小学校	9	奈多小学校
	3	香住丘小学校	10	香椎浜小学校
	4	東箱崎小学校	11	香陵小学校
	5	和白小学校	12	三苦小学校
	6	千早小学校	13	照葉小学校
	7	城浜小学校	14	西戸崎小学校

注) 番号は、図 3.2.3-3(2)中の地点に対応する。

出典：「平成28年度 教育便覧」（福岡県教育庁総務部総務課ホームページ、
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kyouiku-binran-28.html>）

表 3.2.3-6(2) 対象事業実施区域周囲における学校等（中学校、高等学校、大学・短期大学）

区分	番号	名 称	番号	名 称
中学校	1	箱崎中学校	5	城香中学校
	2	香椎第一中学校	6	照葉中学校
	3	和白中学校	7	和白丘中学校
	4	香椎第二中学校		
高等学校	8	香住丘高等学校	9	立花高等学校
大学・短期大学	10	九州大学	12	福岡工業大学
	11	福岡女子大学	13	サイバー大学

注) 番号は、図 3.2.3-3(3)中の地点に対応する。

出典：「平成28年度 教育便覧」（福岡県教育庁総務部総務課ホームページ、
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kyouiku-binran-28.html>）

表 3.2.3-7 対象事業実施区域周囲における社会福祉施設

区分	番号	名 称	番号	名 称
社会福祉施設	1	和白青松園	20	ぼすと
	2	博多老人ホーム	21	福岡市立東障がい者フレンドホーム
	3	奈多創生園	22	ヘルパーステーションフクシア
	4	西戸崎創生園	23	和白ホーム
	5	アイランドシティ照葉	24	福岡市東区精神障がい者相談支援センター
	6	シエル名島	25	ケアプランセンターケアエイド
	7	照葉	26	福岡市東区知的障がい者相談支援センター
	8	長雲荘	27	障がい者ライフサポートセンター野の花
	9	海の中道	28	ケアプランういる
	10	フレンドピーチ	29	めだかホーム
	11	福岡市立ふよう学園	30	パティオ西戸崎
	12	やまと更生センター	31	ルーツ西戸崎
	13	野の花学園キャリアワーク立花	32	グループホーム千早
	14	喫茶ほっと	33	グループホーム白百合荘
	15	めだか共同作業所	34	グループホーム四季の家
	16	アクト	35	はくちょうホーム
	17	ふきのとう	36	MT奈多ケア院
	18	和白苑	37	みつみ介護老人保護施設
	19	はくちょう共働作業所	38	野の花学園グループホーム東

注) 番号は、図 3.2.3-3(4)中の地点に対応する。

出典：「社会福祉手帳2017」（平成28年 社会福祉法人福岡県社会福祉協議会）

表 3.2.3-8 対象事業実施区域周囲における病院

区分	番号	名 称	番号	名 称
病院	1	雁の巣病院	6	貝塚病院
	2	医療法人福満会ふくみつ病院	7	福岡和白病院
	3	医療法人済世会河野名島病院	8	杉岡記念病院
	4	国家公務員共済組合連合会千早病院	9	福岡市立こども病院
	5	東福岡和仁会病院		

注) 番号は、図 3.2.3-3(5)中の地点に対応する。

出典：「福岡県病院名簿（平成27年4月1日現在）」（福岡県ホームページ、
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/gyosei-shiryo/byouinmeibo.html>）

表 3.2.3-9 対象事業実施区域周囲における矯正施設

区分	番号	名 称
少年院	1	筑紫少女苑

注) 番号は、図 3.2.3-3(6)中の地点に対応する。

出典：「全国の矯正管区・矯正施設・矯正研修所一覧」（法務省ホームページ、
http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei_kyousei16-04.html）

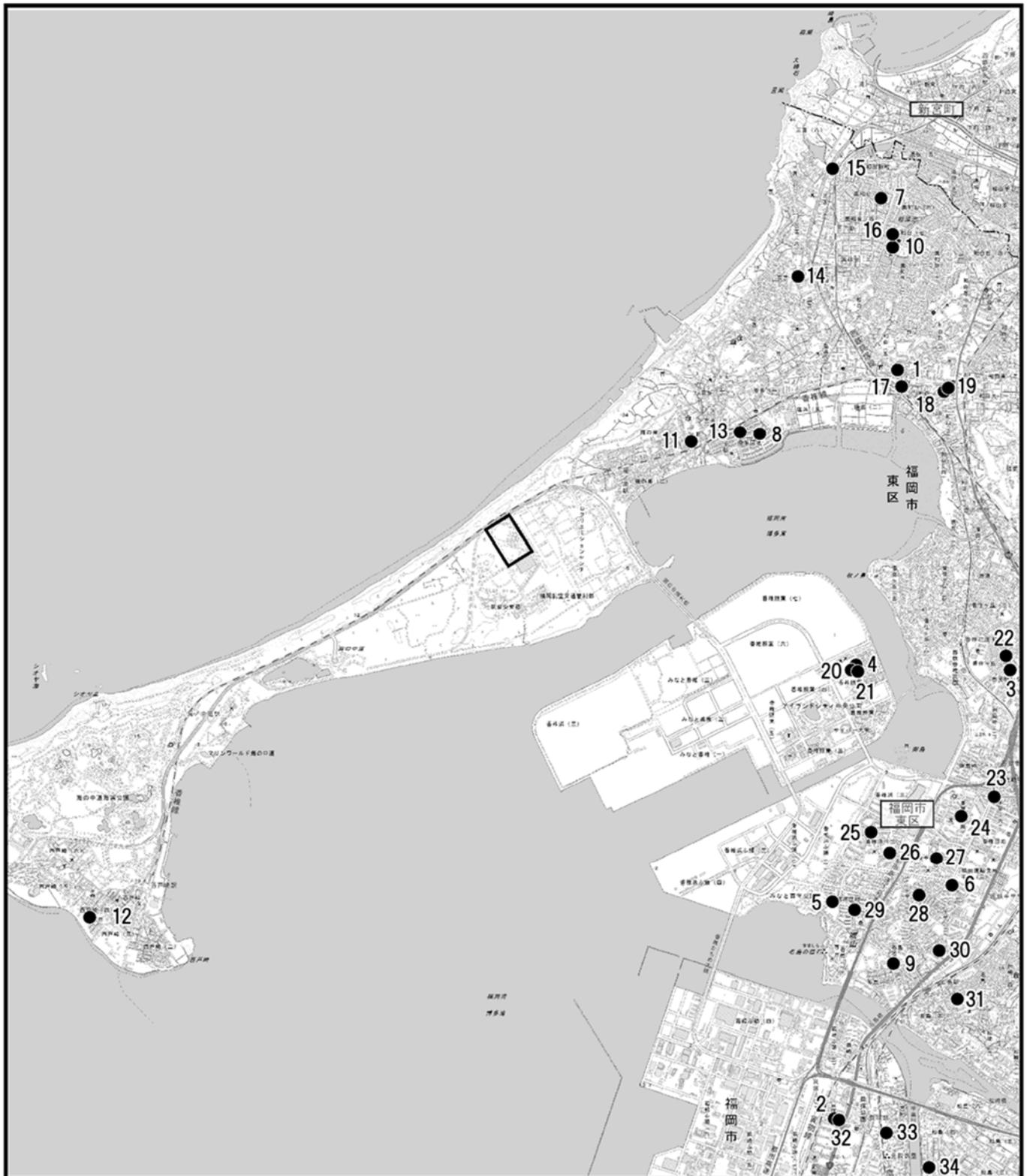


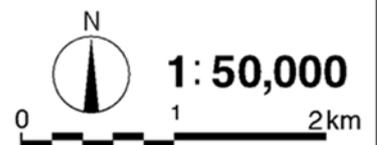
図 3.2.3-3(1) 学校、病院等位置図
(幼稚園・保育園)

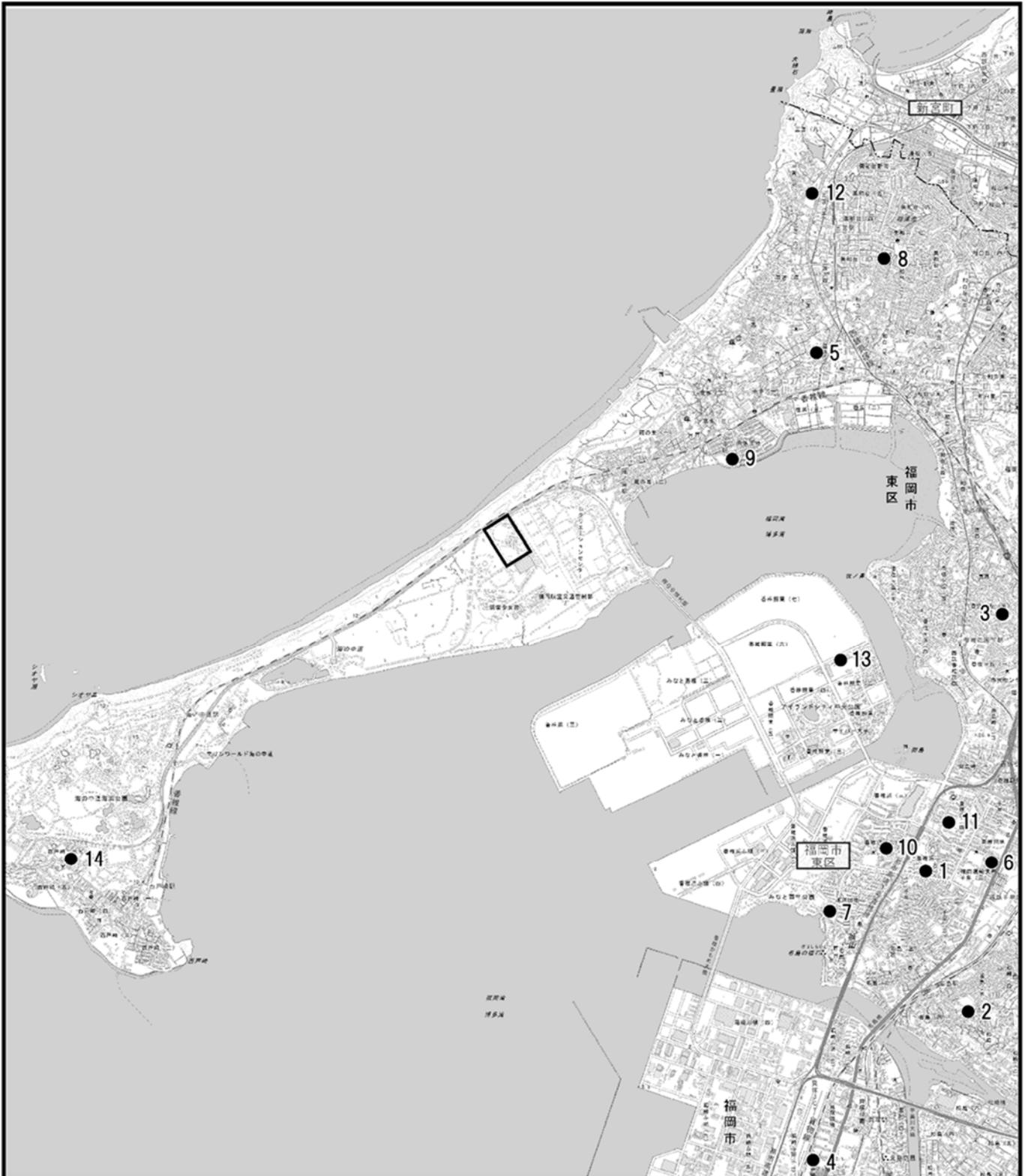
凡 例

- : 対象事業実施区域
- : 市町村界
- : 幼稚園・保育園

注) 数字は、表 3.2.3-5 の番号に対応する。

出典:「平成28年度 教育便覧」(福岡県教育庁総務部総務課ホームページ)
「幼稚園をさがそう!」(社団法人福岡県私立幼稚園振興協会ホームページ)
「保育のひろば」(福岡市保育協会、<http://www.hoiku.or.jp/>)



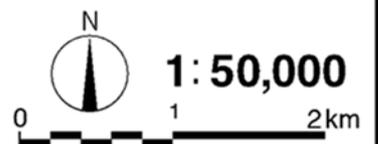


凡 例

- : 対象事業実施区域
- : 市町村界
- : 小学校

注) 数字は、表 3.2.3-6(1)の番号に対応する。

図 3.2.3-3(2) 学校、病院等位置図 (小学校)



出典:「平成28年度 教育便覧」(福岡県教育庁総務部総務課ホームページ)

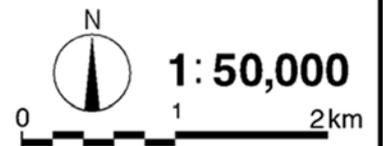


凡例

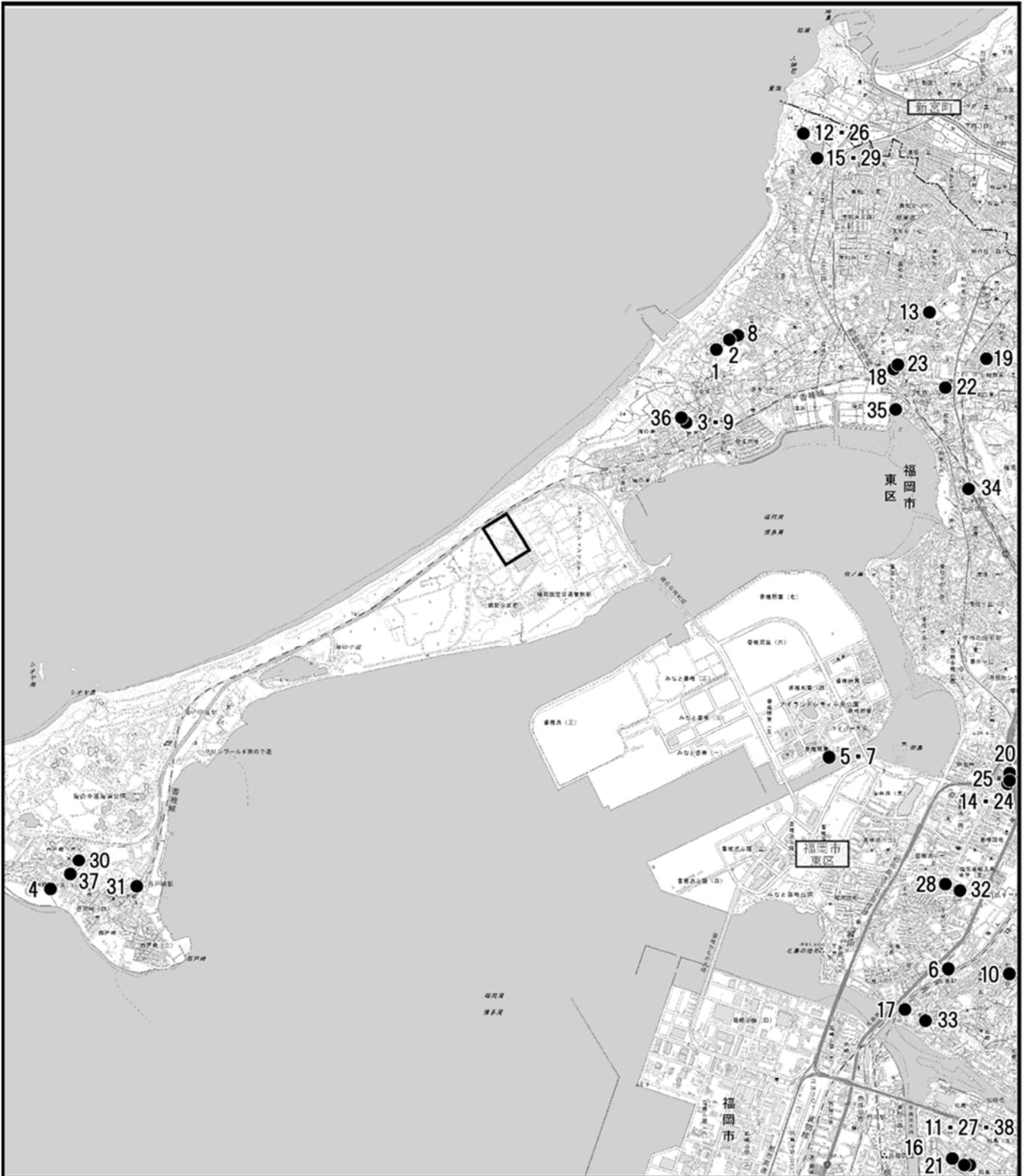
- : 対象事業実施区域
- : 市町村界
- : 中学校
- : 高等学校
- ▲ : 大学・短期大学

注) 数字は、表 3.2.3-6(2)の番号に対応する。

図 3.2.3-3(3) 学校、病院等位置図
(中学校、高等学校、大学・短期大学)



出典:「平成28年度 教育便覧」(福岡県教育庁総務部総務課ホームページ)

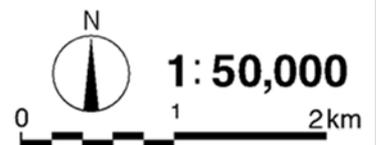


凡 例

- : 対象事業実施区域
- : 市町村界
- : 社会福祉施設

注) 数字は、表 3.2.3-7 の番号に対応する。

図 3.2.3-3(4) 学校、病院等位置図 (社会福祉施設)



出典:「社会福祉手帳 2017」(平成 28 年 11 月 社会福祉法人福岡県社会福祉協議会)

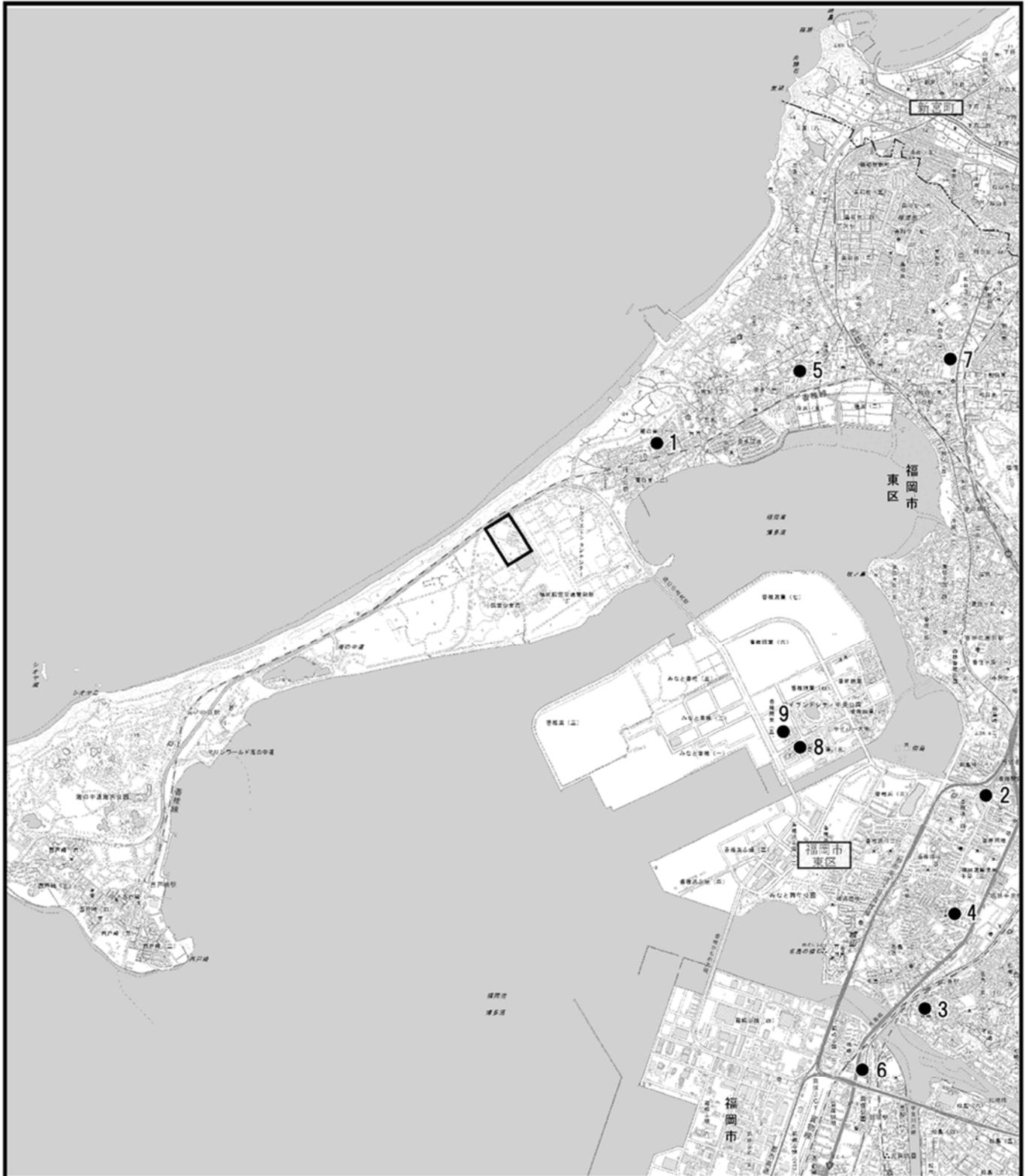
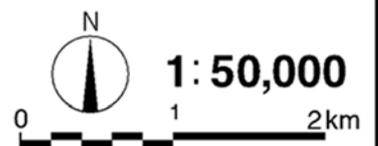


図 3.2.3-3(5) 学校、病院等位置図 (病院)

凡 例

- : 対象事業実施区域
- : 市町村界
- : 病院

注) 数字は、表 3.2.3-8 の番号に対応する。



出典:「福岡県病院名簿 (平成 27 年 4 月 1 日現在)」(福岡県ホームページ)

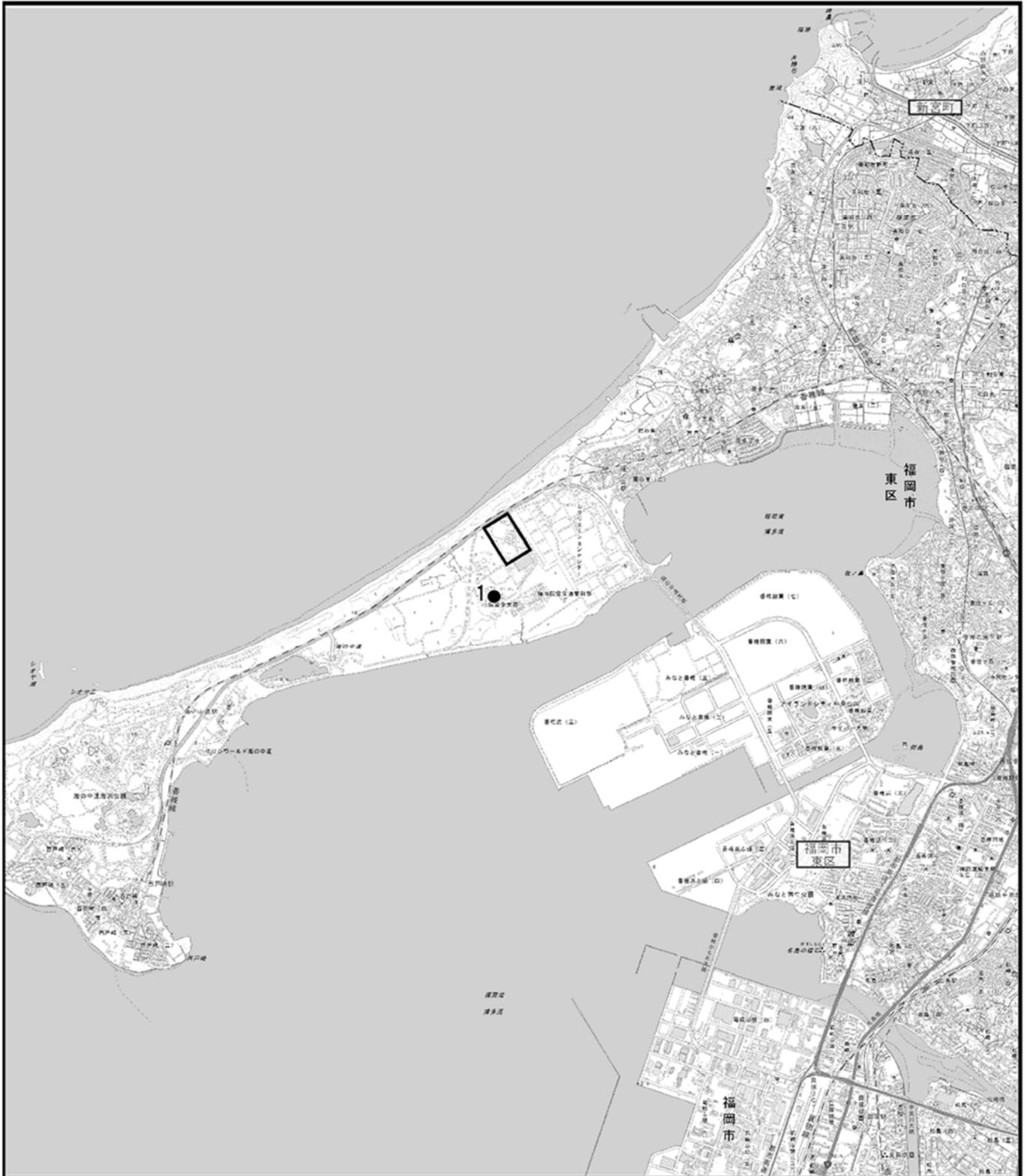
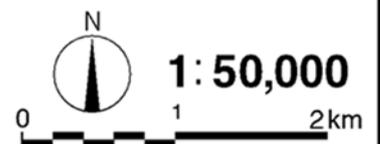


図 3.2.3-3(6) 矯正施設

凡例

- : 対象事業実施区域
- : 市町村界
- : 矯正施設

注) 数字は、表 3.2.3-9 の番号に対応する。



出典:「全国の矯正管区・矯正施設・矯正研修所一覧」(法務省ホームページ)

(6) 住宅

対象事業実施区域の周辺は、住宅が多く分布している地域ではないが、対象事業実施区域の北東側約 1km のところに住宅街である雁の巣地区の民家等があり、南西側約 450m のところに矯正施設（筑紫少女苑）の寮及び職員宿舎がある。

(7) 公共下水道整備の状況

福岡市における平成 27 年 3 月 31 日現在の公共下水道の整備の状況は、表 3.2.3-10 に示すとおりであり、普及率は 99.6%となっている。

表 3.2.3-10 公共下水道整備の状況

市町村名	行政人口 (人)	処理人口 (人)	整備面積 (ha)	普及率 (%)
福岡市	1,487,970	1,482,600	17,007	99.6

注) 行政人口は平成27年3月31日現在の住民基本台帳人口。

出典：「福岡県の下水道 平成27年度」（福岡県建築都市部下水道課ホームページ、
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/gyosei-shiryo/fukuokakennogesuido-h27.html>）

3.2.4 環境保全上の指定・規制の状況

(1) 環境基本法に基づく環境基準

1) 大気汚染に係る環境基準

「環境基本法」(平成5年11月 法律第91号)第16条第1項の規定に基づき、大気汚染に係る環境上の条件について、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準として、二酸化いおう、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン及び微小粒子状物質の10物質に関して、それぞれ環境基準が設定されている。

大気汚染に係る環境基準は、表 3.2.4-1 に示すとおりである。

表 3.2.4-1 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が 0.06 ppm以下であること。
ベンゼン	1年平均値が 0.003 mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が 0.2 mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が 0.2 mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が 0.15 mg/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。
備考	<ol style="list-style-type: none"> 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレート、その他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。 ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンによる大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

出典：「大気汚染に係る環境基準について」(昭和48年5月8日 環告第25号)
「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年7月11日 環告第38号)
「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」(平成9年2月4日 環告第4号)
「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」(平成21年9月9日 環告第33号)

2) 水質汚濁に係る環境基準

「環境基本法」第16条第1項の規定に基づき、水質汚濁に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、「人の健康の保護に関する環境基準」及び「生活環境の保全に関する環境基準」が定められている。

「人の健康の保護に関する環境基準」は全ての公共用水域に適用され、「生活環境の保全に関する環境基準」は河川、湖沼及び海域別に水域の利用目的に応じて設定されている。

水質汚濁に係る環境基準は表 3.2.4-2(1)～(6)に、対象事業実施区域周囲の河川・海域における環境基準に係る水域類型の指定状況は図 3.2.4-1 に示すとおりである。

表 3.2.4-2(1) 水質汚濁に係る環境基準

○人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下	チウラム	0.006 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下	シマジン	0.003 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	セレン	0.01 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	ふっ素	0.8 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	ほう素	1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下		
備考			
1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。			
2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。			
3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。			
4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格K0102（以下「規格」という）43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。			

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日 環告第59号）

表 3.2.4-2(2) 水質汚濁に係る環境基準

○生活環境の保全に関する環境基準<河川（湖沼を除く）>

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L以下	25 mg/L以下	7.5 mg/L以上	50 MPN /100 ml 以下
A	水道2級、水産1級 水浴及びB以下の欄に掲げる もの	6.5以上 8.5以下	2 mg/L以下	25 mg/L以下	7.5 mg/L以上	1,000 MPN /100 ml 以下
B	水道3級、水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L以下	25 mg/L以下	5 mg/L以上	5,000 MPN /100 ml 以下
C	水産3級 工業用水1級及びD以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L以下	50 mg/L以下	5 mg/L以上	—
D	工業用水2級 農業用水及びEの欄に掲げる もの	6.0以上 8.5以下	8 mg/L以下	100 mg/L以下	2 mg/L以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10 mg/L以下	ごみ等の浮遊 が認められないこと。	2 mg/L以上	—

備考

1. 基準値は、日間平均値とする。
2. 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。
3. 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう。
4. 最確数による定量法とは、次のものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる）。
試料10ml、1ml、0.1ml、0.01ml……のように連続した4段階（試料量が0.1ml以下の場合は1mlに希釈して用いる。）を5本ずつBGLB醗酵管に移殖し、35～37℃、48±3時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから100ml中の最確数について最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最少量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができない時は、冷蔵して数時間以内に試験する。

注1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注2) 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

注3) 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

注4) 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊な浄水操作を行うもの

注5) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日 環告第59号）

表 3.2.4-2(3) 水質汚濁に係る環境基準

○生活環境の保全に関する環境基準<河川（湖沼を除く）>

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下
備考 1. 基準値は、年間平均値とする。				

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日 環告第59号）

表 3.2.4-2(4) 水質汚濁に係る環境基準

○生活環境の保全に関する環境基準<海域>

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産1級、水浴、自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000 MPN /100 mL 以下	検出されないこと。
B	水産2級、工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以上	-	検出されないこと。
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8 mg/L 以下	2 mg/L 以上	-	-
備考 1. 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70 MPN/100 mL以下とする。						

注1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注2) 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用

水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用

注3) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日 環告第59号）

表 3.2.4-2(5) 水質汚濁に係る環境基準

○生活環境の保全に関する環境基準<海域>

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全燐
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
II	水産1種、水浴及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
IV	水産3種 工業用水生物生息環境保全	1 mg/L 以下	0.09 mg/L 以下
備考			
1. 基準値は、年間平均値とする。			
2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。			

注1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注2) 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

注3) 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日 環告第59号）

表 3.2.4-2(6) 水質汚濁に係る環境基準

○生活環境の保全に関する環境基準<海域>

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	水生生物の生息する水域	0.02 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01 mg/L 以下	0.0007 mg/L 以下	0.006 mg/L 以下

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日 環告第59号）

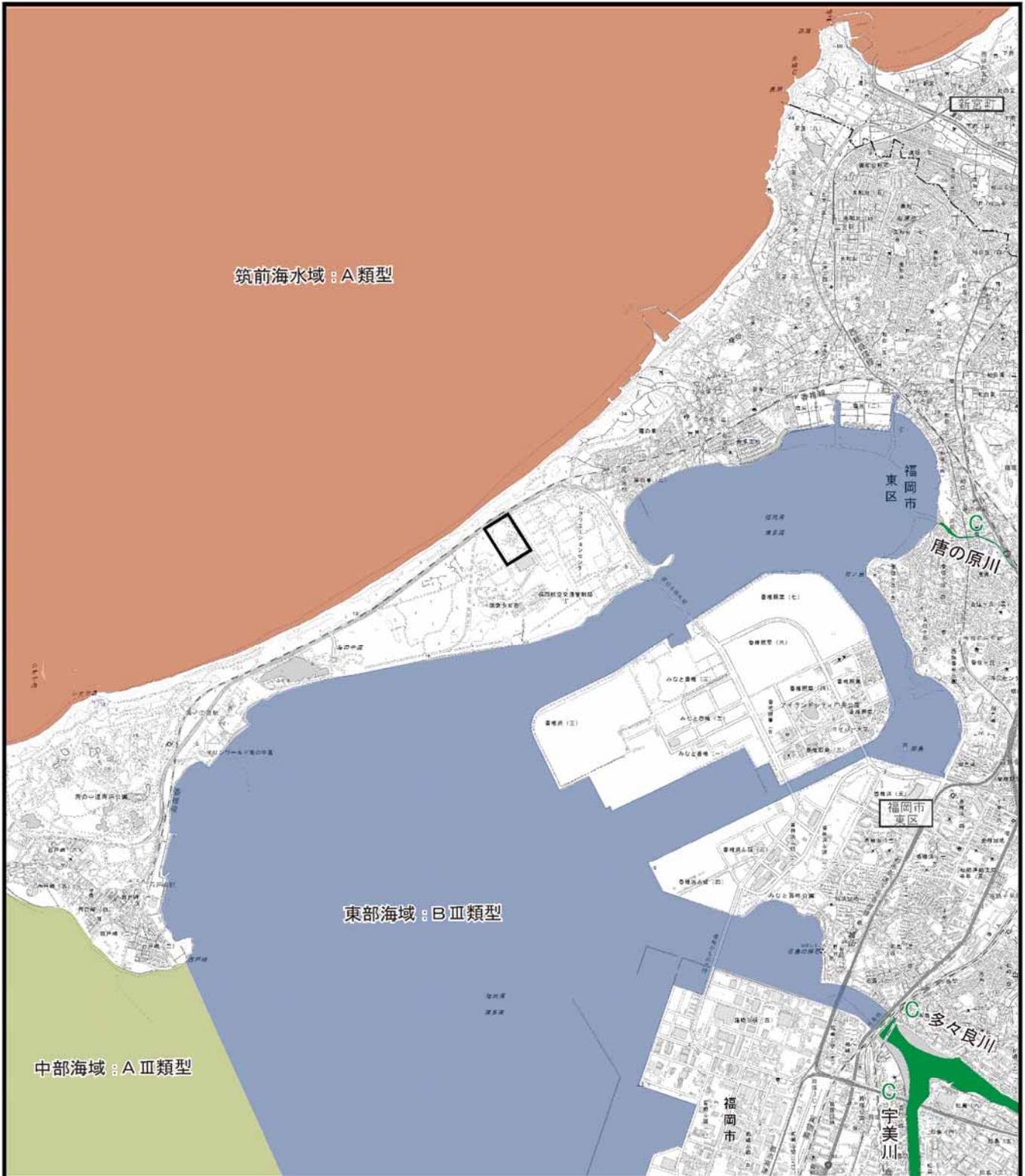


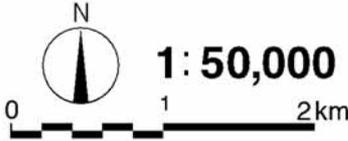
図 3.2.4-1 水域類型指定状況

凡例

: 対象事業実施区域
 - - - - - : 市町村界

河川類型指定
 : C類型

海域類型指定
 : A類型
 : AⅢ類型
 : BⅢ類型



出典：「水域別環境基準類型指定」(福岡県ホームページ)
 「平成28年度版公害関係測定結果」(平成29年1月 福岡県)

3) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

「環境基本法」第16条第1項の規定に基づき、地下水の水質汚濁に係る環境上の条件について、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として環境基準が定められている。

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、表 3.2.4-3 に示すとおりである。

表 3.2.4-3 地下水の水質汚濁に係る環境基準

○人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下	チウラム	0.006 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003 mg/L 以下
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	セレン	0.01 mg/L 以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002 mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	ふっ素	0.8 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	ほう素	1 mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下
備考			
1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。			
2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄（環境省ホームページ）に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。			
3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格（以下「規格」という）K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。			
4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。			

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年3月13日 環告第10号）

「地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件」

（平成28年3月29日 環境省示第31号）

4) 騒音に係る環境基準

ア．一般住居環境

「環境基本法」第16条第1項の規定に基づき、騒音に係る環境上の条件について、生活環境を保全し、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として環境基準が定められている。

騒音に係る環境基準は表 3.2.4-4(1)～(3)に、対象事業実施区域周囲における騒音に係る環境基準の地域類型は図 3.2.4-2 に示すとおりである。

なお、この環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しないものとする。

表 3.2.4-4(1) 騒音に係る環境基準（道路に面する地域以外の地域（一般地域））

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

注1) 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。

注2) 騒音の評価手法は、等価騒音レベル (L_{Aeq}) によるものとし、時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベルによって評価することを原則とする。

注3) AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。

注4) Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

注5) Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

注6) Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

注7) 地域類型のあてはめは、平成24年4月1日 福岡市告示第113号に基づいて以下とする。

AA : 当該地域なし

A : 騒音規制法第3条第1項の規定に基づき指定する地域（以下「指定地域」という。）のうち、同法第4条第1項の規定に基づき定める時間及び区域の区分ごとの規制基準（以下「規制基準」という。）により第1種区域に区分された地域

B : 指定地域のうち、規制基準により第2種区域に区分された地域

C : 指定地域のうち、規制基準により第3種区域及び第4種区域に区分された地域

除外 : 工業専用地域、臨港地区、福岡空港

出典 : 「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日 環告第64号）

（地域類型のあてはめ：平成24年4月1日 福岡市告示第113号）

表 3.2.4-4(2) 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
備考 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。		

注1) 時間の区分は、表 3.2.4-4(1)の注1)と同様である。

注2) 騒音の評価手法は、等価騒音レベル (L_{Aeq}) によるものとし、時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベルによって評価することを原則とする。

注3) 地域類型のあてはめは、表 3.2.4-4(1)の注7)と同様である。

注4) 表中の「道路に面する地域」とは、表 3.2.4-4(2)に掲げる地域に該当する地域をいう。

出典 : 「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日 環告第64号）

（地域類型のあてはめ：平成24年4月1日 福岡市告示第113号）

表 3.2.4-4(3) 騒音に係る環境基準（幹線交通を担う道路に近接する空間）

基 準 値	
昼 間	夜 間
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。	

注1) 時間の区分は、表 3.2.4-4(1)の注1) と同様である。

注2) 騒音の評価手法は、等価騒音レベル (L_{Aeq}) によるものとし、時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベルによって評価することを原則とする。

注3) 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。

- 1) 道路法（昭和27年 法律第180号）第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。）。
- 2) 前項に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であって都市計画法施行規則（昭和44年 建設省令第49号）第7条第1項に定める自動車専用道路。

注4) 「幹線道路を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。

- 1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15m
- 2) 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20m

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日 環告第64号）

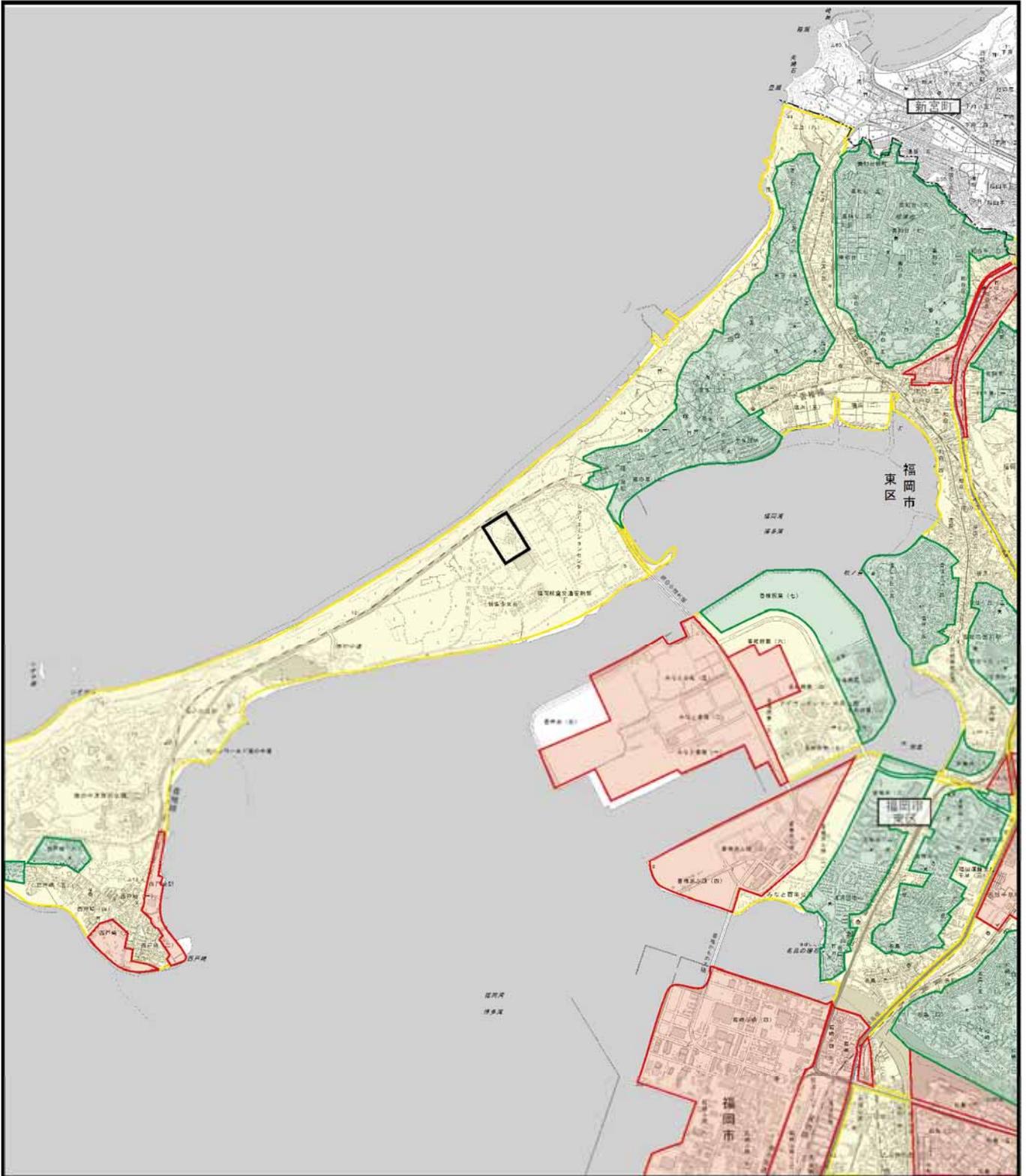
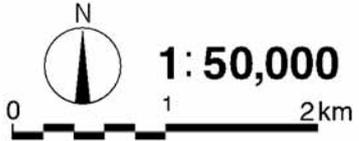


図 3.2.4-2 騒音に係る環境基準の
類型指定状況

凡例

- : 対象事業実施区域
- : 市町村界
- : A類型
- : B類型
- : C類型



出典：「騒音規定法及び振動規制法に係る指定地域図」(平成27年3月 福岡市)

イ．航空機騒音

「環境基本法」第16条第1項の規定に基づき、航空機騒音に係る環境上の条件について、生活環境を保全し、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として環境基準が定められている。

航空機騒音に係る環境基準は表 3.2.4-5 に、対象事業実施区域周囲における航空機騒音に係る環境基準の地域類型は図 3.2.4-3 に示すとおりである。

なお、航空機騒音に係る環境基準については、環境省より平成19年12月17日付で一部改正が告示されている。改正前の環境基準は表 3.2.4-6 に示すとおりである。

表 3.2.4-5 航空機騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値 (L _{den})
I	57 デシベル以下
II	62 デシベル以下
備考 1. 1日平均着陸回数が10回以下の飛行場についても適用対象とする。 2. 平成25年4月1日施行	

注1) I をあてはめる地域は専ら住宅の用に供される地域とし、II をあてはめる地域は I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

注2) 地域類型は平成4年4月6日 福岡県告示第672号に基づいて指定されており、以下に示すとおりである。

I : 福岡市(東区, 博多区, 中央区, 南区), 筑紫野市, 春日市, 大野城市, 太宰府市, 那珂川町, 宇美町, 志免町, 須恵町, 粕屋町のうち, 第1種低層住居専用地域, 第2種低層住居専用地域, 第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域

II : 福岡市(東区, 博多区, 中央区, 南区), 筑紫野市, 春日市, 大野城市, 太宰府市, 那珂川町, 宇美町, 志免町, 須恵町, 粕屋町のうち, 類型Iをあてはめた地域以外の地域。

ただし, 工業専用地域, 市街化調整区域にある森林地域(国土利用計画法), 河川区域(河川法), 海上, 湖沼及び福岡空港敷地は除く。

注3) L_{den}とは、時間帯補正等価騒音レベルのことで、航空機の飛行音や地上音を時間帯によって重み付けし、1日の航空機騒音レベルを評価した指標である。単位はデシベル (dB) で表す。

注4) 環境基本法における航空機騒音に係る環境基準が改正され、平成25年4月から評価指標が加重等価平均感覚騒音レベル (WECPNL) から時間帯補正等価騒音レベル (L_{den}) に変更された。(「航空機騒音に係る環境基準について」昭和48年12月27日 環告第154号 最終改正 平成19年 環告第114号)

出典：「航空機騒音に係る環境基準について」

(昭和48年12月27日 環告第154号)

(区域の区分：平成4年4月6日 福岡県告示第672号)

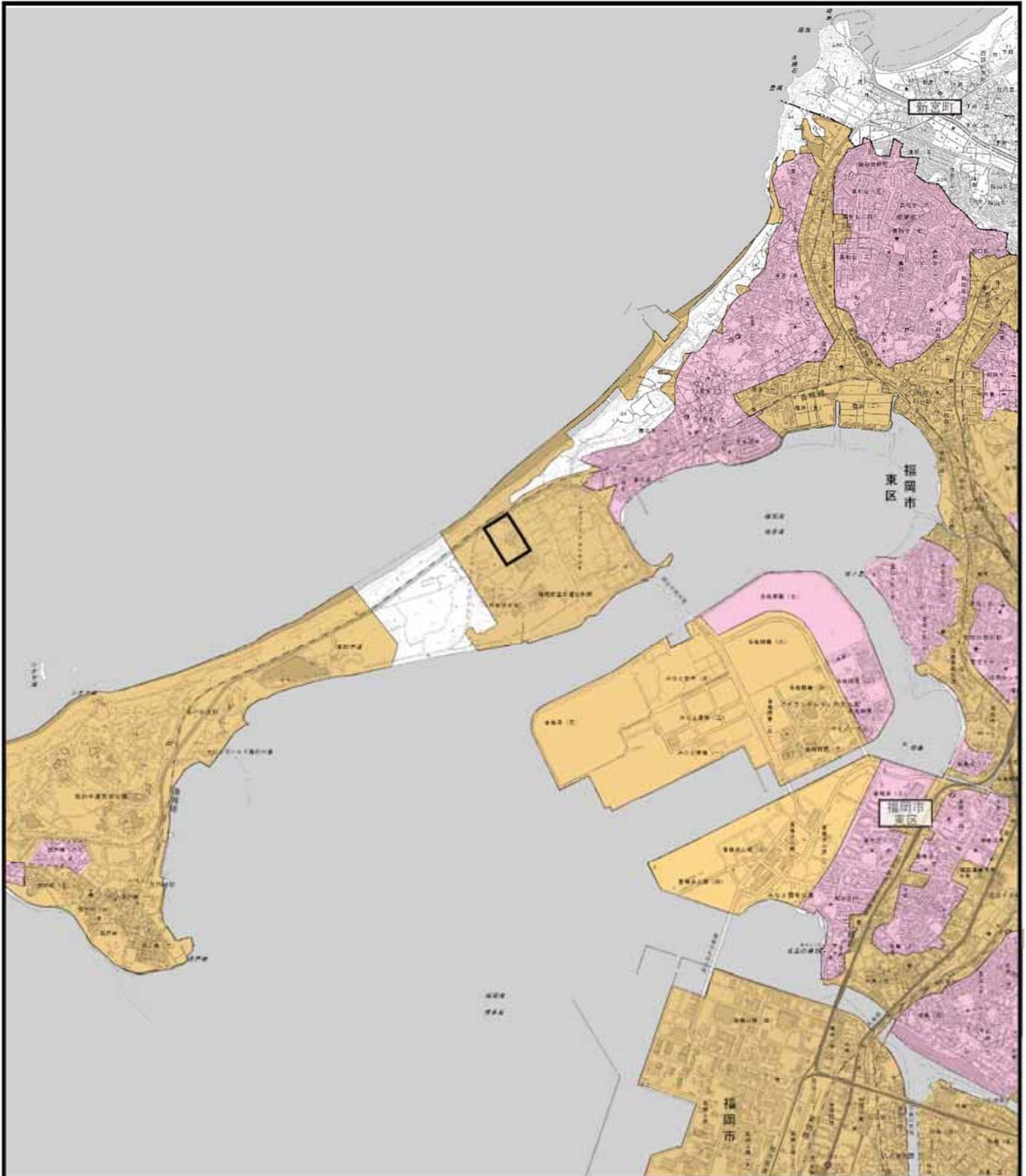
表 3.2.4-6 航空機騒音に係る環境基準 (改正前)

地域の類型	基準値 (WECPNL)
I	70 以下
II	75 以下

注1) I をあてはめる地域は専ら住宅の用に供される地域とし、II をあてはめる地域は I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

注2) WECPNLとは、加重等価平均感覚騒音レベルのことで、最大騒音レベルのパワー平均値に、夕方の機数、夜間の機数による補正を加えて算出される評価指標である。

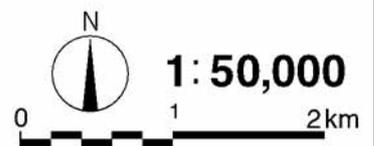
出典：「航空機騒音に係る環境基準について」 (昭和48年12月27日 環告第154号)



凡例

- : 対象事業実施区域
- : 市町村界
- : 類型Ⅰ
- : 類型Ⅱ

図 3.2.4-3 航空機騒音に係る環境基準の
類型指定状況



出典：「福岡都市計画総括図」（平成29年4月 福岡市）

5) 土壌の汚染に係る環境基準

「環境基本法」第16条第1項の規定に基づき、土壌に係る環境上の条件について、生活環境を保全し、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として、カドミウム、全シアン、有機燐（りん）、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、アルキル水銀、ポリ塩化ビフェニル、銅等の29項目に関して環境基準が定められている。

土壌の汚染に係る環境基準は、表3.2.4-7に示すとおりである。

表 3.2.4-7 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4 mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐（りん）	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05 mg 以下であること。
砒（ひ）素	検液 1L につき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1 kg につき 15 mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005 mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1 kg につき 125 mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02 mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002 mg 以下であること。
クロロエチレン （別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1L につき 0.002 mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004 mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1 mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04 mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1 mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006 mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03 mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002 mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006 mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003 mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02 mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8 mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1 mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05 mg 以下であること。
備考	<p>1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものについては付表（環境省ホームページ）に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。</p> <p>2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値については、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1 mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。</p> <p>3. 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄（環境省ホームページ）に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>4. 有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。</p>

出典：「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年8月23日 環告第46号）

「土壌の汚染に係る環境基準についての一部を改正する件」（平成28年3月29日 環境省告示第30号）

6) ダイオキシン類による環境基準

「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年7月 法律第105号)第7条の規定に基づき、ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として、表3.2.4-8に示すとおり環境基準が定められている。

表 3.2.4-8 ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境基準

媒体	基準値
大気	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下
水質(水底の底質を除く。)	1 pg-TEQ/L以下
水底の底質	150 pg-TEQ/g以下
土壌	1,000 pg-TEQ/g以下
備考	
1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2. 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。 3. 土壌に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法(この表の土壌の欄に掲げる測定方法(環境省ホームページ)を除く。以下「簡易測定方法」という。)により測定した値(以下「簡易測定値」という。)に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法(環境省ホームページ)により測定した値とみなす。 4. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合(簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g以上の場合)には、必要な調査を実施することとする。	

出典:「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境基準について」(平成11年12月27日 環告第68号)

(2) 大気汚染に係る規制

1) 施設の設置等に対する規制

「大気汚染防止法」(昭和43年6月 法律第97号)では、同法で規定するばい煙発生施設及び粉じん発生施設及び揮発性有機化合物排出施設を設置しようとする場合に届出義務を課すほか、ばい煙の排出基準及び粉じん発生施設の構造、使用、管理に関する基準、揮発性有機化合物排出施設の排出基準が定められている。

また、「福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例」(平成14年12月 福岡県条例第79号)では「大気汚染防止法」の規模要件に該当しない小規模の施設についても、同条例で規定する、ばい煙に係る特定施設として設置する場合に届出が義務づけられ、排出基準が定められている。

対象事業実施区域周囲において、大気汚染防止法及び条例で規制されている物質及びその規制基準の概要は、表3.2.4-9に示すとおりである。

また、ばい煙発生施設又は特定物質(アンモニア等28物質)を発生する施設を設置している者に対して、事故が発生した場合の応急措置及び復旧義務が課せられている。

表 3.2.4-9 規制対象物質及びその規制基準の概要

規制物質	規制基準	法令	備考	
硫黄酸化物	排出口の高さ (He) 及び地域ごとに定める定数 K の値に応じて規制値 (排出量) を設定。 $q=K \times 10^{-3} \times He^2$ K 値： 福岡市 8.76 その他の市町 17.5	大気汚染防止法施行規則第 3 条	汚染地域に厳しくするため地域ごとに基準値を定めている。	
ばいじん	0.04 ~ 0.5 g/Nm ³ (一般排出基準)	同第 4 条	施設の種類及び規模ごとに基準値を定めている。	
有害物質	カドミウム及びその化合物	1.0 mg/Nm ³	同第 5 条	施設を指定している。
	塩素	30 mg/Nm ³	同第 5 条	施設を指定している。
	塩化水素	80 mg/Nm ³ (700 mg/Nm ³)	同第 5 条	施設を指定している。() 内は廃棄物焼却施設のみ。
	ふっ素、ふっ化水素及びふっ化けい素	1.0 ~ 20 mg/Nm ³	同第 5 条	施設によって 4 種の基準がある。
	鉛及びその化合物	10 ~ 30 mg/Nm ³	同第 5 条	施設を指定している。
	窒素化合物	新設： 60 ~ 400 ppm 既設： 130 ~ 600 ppm	同第 5 条	施設を指定している。

出典：「大気汚染防止法施行規則」（昭和46年6月22日 厚・通令第1号）

2) 自動車排出ガスの規制

現在、規制の対象となる「自動車」として、ガソリン、液化石油ガス又は軽油を燃料とする普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車並びに原動機付自転車が定められており、「自動車排出ガス」として、一酸化炭素、非メタン炭化水素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質が定められている。

自動車が一定の条件で運行する場合に排出される自動車排出ガスの量の「許容限度」が定められており、自動車の種類・重量・乗車定員及びエンジンの修理、使用燃料、並びに排出形態別に応じた所定の測定方法による場合の、自動車排出ガスの排出重量又は排出濃度として定められている。

自動車排出ガスの量は、自動車の構造、装置等と密接不可分の関係にあり、その実施については「大気汚染防止法」では直接には行わず、「道路運送車両法」（昭和 26 年 6 月 法律第 185 号）に基づいて規制を行うこととし、国土交通大臣は、同法に基づく規制の実施の際に、大気汚染の防止を図るべく自動車排出ガスの量の許容限度が確保されるように考慮しなければならないこととしている。

なお、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（平成 4 年 6 月 法律第 70 号）において規定される窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域は、対象事業実施区域周囲には指定されていない。

(3) 水質汚濁に係る規制

特定施設を設置し、公共用水域に排出水を排出する工場・事業場に対しては、「水質汚濁防止法」(昭和45年12月 法律第138号)に基づき排出水の規制が行われている。水質汚濁防止法に基づく排水基準は表 3.2.4-10(1)、(2)に示すとおりである。この他、「福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例」(平成14年12月 福岡県条例第79号)及び「水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例」(昭和48年3月 福岡県条例第8号)においても規制対象工場・事業場の追加及び排水基準の強化(上乘せ排水基準)が定められている。

また、「瀬戸内海環境保全特別措置法」(昭和48年10月 法律第110号)に規定された瀬戸内海の関係府県であるが、福岡市は対象とされていない。

なお、工場から公共下水道に排出される排水に対しては「下水道法」(昭和23年4月 法律第79号)及び「福岡市下水道条例」(昭和37年8月 福岡市条例第44号)により表 3.2.4-11 に示す下水排除基準が設けられている。

表 3.2.4-10(1) 水質汚濁防止法に基づく排水基準（有害物質による排水の汚染状態）

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.03 mg/L
シアン化合物	シアン 1 mg/L
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	1 mg/L
鉛及びその化合物	鉛 0.1 mg/L
六価クロム化合物	六価クロム 0.5 mg/L
砒素及びその化合物	砒素 0.1 mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀 0.005 mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L
トリクロロエチレン	0.1 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L
四塩化炭素	0.02 mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
チウラム	0.06 mg/L
シマジン	0.03 mg/L
チオベンカルブ	0.2 mg/L
ベンゼン	0.1 mg/L
セレン及びその化合物	セレン 0.1 mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの ほう素 10mg/L 海域に排出されるもの ほう素230mg/L
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの ふっ素 8mg/L 海域に排出されるもの ふっ素 15mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100mg/L
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L
備考	
1. 「検出されないこと。」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。	
2. 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年 政令第363号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年 法律第125号）第二条第一項に規定するものをいう。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。	

出典：「排水基準を定める省令」（昭和46年6月21日 総令第35号）

表 3.2.4-10(2) 水質汚濁防止法に基づく排水基準（その他の排出水の汚染状態）

項目	許容限度
水素イオン濃度（水素指数）	海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8 以上 8.6 以下 海域に排出されるもの 5.0 以上 9.0 以下
生物化学的酸素要求量	160 mg/L（日間平均 120 mg/L）
化学的酸素要求量	160 mg/L（日間平均 120 mg/L）
浮遊物質	200 mg/L（日間平均 150 mg/L）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	5 mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	30 mg/L
フェノール類含有量	5 mg/L
銅含有量	3 mg/L
亜鉛含有量	2 mg/L
溶解性鉄含有量	10 mg/L
溶解性マンガン含有量	10 mg/L
クロム含有量	2 mg/L
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³
窒素含有量	120 mg/L（日間平均 60 mg/L）
リン含有量	16 mg/L（日間平均 8 mg/L）
備考	<p>1. 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。</p> <p>2. この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50m³以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。</p> <p>3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。</p> <p>4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。</p> <p>5. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。</p> <p>6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が9,000mg/Lを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。</p> <p>7. リン含有量についての排水基準は、リンが湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。</p>

出典：「排水基準を定める省令」（昭和46年6月21日 総令第35号）

表 3.2.4-11 下水排除基準

対象物質又は項目	単位	特定事業場		その他の事業場		
		日平均排水量 50m ³ /日以上	日平均排水量 50m ³ /日未満	日平均排水量 50m ³ /日以上	日平均排水量 50m ³ /日未満	
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.03	0.03	0.03	0.03	
シアン化合物	mg/L	1	1	1	1	
鉛及びその化合物	mg/L	0.1	0.1	0.1	0.1	
六価クロム化合物	mg/L	0.5	0.5	0.5	0.5	
砒素及びその化合物	mg/L	0.1	0.1	0.1	0.1	
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	mg/L	0.005	0.005	0.005	0.005	
アルキル水銀化合物	mg/L	検出されない こと	検出されない こと	検出されない こと	検出されない こと	
セレン及びその化合物 ^{注1)}	mg/L	0.1	0.1	0.1	0.1	
ほう素及びその化合物 ^{注1)}	mg/L	230 (10)	230 (10)	230 (10)	230 (10)	
ふっ素及びその化合物	mg/L	15 (8)	15 (8)	15 (8)	15 (8)	
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.003	0.003	0.003	0.003	
ダイオキシン類 ^{注2)}	pg-TEQ/L	10	10	10	10	
トリクロロエチレン	mg/L	0.1	0.1	0.1	0.1	
テトラクロロエチレン	mg/L	0.1	0.1	0.1	0.1	
ジクロロメタン	mg/L	0.2	0.2	0.2	0.2	
四塩化炭素	mg/L	0.02	0.02	0.02	0.02	
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04	0.04	0.04	0.04	
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	1	1	1	1	
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4	0.4	0.4	0.4	
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3	3	3	3	
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06	0.06	0.06	0.06	
ベンゼン	mg/L	0.1	0.1	0.1	0.1	
1,4-ジオキサン	mg/L	0.5	0.5	0.5	0.5	
有機燐化合物	mg/L	1	1	1	1	
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02	0.02	0.02	0.02	
チウラム	mg/L	0.06	0.06	0.06	0.06	
シマジン	mg/L	0.03	0.03	0.03	0.03	
チオベンカルブ	mg/L	0.2	0.2	0.2	0.2	
フェノール類	mg/L	5	-	5	-	
銅及びその化合物	mg/L	3	3	3	3	
亜鉛及びその化合物	mg/L	2	2	2	2	
鉄及びその化合物 (溶解性)	mg/L	10	-	10	-	
マンガン及びその化合物 (溶解性)	mg/L	10	-	10	-	
クロム及びその化合物	mg/L	2	2	2	2	
水素イオン濃度 (pH)	-	5~9	5~11	5~9	5~11	
生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	600	-	600	-	
浮遊物質 (SS)	mg/L	600	-	600	-	
ノルマル ヘキサン 抽出物質 含有量	(鉱油類)	mg/L	5	20	5	20
	(動植物油脂類)	mg/L	60	-	60	-
温度	℃	45	-	45	-	
よう素消費量	mg/L	220	220	220	220	

注1) () は排除する水処理センターの放流域が、海域以外の公共用水域である事業場対象。

注2) ダイオキシン類については規制を受ける施設や地域が限定されている。

出典：「下水排除基準一覧表」(福岡市ホームページ、

http://www.city.fukuoka.lg.jp/doro-gesuido/suishitsu/hp/criterion_list.html)

(4) 騒音に係る規制

「騒音規制法」(昭和43年6月 法律第98号)に基づき、騒音を防止する必要があるとして指定された地域内における工場・事業場の事業活動に伴う騒音及び建設工事に伴う騒音について規制が定められている。また、道路交通騒音については措置を要請する限度が定められている。

1) 特定工場等の騒音に係る規制基準

「騒音規制法」の規定に基づく特定工場等(政令で定める特定施設〔金属加工機械等11種類〕を設置する工場又は事業場)において発生する騒音の福岡県及び福岡市内の規制基準は、表3.2.4-12に示すとおりである。

また、対象事業実施区域周囲における騒音規制地域の指定状況は、図3.2.4-4に示すとおりである。

表 3.2.4-12 特定工場等の騒音に係る規制基準

時間の区分 区域の区分	昼間	朝・夕	夜間
第1種区域	50 デシベル以下	45 デシベル以下	45 デシベル以下
第2種区域	60 デシベル以下	50 デシベル以下	50 デシベル以下
第3種区域	65 デシベル以下	65 デシベル以下	55 デシベル以下
第4種区域	70 デシベル以下	70 デシベル以下	65 デシベル以下

注1) 時間の区分は以下のとおりである。

朝：午前6時から午前8時 昼間：午前8時から午後7時 夕：午後7時から午後11時

夜間：午後11時から翌日の午前6時

注2) 第1種、第2種、第3種及び第4種区域とは、次に掲げる区域をいう。

第1種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域

第2種区域：住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

第3種区域：住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域

第4種区域：主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域

注3) 区域の区分については、平成9年3月31日 福岡市告示第74号に基づいて以下とする。

第1種区域：第1種低層住居専用地域・第2種低層住居専用地域・第1種中高層住居専用地域・第2種中高層住居専用地域

第2種区域：主として、第1種住居地域・第2種住居地域・準住居地域・近隣商業地域(容積率200%)・市街化調整区域

第3種区域：主として、近隣商業地域(容積率300%)・商業地域・準工業地域

第4種区域：主として、工業地域・工業専用地域

除外地域：福岡空港

出典：「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」

(昭和43年11月27日 厚・農・通・運告第1号)

(区域の区分：平成9年3月31日 福岡市告示第74号)

2) 特定建設作業に伴って発生する騒音に係る規制

「騒音規制法」の規定に基づく、指定区域内における特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準は、表 3.2.4-13 に示すとおりである。

また、対象事業実施区域周囲における騒音規制地域の指定状況は、図 3.2.4-4 に示すとおりである。

表 3.2.4-13 特定建設作業に伴って発生する騒音に係る規制基準

規制種別	区域の区分	基準
敷地境界線における騒音の大きさ	第1号区域	85 デシベル以下
	第2号区域	
作業が出来る時間	第1号区域	午前7時から午後7時
	第2号区域	午前6時から午後10時
1日における延作業時間	第1号区域	10時間以内
	第2号区域	14時間以内
同一場所における作業期間	第1号区域	連続6日以内
	第2号区域	
日曜・休日における作業	第1号区域	禁止

注1) 特定建設作業とは、次に掲げる作業をいう。

- ・くい打機（もんけんを除く。）くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
- ・びょう打機を使用する作業
- ・さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
- ・空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるのものであって、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
- ・コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45m³以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200Kg以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
- ・バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして、環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。）を使用する作業
- ・トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。）を使用する作業
- ・ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。）を使用する作業

注2) 基準値は、特定建設作業の場所の敷地の境界線における値

注3) 基準値を超える大きさの騒音を発生する場合に勧告又は命令を行うに当たり、1日における作業時間を「1日における延作業時間」欄に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることができる。

注4) 基準には、災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合等に適用除外が設けられている。

注5) 第1号区域は、騒音規制地域において区分された区域のうち、次に示す区域

- 1) 第1種区域
- 2) 第2種区域
- 3) 第3種区域
- 4) 第4種区域のうち、学校、保育所、病院及び診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね80mの区域なお、第1種、第2種及び第3種区域は表 3.2.4-12に示す内容と同様である。

注6) 第2号区域は、指定地域のうち、第1号区域以外の区域

注7) 区域の区分は、昭和61年4月1日 福岡市告示第74号に基づいて以下とする。

第1号区域：騒音の指定区域のうち第1種、第2種、第3種区域の全域第4種区域のうち学校等の周囲80m以内の区域

第2号区域：騒音の指定区域のうち1号区域以外の区域

出典：「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」

(昭和43年11月27日 厚・建告第1号)

(区域の区分：昭和61年4月1日 福岡市告示第74号)

3) 自動車騒音の要請限度

「騒音規制法」では、指定地域内において定められた方法で測定を行った自動車騒音が表 3.2.4-14 に示す限度を超えることにより、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認める時には、市町村長は都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置（交通規制）を執るべきことを要請するものとし、また必要があると認められる時は道路管理者または管理行政機関の長に道路部分の構造の改善その他自動車騒音の大きさの減少に資する事項に関して意見を述べることができると定められている。

なお、対象事業実施区域周囲における騒音規制地域の指定状況は、図 3.2.4-4 に示すとおりである。

表 3.2.4-14 自動車騒音の要請限度（等価騒音レベル（ L_{Aeq} ））

区域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
1. a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
2. a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
3. b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域 及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

注1) 昼間：午前6時から午後10時、夜間：午後10時から翌日の午前6時

注2) 上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域（2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲をいう。）に係る限度は上表にかかわらず、昼間においては75デシベル、夜間においては70デシベルとする。

注3) a区域、b区域、c区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事（指定都市の長）が定めた区域をいう。

a区域：専ら住居の用に供される区域

b区域：主として住居の用に供される区域

c区域：相当数の住居と併せて、商業、工業等の用に供される区域

注4) 区域の区分は、平成12年3月30日 福岡市告示第86号に基づいて、表 3.2.4-12 に示す特定工場等の騒音の規制基準の区域の区分のうち、以下の区分とする。

a区域：第1種区域

b区域：第2種区域

c区域：第3種、第4種区域

出典：「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」

（平成12年3月2日 総令第15号）

（区域の区分：平成12年3月30日 福岡市告示第86号）

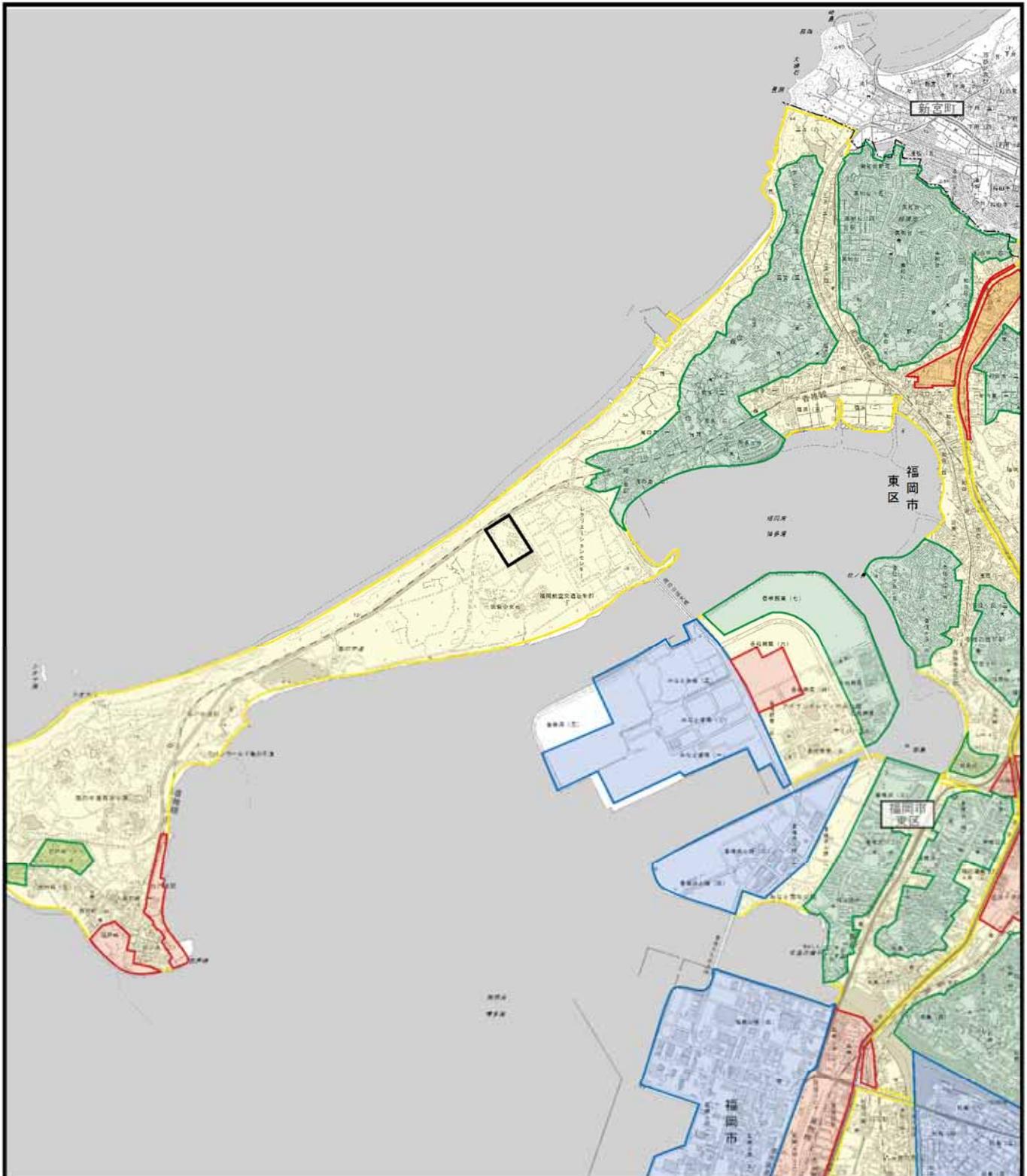


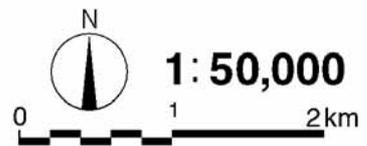
図 3.2.4-4 騒音規制地域図

凡例

- : 対象事業実施区域
- : 市町村界

	特定工場等	特定建設作業	要請限度
	第1種区域	第1号区域	a区域
	第2種区域		b区域
	第3種区域	第2号区域	c区域
	第4種区域		

※学校等の周囲80m以内の区域は第1号区域



出典：「騒音規定法及び振動規制法に係る指定地域図」(平成27年3月 福岡市)

(5) 振動に係る規制

「振動規制法」(昭和51年6月 法律第64号)に基づき、振動を防止する必要があるとして指定されている地域内における工場・事業場の事業活動に伴う振動及び建設工事に伴う振動について規制が定められているとともに、道路交通振動については措置を要請する限度が定められている。

1) 特定工場等の振動に係る規制基準

「振動規制法」の規定に基づく特定工場等[政令で定める特定施設(金属加工機械等10種類)を設置する工場又は事業場]の敷地境界線において振動の規制基準は、表3.2.4-15に示すとおり定められている。

また、対象事業実施区域周囲における特定工場等の振動に係る規制地域の指定状況は、図3.2.4-5に示すとおりである。

表 3.2.4-15 特定工場等の振動に係る規制基準

区域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
第1種区域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
第2種区域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

注1) 時間の区分は以下のとおりである。

昼間：午前8時から午後7時 夜間：午後7時から翌日午前8時

注2) 第1種、第2種区域とは、次に掲げる区域をいう。

第1種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

第2種区域：住居の用に合わせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

注3) 振動規制法に規定する特定施設は以下のとおりである。

- ・金属加工機械：液圧プレス(矯正プレスを除く。)、機械プレス、せん断機(原動機の定格出力が1キロワット以上のものに限る。)、鍛造機、ワイヤーフォーミングマシン(原動機の定格出力が37.5キロワット以上のものに限る。)
- ・圧縮機(原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。)
- ・土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。)
- ・織機(原動機を用いるものに限る。)
- ・コンクリートブロックマシン(原動機の定格出力の合計が2.95キロワット以上のものに限る。)並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械(原動機の定格出力の合計が10キロワット以上のものに限る。)
- ・木材加工機械：ドラムバーカー、チップパー(原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。)
- ・印刷機械(原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。)
- ・ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機(カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30キロワット以上のものに限る。)
- ・合成樹脂用射出成形機
- ・鋳型造型機(ジョルト式のものに限る。)

注4) 区域の区分については、平成9年3月31日 福岡市告示第77号に基づいて以下とする。

第1種区域：主として、第1種低層住居専用地域・第2種低層住居専用地域

第1種中高層住居専用地域・第2種中高層住居専用地域

第1種住居地域・第2種住居地域・準住居地域

近隣商業地域(容積率200%)・市街化調整区域・都市計画区域外

第2種区域：主として、近隣商業地域(容積率300%)・商業地域・準工業地域

工業地域・工業専用地域

除外地域：福岡空港・工業専用地域及び臨港地区の一部

出典：「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」

(昭和51年11月10日 環告第90号)

(区域の区分：平成9年3月31日 福岡市告示第77号)

2) 特定建設作業に伴って発生する振動に係る規制

「振動規制法」の規定に基づき、特定建設作業に伴って発生する振動の規制に係る基準は表 3.2.4-16 に示すとおりである。

また、対象事業実施区域周囲における特定建設作業に伴って発生する振動に係る規制地域の指定状況は、図 3.2.4-5 に示すとおりである。

表 3.2.4-16 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に係る規制基準

規制種別	区域の区分	基準
敷地境界線における振動の大きさ	第1号区域	75 デシベル以下
	第2号区域	
作業が出来る時間	第1号区域	午前7時から午後7時
	第2号区域	午前6時から午後10時
1日における作業時間	第1号区域	10時間以内
	第2号区域	14時間以内
同一場所における作業期間	第1号区域	連続6日以内
	第2号区域	
日曜・休日における作業	第1号区域	禁止
	第2号区域	

注1) 特定建設作業とは、次に掲げる作業をいう。

- ・くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業
- ・鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
- ・舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
- ・ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）

注2) 基準値は、特定建設作業の場所の敷地の境界線における値

注3) 基準値を超える大きさの振動を発生する場合に勧告又は命令を行うに当たり、1日における作業時間を「1日当たりの作業時間」欄に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることができる。

注4) 基準には、災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合等に適用除外が設けられている。

注5) 区域の区分において第1号区域及び第2号区域の内容は以下に示すとおり。

第1号区域：振動規制地域における規制基準による区域のうち、次に示す区域

イ：第1種区域

ロ：第2種区域のうち、主として工業等の用に供されている区域を除く区域

ハ：第1種区域及び第2種区域のうち、学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年 法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね80mの区域

第2号区域：指定地域のうち、上記第1号区域以外の区域

なお、第1種及び第2種区域は表 3.2.4-15と同様である。

注6) 区域の区分は、平成9年3月31日 福岡市告示第78号に基づいて、表 3.2.4-15に示す特定工場等の振動の規制基準に係る指定地域全域が第1号区域で、第2号区域は市内にはない。

出典：「振動規制法施行規則」（昭和51年11月10日 総令第58号）

（区域の区分：平成9年3月31日 福岡市告示第78号）

3) 道路交通振動の要請限度

「振動規制法」では、指定地域内における道路交通振動が表 3.2.4-17 に示す限度を超えることにより、道路周辺的生活環境が著しく損なわれると認める時には、市町村長は道路管理者に対し、当該道路の道路部分につき道路交通振動の防止のための舗装、維持または修繕の措置をとるべきことを要請し、または都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置（交通規制）をとるべきことを要請するものと定められている。

また、対象事業実施区域周囲における振動規制地域の指定状況は、図 3.2.4-5 に示すとおりである。

表 3.2.4-17 道路交通振動の要請限度

区域の区分	時間の区分	昼 間	夜 間
	第 1 種区域		65 デシベル
第 2 種区域		70 デシベル	65 デシベル

注1) 時間の区分は以下のとおりである。

昼間：午前8時から午後7時 夜間：午後7時から翌日午前8時

注2) 第1種及び第2種区域とは、次に掲げる区域をいう。

第1種区域：主として第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域（容積率200%）、市街化調整区域、都市計画区域外

第2種区域：近隣商業地域（容積率300%）、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域

注3) 区域の区分は、昭和61年4月1日 福岡市告示第79号に基づいて、表 3.2.4-15に示す特定工場等の振動の規制基準の区域の区分による。

注4) 時間の区分は、昭和61年4月1日 福岡市告示第79号に基づいて、表 3.2.4-15に示す特定工場等の振動の規制基準の時間の区分による。

出典：「振動規制法施行規則」（昭和51年11月10日 総令第58号）

（区域の区分：昭和61年4月1日 福岡市告示第79号）

（時間の区分：昭和61年4月1日 福岡市告示第79号）

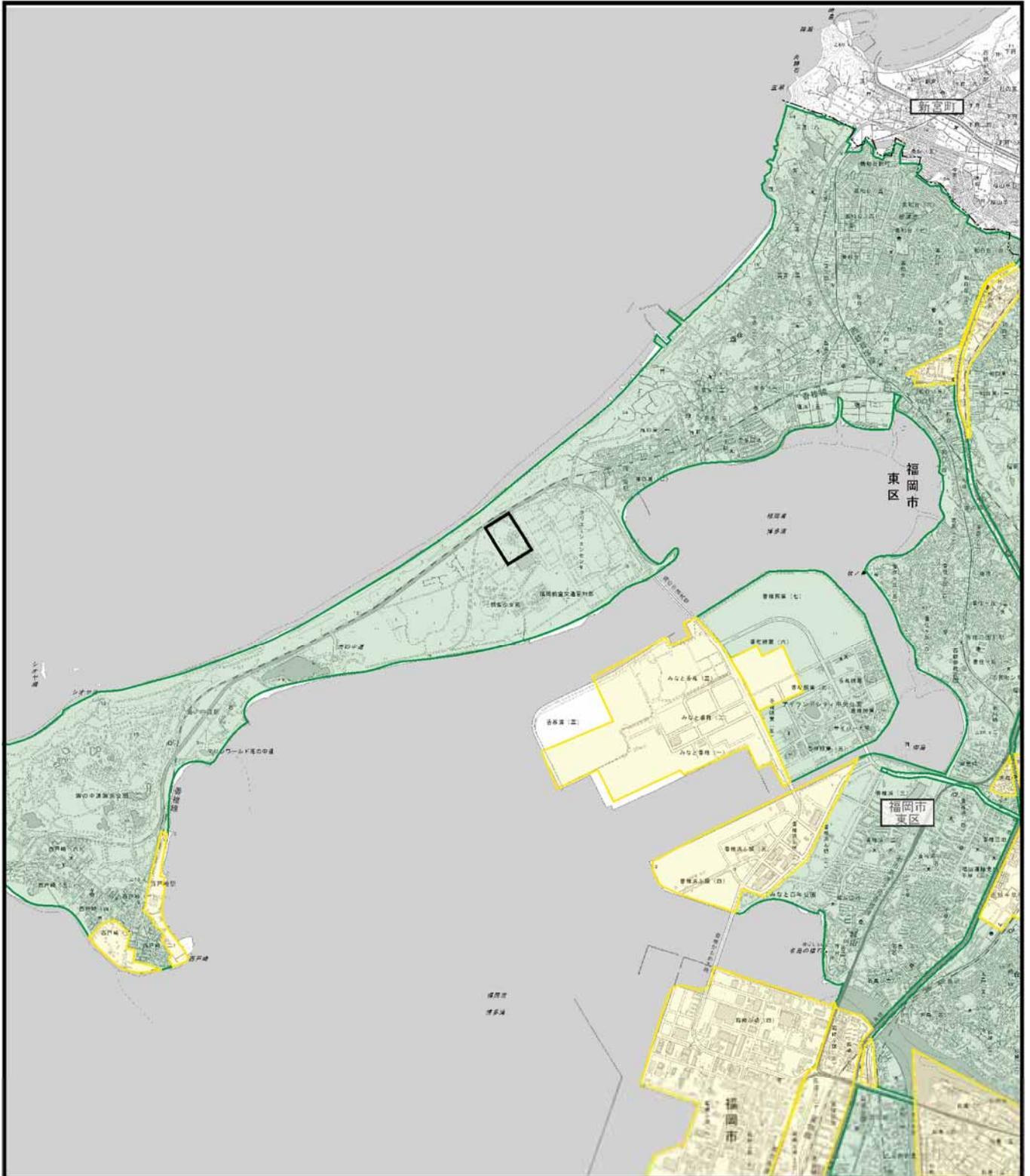


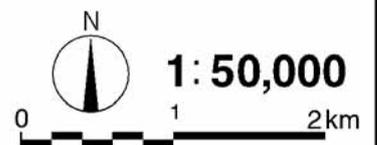
図 3.2.4-5 振動規制地域図

凡 例

- : 対象事業実施区域
- : 市町村界

	特定工場等	特定建設作業	要請限度
	第1種区域	第1号区域	第1種区域
	第2種区域		第2種区域

※ 学校等の周囲80m以内の区域は第1号区域



出典：「騒音規定法及び振動規制法に係る指定地域図」(平成27年3月 福岡市)

(6) 悪臭に係る規制

「悪臭防止法」(昭和46年6月 法律第91号)の規定に基づき、福岡市では市内全域を規制地域に指定し、特定悪臭物質ごとに事業場の敷地境界の基準を定めている。特定悪臭物質の規制基準は、表 3.2.4-18 に示すとおりである。

表 3.2.4-18 悪臭に係る規制基準

○事業場の敷地の境界線の地表における規制基準 (大気中の濃度の許容限度)

特定悪臭物質	規制基準 (ppm)
アンモニア	1.0
メチルメルカプタン	0.002
硫化水素	0.02
硫化メチル	0.01
二硫化メチル	0.009
トリメチルアミン	0.005
アセトアルデヒド	0.05
プロピオンアルデヒド	0.05
ノルマルブチルアルデヒド	0.009
イソブチルアルデヒド	0.02
ノルマルバレルアルデヒド	0.009
イソバレルアルデヒド	0.003
イソブタノール	0.9
酢酸エチル	3.0
メチルイソブチルケトン	1.0
トルエン	10.0
スチレン	0.4
キシレン	1.0
プロピオン酸	0.03
ノルマル酪酸	0.001
ノルマル吉草酸	0.0009
イソ吉草酸	0.001

出典：「悪臭防止法施行規則」(昭和47年5月31日 総令第39号)

「悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準」

(昭和48年5月31日 福岡市告示第82号)

(7) 土壌の汚染に係る規制

「土壌汚染対策法」(平成14年5月 法律第53号)に基づき、土壌の汚染状態が基準に適合しない土地については、都道府県知事により、要措置区域又は形質変更時要届出区域(以下、要措置区域等という)の指定及び汚染の除去等の措置の指示がなされるほか、要措置区域等内の土地の土壌の搬出時には届出が義務付けられるなど、汚染土壌の搬出に係る規制等が定められている。

「土壌汚染対策法」に基づく、要措置区域の指定に係る基準は、表 3.2.4-19 に示すとおりである。

表 3.2.4-19 土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定に係る基準

特定有害物質	基準	土壌溶出量基準	土壌含有量基準
カドミウム及びその化合物		カドミウム 0.01 mg/L 以下	カドミウム 150 mg/kg 以下
六価クロム化合物		六価クロム 0.05 mg/L 以下	六価クロム 250 mg/kg 以下
クロロエチレン		0.002 mg/L 以下	-
シマジン		0.003 mg/L 以下	-
シアン化合物		シアンが検出されないこと	遊離シアン 50 mg/kg 以下
チオベンカルブ		0.02 mg/L 以下	-
四塩化炭素		0.002 mg/L 以下	-
1,2-ジクロロエタン		0.004 mg/L 以下	-
1,1-ジクロロエチレン		0.1 mg/L 以下	-
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.04 mg/L 以下	-
1,3-ジクロロプロペン		0.002 mg/L 以下	-
ジクロロメタン		0.02 mg/L 以下	-
水銀及びその化合物		水銀 0.0005 mg/L 以下	水銀 15 mg/kg 以下
うちアルキル水銀		検出されないこと	
セレン及びその化合物		セレン 0.01 mg/L 以下	セレン 150 mg/kg 以下
テトラクロロエチレン		0.01 mg/L 以下	-
チウラム		0.006 mg/L 以下	-
1,1,1-トリクロロエタン		1 mg/L 以下	-
1,1,2-トリクロロエタン		0.006 mg/L 以下	-
トリクロロエチレン		0.03 mg/L 以下	-
鉛及びその化合物		鉛 0.01 mg/L 以下	鉛 150 mg/kg 以下
砒素及びその化合物		砒素 0.01 mg/L 以下	砒素 150 mg/kg 以下
ふっ素及びその化合物		ふっ素 0.8 mg/L 以下	ふっ素 4,000 mg/kg 以下
ベンゼン		0.01 mg/L 以下	-
ほう素及びその化合物		ほう素 1 mg/L 以下	ほう素 4,000 mg/kg 以下
ポリ塩化ビフェニル		検出されないこと	-
有機りん化合物		検出されないこと	-

出典：「土壌汚染対策法施行規則」(平成14年12月26日 環令第29号)

(8) 地下水の採取に係る規制

対象事業実施区域周囲において、「工業用水法」（昭和 31 年 6 月 法律第 146 号）及び「建物用地下水の採取の規制に関する法律」（昭和 37 年 5 月 法律第 100 号）に基づき、地下水採取が規制されている地域はない。

(9) 自然環境法令等による指定状況

1) 自然公園、自然環境保全地域

対象事業実施区域周囲において、「自然公園法」（昭和 32 年 6 月 法律第 161 号）に基づく自然公園は、福岡市東区に玄海国定公園が指定されており、その位置は、図 3.2.4-6 に示すとおりである。また、「自然環境保全法」（昭和 47 年 6 月 法律第 85 号）及び「福岡県環境保全に関する条例」（昭和 47 年 10 月 福岡県条例第 28 号）に基づく自然環境保全地域の指定地域はない。

2) 鳥獣保護区

対象事業実施区域周囲において、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年 7 月 法律第 88 号）に基づく鳥獣保護区等が指定されており、その位置は図 3.2.4-7 に示すとおりである。

3) 保安林

対象事業実施区域周囲において、「森林法」（昭和 26 年 6 月 法律第 249 号）に基づく保安林が指定されており、その位置は図 3.2.4-8 に示すとおりである。

4) 風致地区等

対象事業実施区域周囲において、「都市計画法」（昭和 43 年 6 月 法律第 100 号）に基づく風致地区は、名島風致地区が指定されており、その位置は図 3.2.4-9 に示すとおりである。

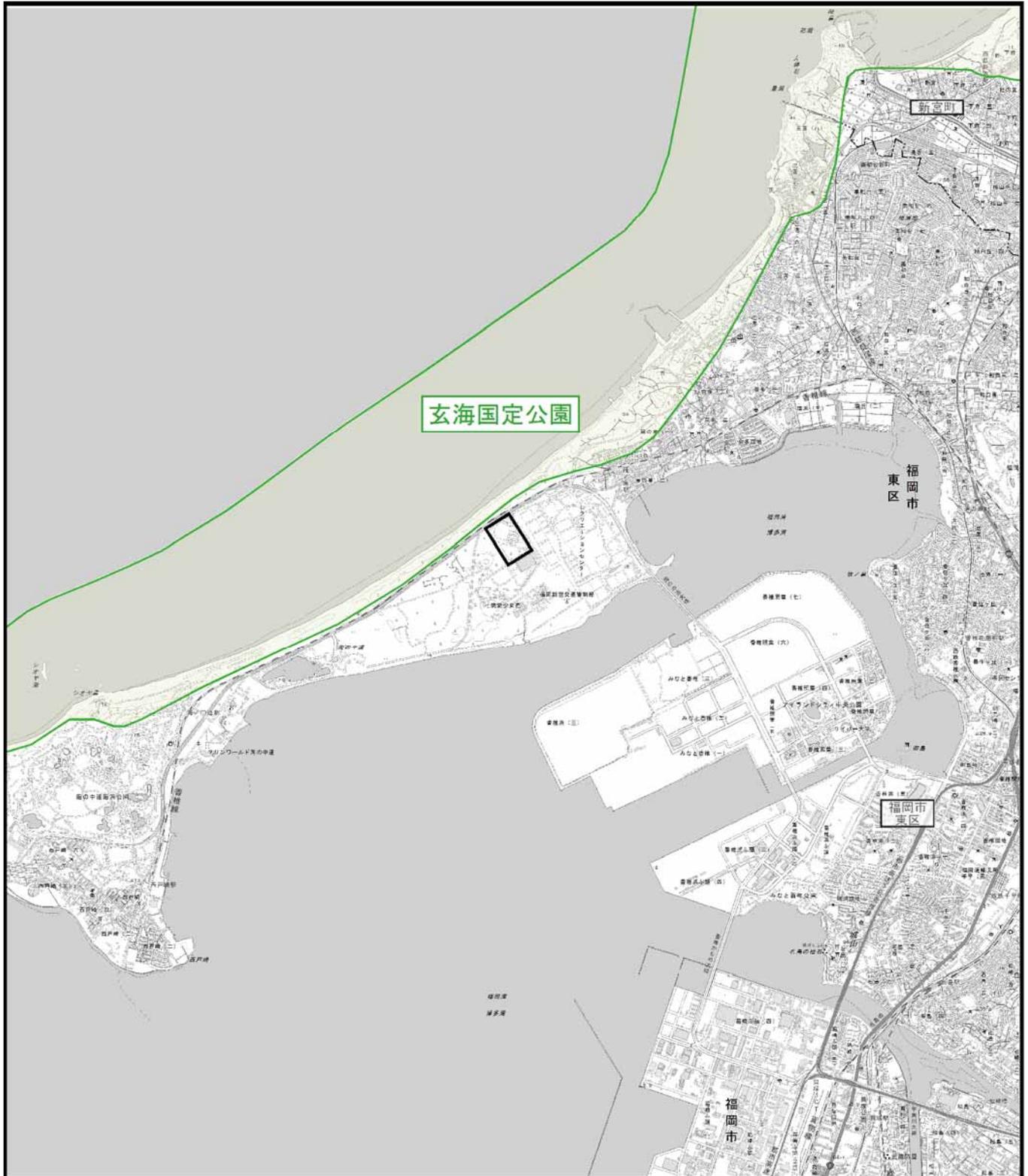
5) 景観形成地域

対象事業実施区域は、「福岡市景観計画」（平成 28 年 3 月）において、図 3.2.4-10 に示すとおり海浜ゾーンに位置しており、表 3.2.4-20 に示す規模の建築物等の新築、増築、改築や移転などが届出対象となっている。この届出対象行為の全てが景観法（平成 16 年 6 月 法律第 110 号）による特定届出対象行為となっている。また、都市景観形成基本計画に基づく都市景観形成地域は、香椎副都心（千早）地区、アイランドシティ香椎照葉地区が指定されており、その位置は図 3.2.4-10 に示すとおりである。

表 3.2.4-20 福岡市景観計画に示されている届出が必要な行為・規模
(大規模建築物要の行為)

届出に係る規模	
建築物	1 都心ゾーン、一般市街地ゾーン、港湾ゾーンにあっては、高さが31mを超え、又は延べ面積が10,000㎡を超えるもの <div style="display: flex; justify-content: flex-end; gap: 5px;"> 都心ゾーン 一般市街地ゾーン 港湾ゾーン </div>
	2 山の辺・田園ゾーン、海浜ゾーンにあっては、高さが10mを超え、又は延べ面積が1,000㎡を超えるもの <div style="display: flex; justify-content: flex-end; gap: 5px;"> 山の辺・田園ゾーン 海浜ゾーン </div>
	3 歴史・伝統ゾーンにあっては、高さが15mを超え、又は延べ面積が1,500㎡を超えるものとする。ただし、沿道区域では、福岡市都市景観条例施行規則第7条第1号若しくは第2号に定める規模以外のものとする。 <div style="display: flex; justify-content: flex-end; gap: 5px;"> 歴史・伝統ゾーン </div>
	4 福岡市都市計画高度地区の許可を受けて建築物の高さの最高限度の規定を適用しないこととされたもの
	5 建築基準法第59条の2第1項の規定による許可を受けたもの
工作物	1 都心ゾーン、一般市街地ゾーン、港湾ゾーンにあっては、高さが31mを超えるもの又は、備考4(6)に掲げる工作物については、幅員が10mを超え、若しくは長さが30mを超えるものとする。 <div style="display: flex; justify-content: flex-end; gap: 5px;"> 都心ゾーン 一般市街地ゾーン 港湾ゾーン </div>
	2 歴史・伝統ゾーンにあっては、高さが15mを超えるもの又は、備考4(6)に掲げる工作物については、幅員が10mを超え、若しくは長さが30mを超えるものとする。ただし、沿道区域では、福岡市都市景観条例施行規則第7条第3号に定める規模以外のものとする。 <div style="display: flex; justify-content: flex-end; gap: 5px;"> 歴史・伝統ゾーン </div>
	3 山の辺・田園ゾーン、海浜ゾーンにあっては、高さが10mを超えるもの又は、備考4(6)に掲げる工作物については、幅員が10mを超え、若しくは長さが30mを超えるものとする。 <div style="display: flex; justify-content: flex-end; gap: 5px;"> 山の辺・田園ゾーン 海浜ゾーン </div>

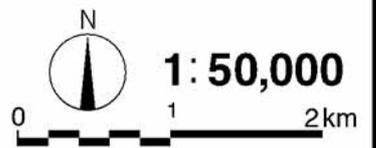
出典：「福岡市景観計画」(平成28年3月 福岡市) (施行日平成28年10月1日)



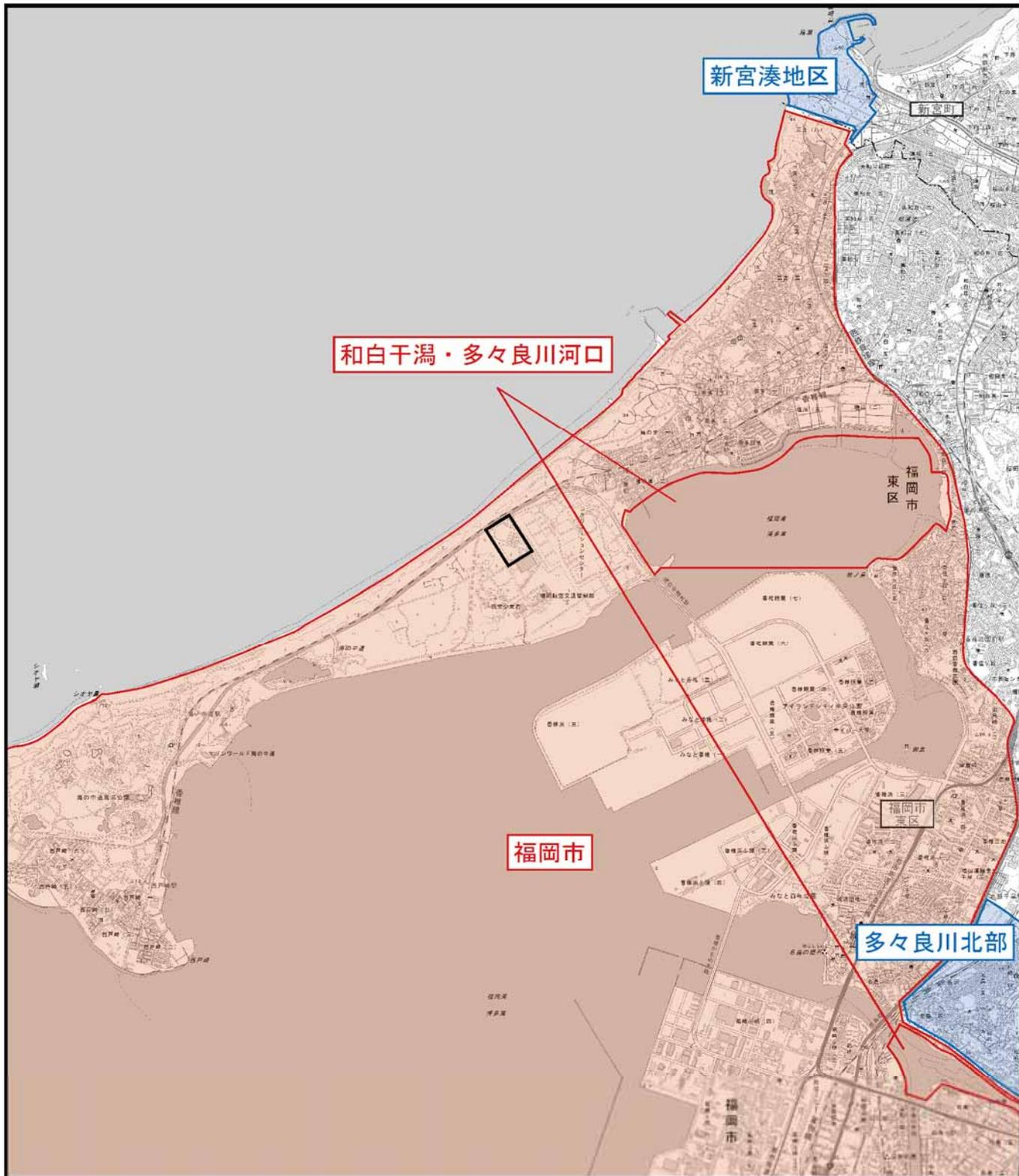
凡 例

- : 対象事業実施区域
- : 市町村界
- : 自然公園

図 3.2.4-6 自然公園の位置



出典:「福岡県の自然公園」(福岡県ホームページ)



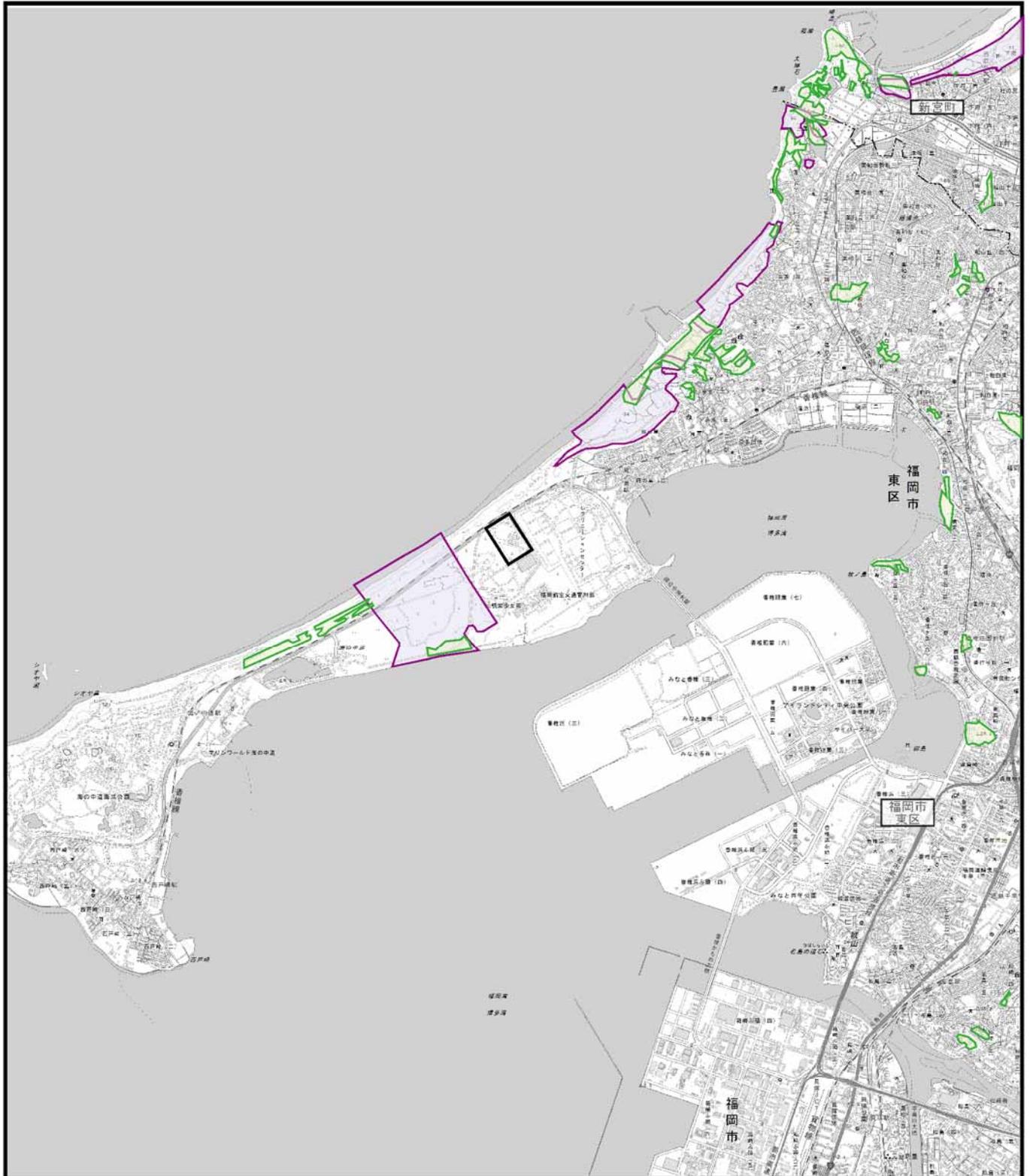
凡例

- : 対象事業実施区域
- : 市町村界
- : 鳥獣保護区
- : 特定猟具（銃器）使用禁止区域

図 3.2.4-7 鳥獣保護区等指定状況



出典：「鳥獣保護区等位置図(平成28年度)」(平成28年8月 福岡県)



凡 例

- : 対象事業実施区域
- : 市町村界
- : 森林区域
- : 保安林

図 3.2.4-8 保安林指定状況

出典:「国土情報ウェブマッピングシステム」(平成23年度 国土交通省国土政策局国土情報化課)
「森林計画図」(平成27年4月 福岡県農林水産部農山漁村振興課)

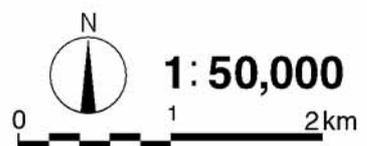




图 3.2.4-9 風致地区指定状況

凡例

- : 対象事業実施区域
- : 市町村界
- : 風致地区



出典：「福岡都市計画総括図」（平成29年4月 福岡市）

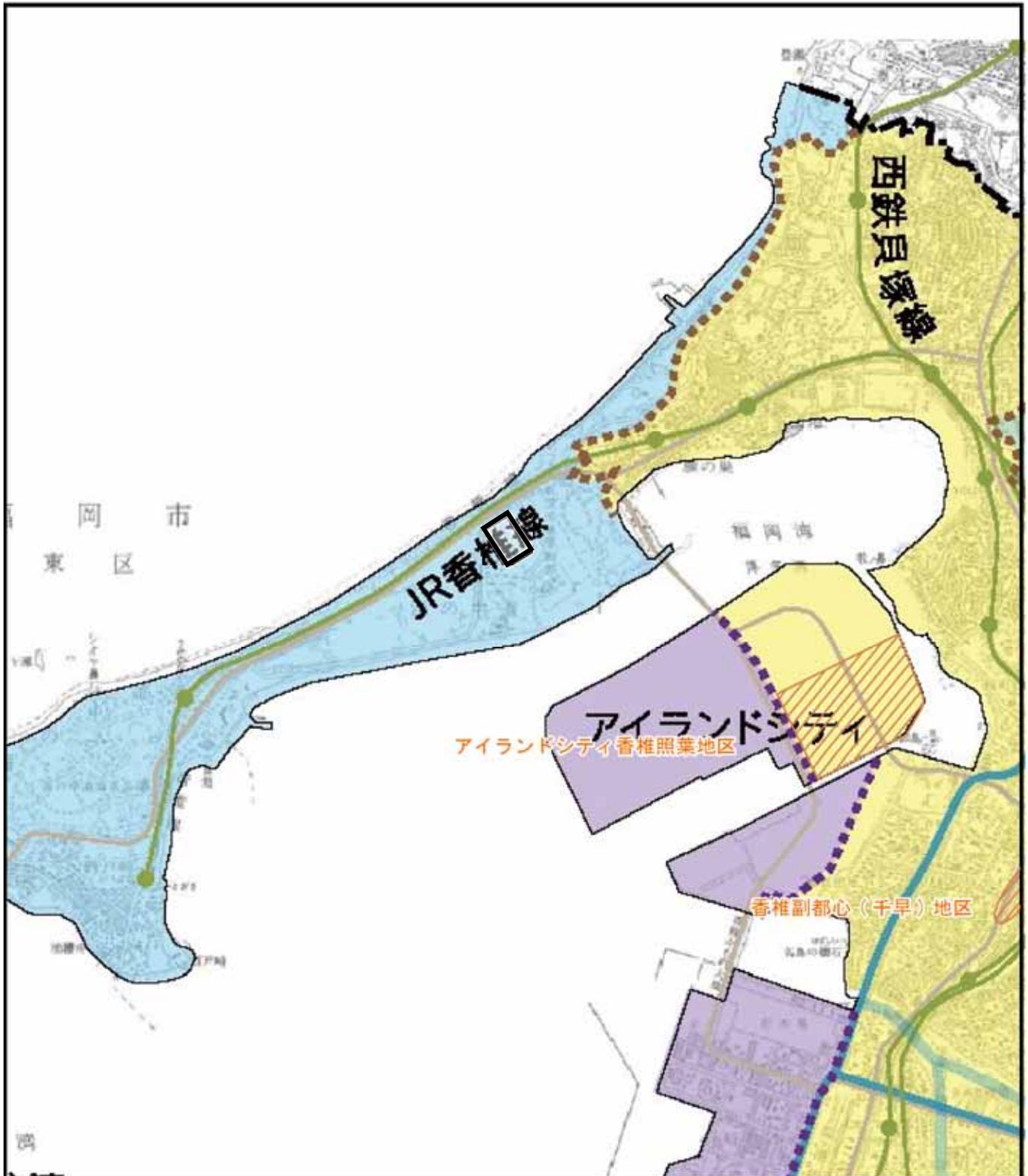


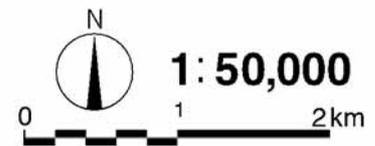
図 3.2.4-10 福岡市景観計画でのゾーン区分及び景観形成地区指定状況

凡例

- : 対象事業実施区域
- : 市町村界
- : 景観形成地区

地域特性から分類したゾーン

- 都心ゾーン
- 一般市街地ゾーン
- 山の辺・田園ゾーン
- 海浜ゾーン
- 港湾ゾーン



出典：「福岡市景観計画」（平成28年3月 福岡市）

(10) 文化財保護法に基づく史跡・名勝・天然記念物等

1) 指定文化財等

対象事業実施区域周囲における「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月 法律第 214 号）、「福岡県文化財保護条例」（昭和 30 年 4 月 福岡県条例第 25 号）、「福岡市文化財保護条例」（昭和 48 年 3 月 福岡市条例第 33 号）に基づく史跡・名勝・天然記念物等の指定状況は、表 3.2.4-21(1)、(2)及び図 3.2.4-11 に示すとおりである。

表 3.2.4-21(1) 対象事業実施区域周囲における指定文化財等の内容

区分	国指定	県指定	市町指定
建造物	—	—	—
史跡	1	—	—
名勝	—	—	—
天然記念物	1	—	—

出典：「福岡県の文化財」（福岡県ホームページ、
<http://www.fsg.pref.fukuoka.jp/bunka/index.asp>）
「福岡市の文化財」（福岡市経済観光文化局ホームページ、
<http://bunkazai.city.fukuoka.lg.jp/>）

注）「—」は指定状況がないことを示す。

表 3.2.4-21(2) 対象事業実施区域周囲における指定文化財等の内容

番号	名称	指定	種別	所在
1	元寇防塁（地藏松原地区）	国指定	史跡	福岡市東区筥松 4-1、箱崎 6-8
2	名島の檣石	国指定	天然記念物	福岡市東区名島 1 丁目名島神社 境内及び公有海面

注）番号は、図 3.2.4-11中の地点に対応する。

出典：「福岡県の文化財」（福岡県ホームページ、<http://www.fsg.pref.fukuoka.jp/bunka/index.asp>）
「福岡市の文化財」（福岡市経済観光文化局ホームページ、<http://bunkazai.city.fukuoka.lg.jp/>）

2) 埋蔵文化財包蔵地

対象事業実施区域周囲における「文化財保護法」に基づく埋蔵文化財包蔵地は、「奈多砂丘B遺跡」があり、分布状況は図 3.2.4-12 に示すとおりである。

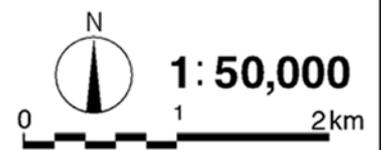


図 3.2.4-11 指定文化財位置図

凡例

- : 対象事業実施区域
- : 市町村界
- : 指定文化財

注) 数字は、表 3.2.4-21 (2) の番号に対応する。



出典: 「福岡県の文化財」(福岡県ホームページ、<http://www.fsg.pref.fukuoka.jp/bunka/index.asp>)
「福岡市の文化財」(福岡市経済観光文化局ホームページ、<http://bunkazai.city.fukuoka.lg.jp/>)



凡 例



: 対象事業実施区域

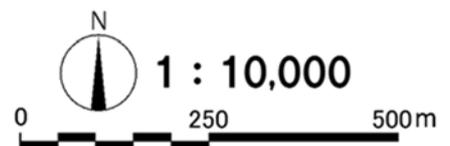


: 奈多砂丘B遺跡



: 奈多砂丘B遺跡からの50mの範囲（工事前の事前審査が必要な範囲）

図 3.2.4-12 埋蔵文化財包蔵地の分布位置



出典:福岡市資料(平成27年8月時点)

(11) 防災関係の法令等による指定状況等

1) 急傾斜地崩壊危険区域

対象事業実施区域周囲における「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和44年7月 法律第57号)に基づく急傾斜地崩壊危険区域の位置は、図 3.2.4-13 に示すとおりである。

2) 砂防指定地

対象事業実施区域周囲において、「砂防法」(明治30年3月 法律第29号)に基づく砂防指定地は指定されていない。

3) 地すべり防止区域

対象事業実施区域周囲において、「地すべり等防止法」(昭和33年3月 法律第30号)に基づく地すべり防止区域は指定されていない。

4) 地震等による被害予想等

「津波に関する防災アセスメント調査報告書」(平成24年3月 福岡県)による津波の浸水予想図は、図 3.2.4-14 に示すとおりである。対象事業実施区域は、浸水による影響を受けると予想される範囲に含まれていない。

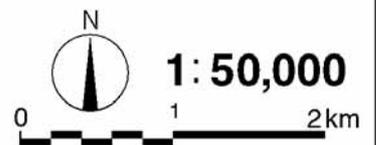
なお、地震による液状化については、「地震に関する防災アセスメント調査報告書」(平成24年3月 福岡県)によると、各想定地震により違いがあるものの、対象事業実施区域は、概ね「液状化危険度はかなり低い」に含まれる。



凡 例

- : 対象事業実施区域
- : 市町村界
- : 急傾斜地崩壊防止区域

図 3.2.4-13 急傾斜地崩壊危険区域の指定状況



出典：「福岡県土整備事務所管内図」（平成28年3月 福岡県福岡県土整備事務所）

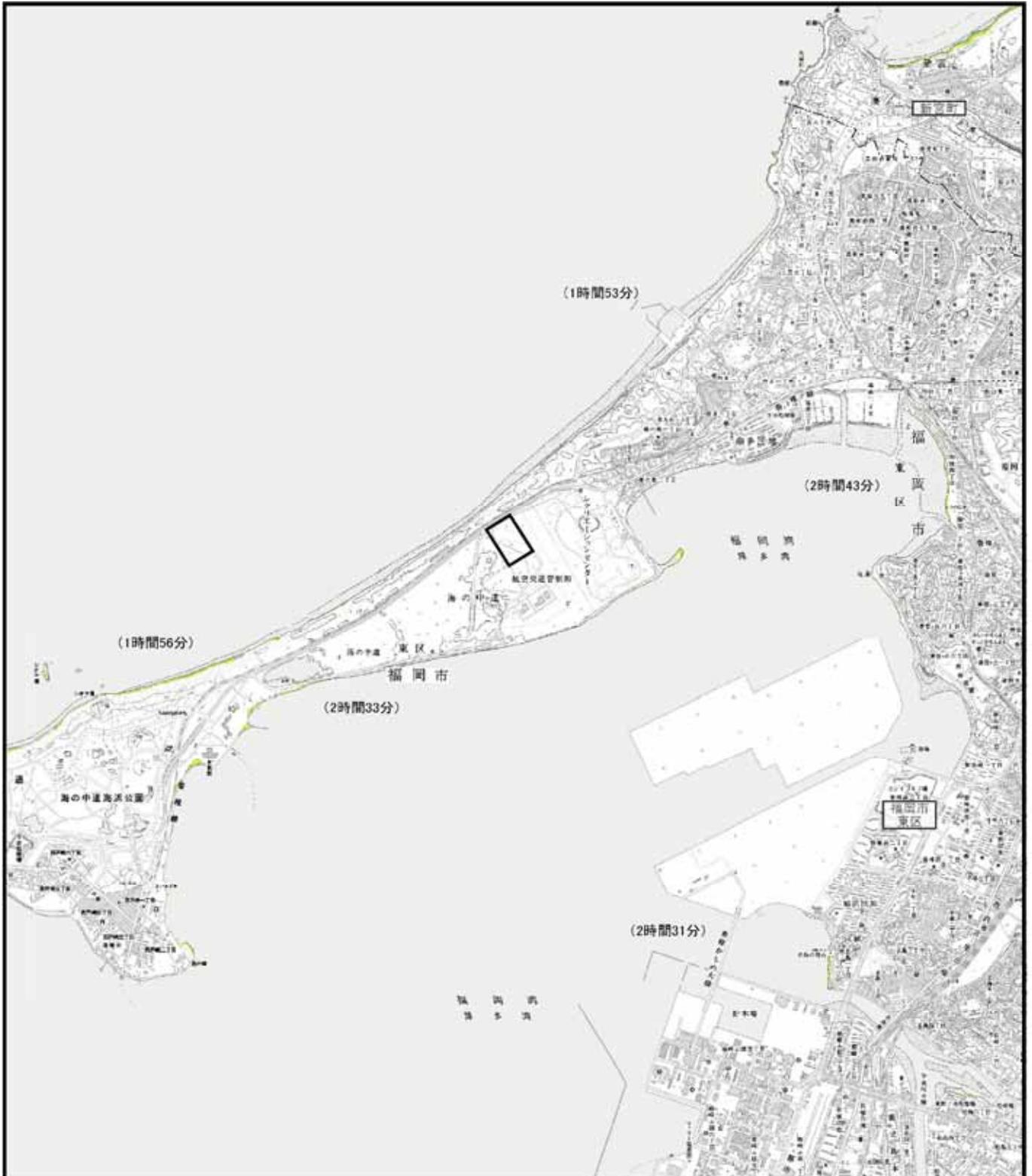


図 3.2.4-13 津波予想

凡例

- : 対象事業実施区域
- : 市町村界

- 想定震源
対馬海峡東の断層
- 初期潮位
- 平均潮位

- 凡例
- 最大浸水深(m)
- 0.0 - 0.5
 - 0.5 - 0.8
 - 0.8 - 1.2
 - 1.2 - 2.0
 - 2.0 - 5.0

- 津波到達時間
(時間分)



出典：「津波に関する防災アセスメント調査報告書」（平成24年3月 福岡県）

3.3 その他の必要な事項

(1) 公害苦情件数

福岡県における公害苦情件数の状況は、表 3.3-1 に示すとおりである。平成 27 年度に県内で受け付けられた公害の総苦情件数は 3,120 件あり、典型 7 公害（大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、地盤沈下及び土壌汚染）に係る件数は 1,798 件で、大気汚染が 601 件と最も多かった。

表 3.3-1 福岡県における公害苦情件数（平成 27 年度）

年度	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	地盤沈下 ・土壌汚染	その他	合計
平成 27	601	366	457	21	344	9	1,322	3,120

出典：「平成28年版 環境白書」（平成28年12月 福岡県環境部環境政策課）

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kankyohakusyo-69.html>

(2) 地方公共団体等が実施する環境の保全に関する計画

1) 福岡県環境総合基本計画

福岡県は、行政の各分野における環境の保全と創造に関する共通認識を形成し、施策相互の連携に資するため、環境政策の長期的な目標と施策の具体的方向性を明らかにした環境総合基本計画を平成7年に、第二次計画を平成15年に策定している。

第二次計画の期間中に、「身近な自然の保全・再生」、「水環境の保全」等のテーマにおいては改善が図られたが、「きれいな空気の確保」、「リユース・リサイクルの推進」、「温室効果ガスの排出削減」等においては目標達成には至っていない。これらの課題に加え、地球温暖化の進行による気候変動、資源やエネルギーの確保、地域固有の生態系のかく乱、越境大気汚染などの国境を越えた環境問題など、より深刻化した課題や新たな課題に直面している。このような今日の環境を取り巻く情勢に適切に対応し、福岡県の豊かで安全・安心な環境を将来世代に引き継いでいくため、第三次福岡県環境総合基本計画として平成25年に策定されている。

第三次福岡県環境総合基本計画では、7つの柱を設定し、柱ごとに目指す姿とそれを実現するための21のテーマを設けている。また、計画期間は、平成25～29年度とされている。

《7つの柱と21のテーマ》

1 低炭素社会の構築

- ①地球温暖化の緩和、適応のための総合的な対策の推進
- ②省エネルギーの推進
- ③多様な低炭素型エネルギーの確保
- ④温室効果ガス吸収源の確保、長期固定化の推進

指標	現状	平成29年度目標
温室効果ガス排出量	5,981万トン (平成22年度)	温暖化対策実行計画 において設定予定

2 循環型社会の構築

- ①資源消費抑制、資源循環利用システムの構築
- ②資源循環利用に関する産業の育成

指標	現状	平成29年度目標	備考
産業廃棄物の排出量、 再生利用率	10,689千トン 54% (平成22年度)	14,454千トン 61% (平成27年度)	廃棄物処理計画改 定時に再検討予定

3 自然共生社会の構築

- ①生物多様性保全・再生のための総合的な対策の推進
- ②自然と調和した基盤整備、まちづくりの推進
- ③自然と調和した農林水産業の推進
- ④多様な機能を有する森林の保全

4 健康で快適に暮らせる生活環境の確保

- ①測定・監視体制の構築と状況の把握、情報の提供
- ②廃棄物の適正処理や環境保全への各種対策の実施と情報の提供
- ③越境問題対策の推進

指標	現状	平成 29 年度目標
環境基準の達成率 〔大気、水質、ダイオキシン類、 騒音〕	大気 (SPM、NO ₂ : 48.6% (全地点)) 水 (BOD、COD : 78.3% (全地点)) ダイオキシン類 (大気、公共用水域 水質、公共用水域底質、地下水、 土壌 : 全項目 100%) 騒音 (自動車騒音 91.1%) (平成 23 年度)	環境基準の達成・維持を図る

5 国際環境協力の推進

- ①環境関連技術・ノウハウを活用した国際協力の推進
- ②民間国際環境協力の促進

6 よりよい環境を実現するための地域づくり・人づくり

- ①地域資源を活かした魅力ある地域づくりの推進
- ②環境を考えて行動する人づくりの推進

7 環境負荷を低減する技術・産業の振興

- ①環境関連技術の実用化・普及、環境関連産業の振興、海外展開の支援
- ②エコタウンを核とした環境関連産業の拠点化
- ③クリーンエネルギーの普及、関連産業の育成
- ④環境に配慮した農林水産業の振興

2) 福岡県廃棄物処理計画

福岡県では、廃棄物処理法第5条の5第1項の規定に基づき、平成28年3月に平成32年度までを計画期間とする「福岡県廃棄物処理計画」を策定している。

この計画では環境分野における基本計画である福岡県環境総合基本計画を支える計画として、3R（排出抑制、再使用、再生利用）を推進し、さらに、廃棄物の適正な処理を行うことにより福岡県が目指す循環型社会の形成を実現するために、廃棄物行政の分野における諸施策を整理して提示している。

《一般廃棄物の平成32年度の目標》

区 分	本県の32年度目標値	備 考
ごみ総排出量の増減率 (26年度比)	-2%	
1人1日当たりの家庭系 ごみ排出量	538 g	26年度比-1%
再生利用率（排出量比）	〔 23% 民間リサイクルを加味した再生利用率 44% 〕	民間事業者によるリサイクル を加味した推計を参考値とし て併記。
最終処分量の増減率 (26年度比)	-2%	

《産業廃棄物の平成32年度の目標》

区 分		本県の32年度目標値
排出量の増減率（25年度比）		3%増以内の抑制
再生利用率 (排出量比)	汚泥以外	90%
	汚泥	6%
最終処分量の増減率（25年度比）		3%増以内の抑制

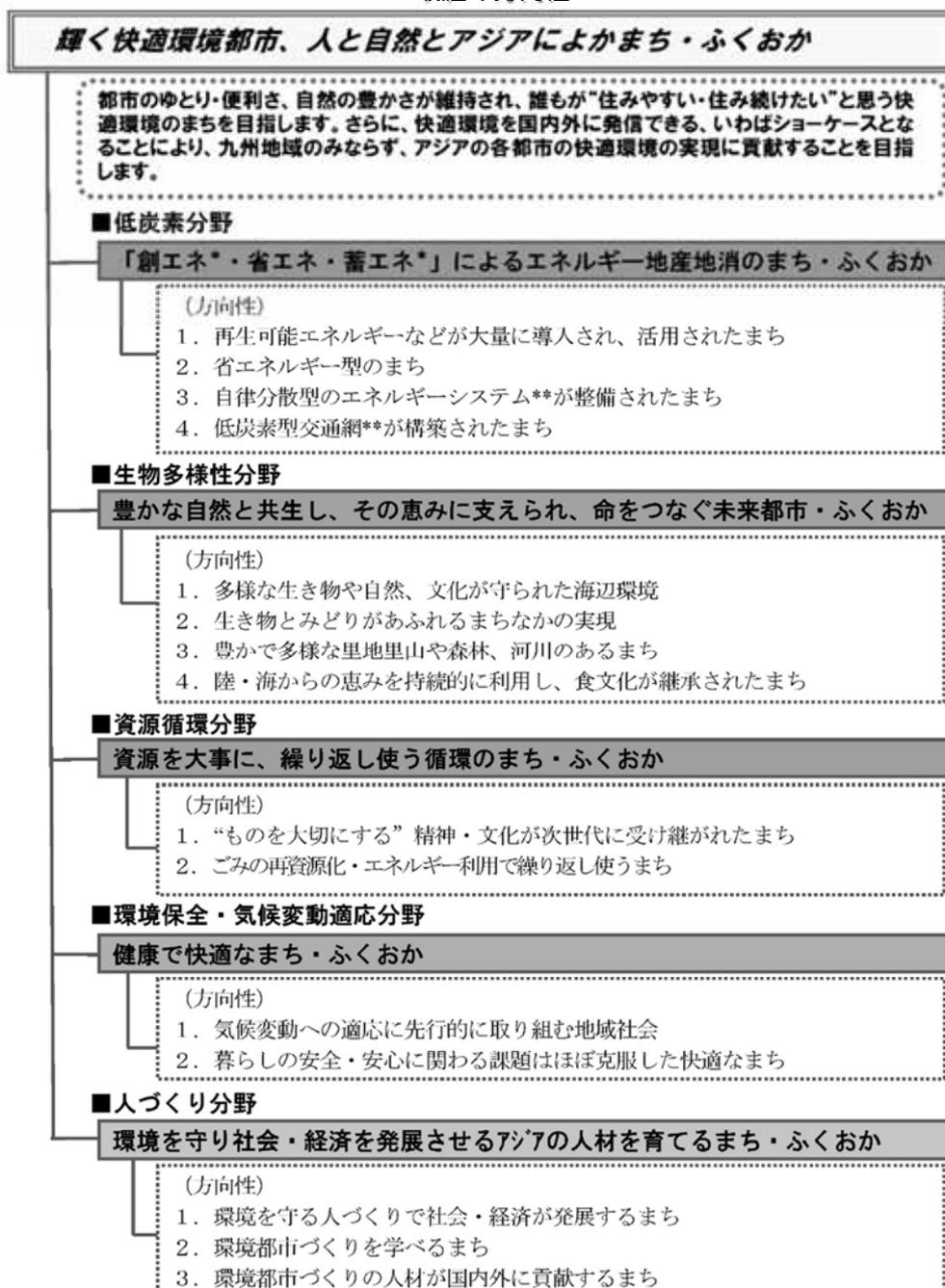
3) 福岡市新世代環境都市ビジョン

福岡市では、複雑・多様化する環境問題と、関連する社会・経済の情勢の変化に対応しながら、長期的展望に立って環境都市づくりを推進するための指針として、「福岡市新世代環境都市ビジョン」が平成 25 年 3 月に策定されている。

この計画では、「福岡市環境基本計画（第 2 次）」の「めざすべき姿」などを引き継ぎながら、一方で、社会・経済と環境の統合的向上による新たな価値の創出を目指している。そのため、従来の環境分野に比べ、安全・安心、ビジネス、交通、教育等の社会・経済の要素もより幅広く取り込む形で、平成 62 年の将来像が設定され、取組の方向性が示されている。

また、環境基本計画や環境分野の個別計画だけでなく、今後、策定・改定される他の行政分野の計画においても、環境都市づくりの面で指針となるものと位置づけられている。

取組の方向性



4) 福岡市環境基本計画（第三次）

福岡市では、「福岡市環境基本条例」（平成8年9月 福岡市条例第41号）に基づき「福岡市環境基本計画」を策定している。この計画は、「福岡市基本計画」を環境面から総合的・計画的に推進するための基本指針として、「福岡市新世代環境都市ビジョン」と並んで、環境分野における部門別計画・指針等として位置づけられる計画である。平成9年に環境基本計画（第一次）、平成18年に環境基本計画（第二次）を策定し、平成26年に環境基本計画（第三次）を策定している。

この計画では、「めざすまちの姿」「環境施策の分野別のまちの姿」の実現に向けて、市民・事業者・行政など各主体が、それぞれの果たすべき責務と公平な役割分担の下、自主的かつ積極的な取組みを進めていく方向性を示している。また、「福岡市環境基本条例」第7条第6項に基づき策定された部門別計画の上位計画となる。



5) 福岡市環境配慮指針（改定版）

本指針は、公共の都市基盤整備事業や民間の開発事業の「構想」「計画」「実施」に当たり、環境に配慮すべき事項を具体的に示し、これらの事業が環境と調和のとれたまちづくりへと結びつくように誘導するための指針である。平成28年9月の改定では、平成26年9月策定の「福岡市環境基本計画（第三次）」や平成24年5月策定の「生物多様性ふくおか戦略」、平成23年4月の環境影響評価法の改正及び平成24年12月の福岡市環境影響評価条例の改正と整合を図っている。

本指針の上位計画であり、福岡市の環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的施策の大綱を定める「福岡市環境基本計画（第三次）」では、分野別横断型施策の主要な施策の一つとして、本指針の適切な運用を求めている。

この指針では、環境配慮事項として、「地域特性格別環境配慮事項」「事業特性格別環境配慮事項」を示している。

また、環境関連情報を整理しており、「福岡市内の貴重・希少生物等のリスト」を掲載している。

地域特別環境配慮事項

◎沿海部（中心市街地・港湾地域）

港湾・流通施設、商業施設、レクリエーション施設、文化施設や集合住宅など、多様な機能が高度に集積した地域である。アイランドシティ、香椎パークポート、箱崎ふ頭、東浜ふ頭、博多ふ頭、中央ふ頭、長浜などの港湾地区、千早、馬出、天神、地行、百道、西新、姪浜などに特徴づけられている。

これらの地域では、事業の実施により発生する大気、水質などへの環境負荷を低減し、公害を発生させないように留意する必要がある。また、ヒートアイランド現象の軽減や生物の生息・生育環境の創出につながるみどりや水辺の整備では、周辺の資源とのネットワーク効果を勘案しながら検討する必要がある。

《事業特性格別環境配慮事項》

◎飛行場・関連施設整備事業のうちの「4 供用段階での配慮」

- A 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持
 - ・排ガス、粉じん、騒音・振動、光害の影響低減
 - ・水環境への影響低減
- B 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全
 - ・生物が生息・生育する場所や条件への影響軽減
 - ・動物の移動経路の確保、行動習性に配慮した付帯施設の設置
 - ・生物の生息・生育環境に連続性を持たせる
 - ・外来種の侵入・拡散防止
- C 人と自然との豊かな触れ合いの確保
 - ・良好な景観の維持・創出
 - ・人と自然との触れ合いの確保
- D 環境への負荷の低減
 - ・温室効果ガス排出削減

6) 地球にやさしい暮らしと都市活動とが調和した発展を続けるまち・ふくおか

FUKUOKA "COOL and ADAPT" PROJECT ~福岡市地球温暖化対策実行計画~

福岡市は、本計画を「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下、「地球温暖化対策推進法」という。）に基づく法定計画、かつ、「福岡市環境基本計画」の部門別計画として位置づけ、平成 28 年 12 月に策定している。

本計画は、「福岡市環境基本条例」に基づく計画であるとともに、「福岡市基本構想」「福岡市基本計画」を環境面から総合的・計画的に推進するための基本指針として、環境分野における部門別計画・指針等の上位計画である。

本計画では、以下の削減目標を掲げている。

福岡市は平成 42 年度に温室効果ガス排出量を、平成 25 年度比で家庭部門では 31%、業務部門では 36%、運輸（自動車）部門では 18%削減としている。

本計画では、温暖化対策・施策は、「家庭・業務部門の省エネの促進」「再生可能エネルギーやエネルギーマネジメントシステム等の導入・活用」「環境にやさしい交通体系の構築」「廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用の推進」「気候変動への適応」「分野横断型施策」に分けて整理している。

《削減目標》

中期目標（平成 42 年度） 28%削減（平成 25 年度比）

<参考>国の中期目標（平成 42 年度）⇒26%削減（平成 25 年度比）
（うち、森林吸収源対策が 2.7%）

長期目標（平成 62 年度） 80%削減をめざす（平成 25 年度比）

※：長期目標は、今後の国の地球温暖化対策計画の内容により見直すこともあります。

《福岡市の部門ごとの削減目標（国との比較）》

区分	福岡市	国
家庭部門 （世帯あたり）	▲ 31% （▲ 42%）	▲ 39% （▲ 38%）
業務部門 （床面積あたり）	▲ 36% （▲ 42%）	▲ 40% （▲ 44%）
運輸（自動車）部門 （1台あたり）	▲ 18% （▲ 22%）	▲ 28% （▲ 20%）

7) 生物多様性ふくおか戦略

ア．戦略の位置づけ

本戦略は、「生物多様性基本法」第13条に定められた生物多様性地域戦略であり、「生物多様性国家戦略」を踏まえて、平成24年8月に策定されたものである。

また、「福岡市新・基本計画」並びに「福岡市環境基本条例」に基づいて策定している「福岡市環境基本計画」を踏まえ、福岡市の生物多様性の保全と持続可能な利用を促進することで本市の魅力を増進するという観点から、行政・まちづくりの基本的方向性を示すものである。

イ．戦略の概要

ア) 戦略の期間

多くの生物が複雑に絡み合い構成されている生物多様性を維持・向上していくためには、非常に長い期間と継続的な取組みが必要であると考えられる。また、上位に位置づけられる「生物多様性国家戦略」が「100年後も豊かな生物多様性を守り続けるために」という考えに基づいて策定されていることも踏まえ、本戦略の期間も100年間とし、長期目標の100年後を見据えつつ、当面10年程度の取組みをとりまとめている。

イ) 戦略の対象地域

本戦略の対象地域は、福岡市新・基本計画の対象とする福岡市全域とする。

ただし、生物多様性に関する問題は、山地の連なりや河川の流域など行政区域の外側とも密接な関係を持つほか、野生生物、人、ものの移動を介した国内外の生物多様性への影響なども考慮する必要があることから、対象地域を越え、広域に視野を広げた取組みも検討している。

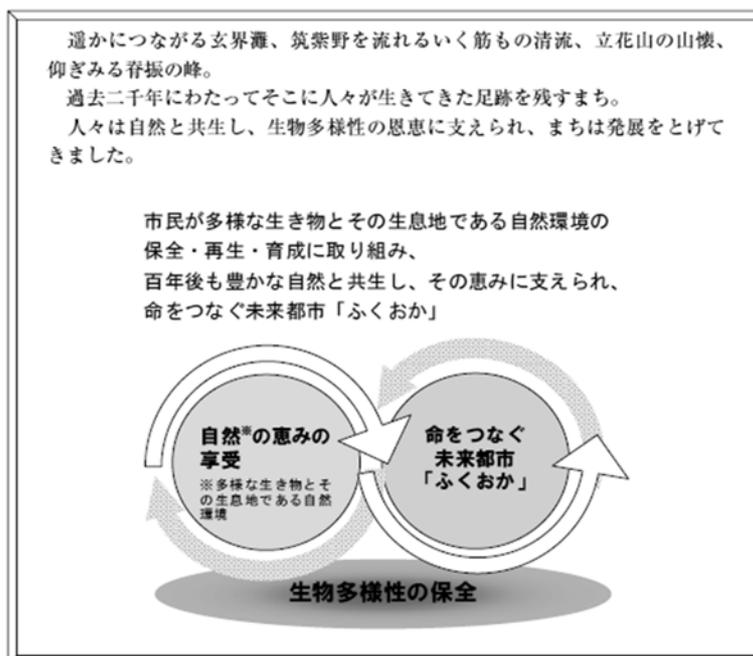
ウ) 戦略の理念

本戦略の理念として「生物多様性国家戦略」の「生物多様性の保全及び持続可能な利用の理念」を以下のとおり示している。

- ①すべての生命が存立する基盤を整える
- ②人間にとって有用な価値を持つ
- ③豊かな文化の根源となる
- ④将来にわたる暮らしの安全性を保証する

また、100年後の将来像を掲げ、さらに生物多様性の観点から市域を8つに区分し、各区分の地域特性に従い、それぞれの地域別に目標を示している。

100年後の将来像



ウ．戦略の方向性

福岡市の生物多様性のポテンシャルを踏まえ、当初10年間の施策の方向性を次のように定めている。

- ①市民が生物多様性を理解し、その保全の重要性を認識し、行動できるよう生物多様性を広く社会に浸透させる
- ②ふくおかの魅力が生物多様性の恵みに支えられていることを理解し、重要性を認識できる人や組織の形成を支援する
- ③海洋、島しょ、干潟、平野、丘陵、山地、河川など、ふくおかの多様な生物の生息環境を守るとともに、中心市街地や港湾地域においては、再生・復元を行い、山、川、平野、海をつなぐのを確保する
- ④動物、水生生物、植物などふくおかの貴重な生きものを守り、豊かな生物相の回復を目指す
- ⑤ふくおかの地理的特性を活かして生物多様性に配慮したまちづくりを推進する
- ⑥安心して暮らせるふくおかの都市基盤をつくる
- ⑦生物多様性の恵みを活かしてふくおかの魅力を増進する
- ⑧生物多様性に育まれてきたふくおか固有の文化を継承する
- ⑨生物多様性の恵みを活かして新たなふくおかの文化を創造する
- ⑩ふくおかの生物多様性を支える多様な主体、多様な地域との協力関係を構築し、連携した取組みを推進する
- ⑪ふくおかの生物多様性を支える多様な主体、多様な地域と連携していくための仕組みやルールを構築する

8) 新循環のまち・ふくおか基本計画（第4次福岡市一般廃棄物処理基本計画）

福岡市では、平成16年12月に第3次の一般廃棄物処理基本計画となる「循環のまち・ふくおか基本計画」を策定し、循環型社会の構築に向け、ごみの削減目標を掲げるとともに、市の特性を踏まえ、市民・事業者と協働して、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進に取り組んできた。

第4次計画（平成23年12月）においては、地球温暖化防止への配慮や循環型社会ビジネス振興など新たな視点も加味して、新たな、ごみ減量・リサイクルの数値目標を設定し、その達成に向けた重点施策として、家庭ごみについては、2R（リデュース・リユース）に重点をおいた3Rの意識向上と行動促進のための啓発を行うとともに、事業系ごみについては、資源化の余地があるごみの減量・資源化を促進することを目的としている。

ア．計画の概要

ア) 目標年次

西部工場の更新時期（平成39年）、人口のピーク予測（平成35年）、循環型社会形成推進基本法に基づく第2次循環型社会形成推進基本計画による中長期的なイメージの時期（平成37年）を考慮して、平成21年度を基準年次とし、計画期間を平成24年度から平成37年度までの14年間としている。また、平成27年（第1次）、平成32年（第2次）に中間目標を設定している。

イ) 基本方針

「元気が持続する循環のまち・ふくおか」の実現に向け、次の3つの基本方針に基づき取り組む。

- ①循環型社会づくりのさらなる推進
- ②処理の優先順位に基づく適正処理の推進
- ③持続可能な社会の実現に向けた施策の推進

I) 計画の目標

本計画の数値目標として、ごみ処理量を平成21年度の約58万トンから約11万トン削減し、平成37年度には約47万トン以下となることを目指す。

また、ごみのリサイクル率は平成21年度の28%から10ポイント向上させ、平成37年度には38%以上となることを目指す。

さらに、ごみ減量に向けた3Rの取組状況及びごみの適正処理の取組状況について、多面的に把握し、これを施策に反映させるため、6つの取組指標（3R率、3R実践度、有害廃棄物分別の実践度、家庭ごみの容積、埋立処分量、温室効果ガス排出量）を設定する。

イ．施策展開

目標達成に向け、以下に示す「4つの柱」を連携させた施策を展開する。

- ①市民・事業者の自主的・自発的な取組みの促進
- ②3Rの基盤整備
- ③経済的手法の活用
- ④人づくり

9) 九州地方における建設リサイクル推進計画 2014

国土交通省では、国及び地方公共団体のみならず民間事業者も含めた建設リサイクルの関係者が、今後、中期的に建設副産物のリサイクルや適正処理等を推進することを目的として、建設リサイクルの推進に向けた目標、具体的施策を内容とする「建設リサイクル推進計画 2014」（平成 26 年 9 月）を策定している。この建設リサイクルの推進に向けた基本的考え方、目標、具体的施策を基本として、九州地方建設副産物対策連絡協議会が、九州地方の建設リサイクルのより一層の推進を図るため、九州地方における目標値の設定や行動計画を加えた独自の推進計画として、「九州地方における建設リサイクル推進計画 2014」を平成 27 年 3 月に策定している。

この計画では、循環型社会の構築の観点から、以下の目標指標が定められている。

《本計画の目標（九州地域全体）》

対象品目		平成 24 年度 (実績)	平成 30 年度 目標 () 内は全国目標値
アスファルト・コンクリート塊 コンクリート塊	再資源化率	99.3%	99%以上 (99%以上)
		99.0%	99%以上 (99%以上)
建設発生木材 建設汚泥	再資源化・縮減率	92.1%	95%以上 (95%以上)
		88.9%	90%以上 (90%以上)
建設混合廃棄物	排出率 再資源化・縮減率	3.0%	2.5%以下 (3.5%以下)
		49.6%	50%以上 (60%以上)
建設廃棄物全体	再資源化・縮減率	96.3%	96%以上 (96%以上)
建設発生土	建設発生土有効利用率	77.2%	78%以上 (80%以上)

※目標値の定義は次のとおり

<再資源化率>

- ・建設廃棄物として排出された量に対する再資源化された量と工事間利用された量の合計の割合

<再資源化・縮減率>

- ・建設廃棄物として排出された量に対する再資源化及び縮減された量と工事間利用された量の合計の割合

<建設混合廃棄物排出率>

- ・全建設廃棄物排出量に対する建設混合廃棄物排出量の割合

<建設発生土有効利用率>

- ・建設発生土発生量に対する現場内利用およびこれまでの工事間利用等に適正に盛土された採石場跡地復旧や農地受入等を加えた有効利用量の合計の割合

第4章 計画段階環境配慮書に関する内容

4.1 対象事業実施区域の選定経緯

対象事業実施区域は、事業特性並びに周辺自然・都市環境及び利便性等を考慮して設定した以下の7つの選定要件を全て満たす唯一の区域として福岡県福岡市東区大字奈多字小瀬抜（現在は、未利用となっている造成地）が選定された。

選定要件①：市街化区域を含まない地域

- ・市街地への立地は利便性の面で有利であるが、公共施設、住宅等が集中しており、用地確保が困難であり、こうした地域を避けることで結果的に住宅等に対する騒音の影響を軽減できると考えられる。
- ・そこで、将来的な市街化の可能性も考慮し「市街化区域を含まない地域」を要件とする。

選定要件②：建物用地比率：20%以下の地域

- ・既に建物が密集している地域への立地は、用地確保が困難であり、市街化区域外であっても、可能な限り住宅密集地を回避する必要がある。
- ・そこで、他の公共用ヘリポートの立地状況を参考に「建物用地比率20%以下の地域」を要件とする。

選定要件③：地形起伏の高低差：125m未満の地域

- ・整備の工程・工費等を勘案し、大規模な土工を伴わない場所とする必要がある。
- ・そこで、「1kmメッシュ^{*}内及び連続する2つの1kmメッシュ内の高低差が125m未満の地域」を要件とする。

※：国土数値情報の土地利用3次メッシュ（約1km×1km）

選定要件④：自然公園を含まない地域

- ・福岡都市圏には自然公園法及び福岡県立自然公園条例に基づき指定される国定公園、県立自然公園が存在し、優れた自然の風景地の保護とその利用の増進を図るために、自然公園の土地の形状変更や樹木の伐採等が生じないようにする必要がある。
- ・そこで、国定公園等の「自然公園を含まない地域」を要件とする。

選定要件⑤：福岡市都心から直線距離15km内の地域

- ・緊急出動等の活動において、迅速に目的地へ運航できるよう、発着需要の多い福岡都市圏内である必要がある。
- ・そこで、本対象事業で計画する施設と同様の機能・規模を有する公共用ヘリポートは、都府県庁舎・市区庁舎から直線距離で概ね10～15km内に立地していることから、「福岡市都心から直線距離で15km内の地域」を要件とする。

選定要件⑥：福岡市都心から移動距離16km内の地域

- ・緊急出動等の活動において、迅速にヘリコプターの拠点へアクセスできる必要がある。
- ・そこで、本対象事業で計画する施設と同様の機能・規模を有する公共用ヘリポートは、都府県庁舎・市区庁舎から移動距離で概ね16km内に立地していることから、「福岡市都心から移動距離で16km内の地域」を要件とする。

選定要件⑦：土砂災害や浸水の被害を受けにくい地域

- ・土砂災害や集中豪雨等の災害発生時においても、適切に機能を発揮する必要がある。
- ・そこで、以下の区域を含まない地域を要件とする。
 - 「土砂災害が発生した場合に危害が生ずるおそれがある区域（土砂災害警戒区域・特別警戒区域）」
 - 「河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域（浸水想定区域）」
 - 「津波があった場合に想定される浸水の区域（津波浸水想定）」

4.2 複数案の検討

計画段階配慮事項の検討では、位置、規模又は配置、構造に関する事業者が実行可能な複数案として、格納庫等のターミナル施設の配置について表 4.2-1に示す2案を設定し、環境への影響について比較・検討を行った。

表 4.2-1 配置に係る複数案

案 1：格納庫等東側配置案	案 2：格納庫等南北配置案
	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 格納庫等のターミナル施設を東側に連担して配置 ・ ターミナル施設により周囲への騒音を低減 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 格納庫等のターミナル施設を南北に分割して配置 ・ ターミナル施設により飛砂や海風を防止

環境影響に係る比較・検討の結果、案2（格納庫等南北配置案）に比し、案1（格納庫等東側配置案）の方が環境影響の観点からは優位であると評価され、当該事業計画配置として採用された。

表 4.2-2 環境要素別評価結果及びその理由

環境要素の区分	影響要因の区分	案1 (格納庫等 東側配置案)	案2 (格納庫等 南北配置案)	評価
航空機騒音	存在及び 供用	○	△	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域最寄りの雁の巣地区の住宅等や隣接する雁の巣レクリエーションセンターに対して、案1は、格納庫等によりヘリコプターの運航に伴う騒音（地上音）の回折減衰が見込まれ騒音レベルを低減可能であるのに対し、案2は、格納庫等による減音効果が見込まれない。 ヘリコプターの離着陸回数は、年間6～7千回程度を想定しており、そのほとんどは日中の運航であることが見込まれる。 また、最寄りの雁の巣地区の住宅等までは1km程度離れていることから、住宅等に対するヘリコプターの運航に伴う騒音に係る重大な環境影響はないと考えられる。
人と自然との 触れ合いの 活動の場	存在及び 供用	○	△	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域は、いずれの案も現在未利用となっている整地された造成地であり、対象事業により「海の中道海浜公園」及び「雁の巣レクリエーションセンター」の改変は想定されない。 これらの施設までの経路の分断区間はなく、距離・到達時間等の変化は生じない。 環境影響の観点からは、格納庫等による減音効果が見込まれる案1の方が優位であると評価される。 ヘリコプターの離着陸回数は、年間6～7千回程度を想定しており、ヘリコプターの運航に伴う人と自然との触れ合い活動の場に係る重大な環境影響はないと考えられる。

4.3 騒音

4.3.1 調査

対象事業計画を整理の上、ヘリコプターの飛行に伴う騒音影響等に関する文献の調査を行った。

(1) 対象事業計画

- ・ 本事業に係る運航計画は、現在の福岡空港における回転翼機能を移設するものであり、その移設対象は、消防、捜索・救助、救急医療、報道等に関するものである。
- ・ 常駐機数は、23機程度（自衛隊機は移設対象外）。
- ・ ヘリコプターの離着陸回数は、年間6～7千回程度。
- ・ 運航方法は今後調整を図ることとしており、出発・到着時の飛行ルートについては、可能な限り海上を飛行するよう事業者（操縦士）へ理解を求めていく（飛行の目的によっては陸上を飛行することもあり得る）。

(2) ヘリコプターの飛行に伴う騒音¹

既往文献²によると、高度100m上空を飛行するヘリコプターのA特性音響パワーレベルは、機種別の最大値で137dB（アエロスパシアルAS365N）であると推計されている。

この推計値を用いて、施設配置の違いによる騒音影響の程度の差を予測する。

4.3.2 予測

施設配置計画案は、図 4.3-1に示すとおり、2案を設定し、比較・検討を行う。

対象事業実施区域最寄りの雁の巣地区の住宅等までは、いずれの案も1km程度離れており、案1（格納庫等東側配置案）は、格納庫等によりヘリコプターの運航に伴う騒音（地上音）の回折減衰が見込まれ騒音レベルを低減可能であるのに対し、案2（格納庫等南北配置案）は、格納庫等による減音効果が見込まれないものと想定される。

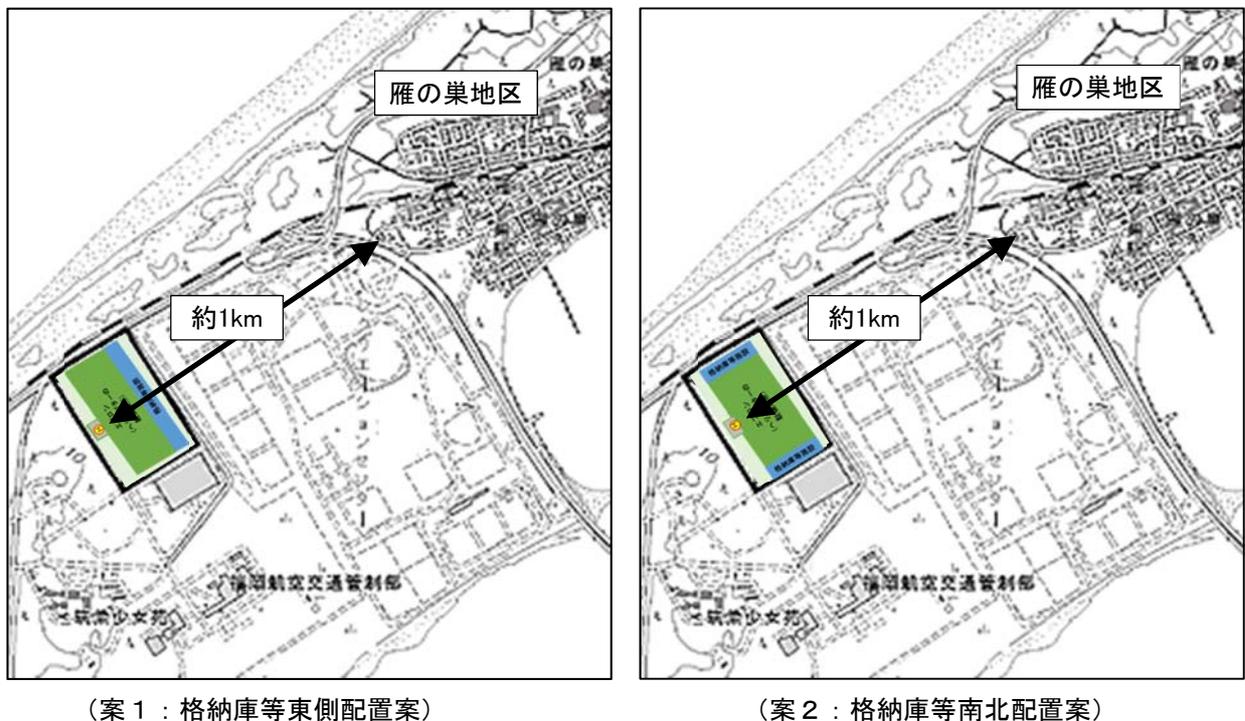


図 4.3-1 施設配置計画案

¹ 今後、対象事業計画に係る運用条件等を設定の上、精査する予定。

² 「ヘリコプター騒音の調査について（第三報）」（平成4年、東京都環境科学研究所年報1992）

格納庫等によるヘリコプターの運航に伴う騒音（地上音）の回折減衰を試算するに当たっては、以下に示す半自由空間における騒音の距離減衰式を使用し、騒音レベルが最大となる場合の値を推定した。

$$L_{pA} = L_{WA} - 20 \log r - 8 \text{ (dB)} \quad \dots \text{半自由空間（地上部）の距離減衰式}$$

ここで

- L_{pA} : A特性騒音レベル (dB)
- L_{WA} : A特性音響パワーレベル (dB)
- r : 音源（ヘリコプター）から受音点までの距離 (m)

また、回折の減衰量については、以下の近似式により推定した。

$$1 \leq N \text{ の時} \quad R = 10 \log N + 13$$

$$0 \leq N < 1 \text{ の時} \quad R = 5 + 8N^{0.438}$$

$$-0.341 \leq N < 0 \text{ の時} \quad R = 5 - 8N^{0.438}$$

$$N < -0.341 \text{ の時} \quad R = 0$$

ここで

R : 回折による減衰量 (dB)

N : フレネル数 (dB)

$$N = \frac{2\delta}{\lambda} = \frac{2\delta f}{c} = \frac{\delta f}{170}$$

δ : 壁が無い時と壁がある時の音の経路長の差 (m)

f : 周波数 (Hz) λ : 波長 c : 音速(340m/sとする)

以上より、受音点(保全対象等)での騒音レベル (L_A) (dB) は以下の式のとおりである。

$$L_A = L_{pA} - R$$

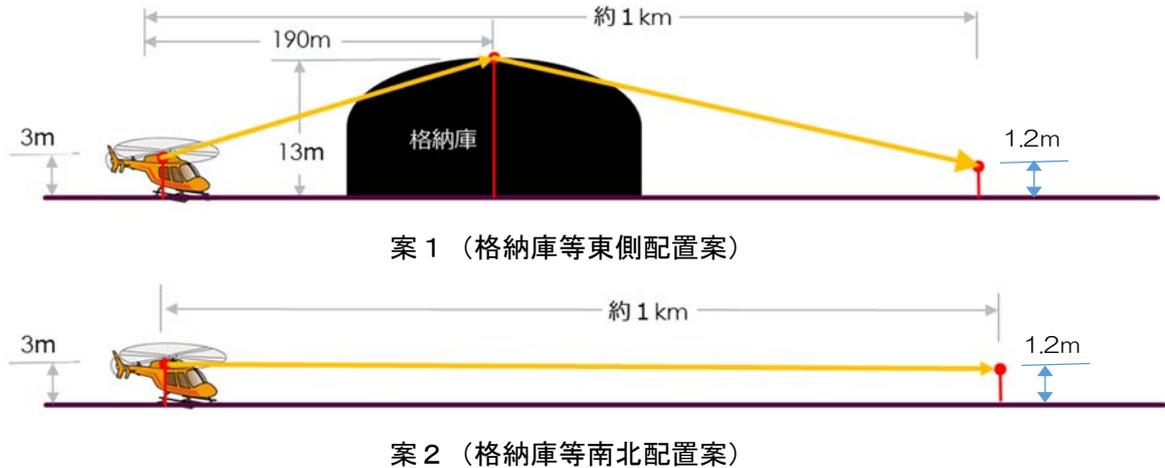


図 4.3-2 ヘリコプター地上音予測配置

案 1（格納庫等東側配置案）の場合、格納庫の高さを13m、音源（ヘリコプター）から格納庫までの距離を190mと仮定すると、音源からの距離が1km地点において騒音レベルが最大となる場合の値は、およそ53~62dB*と推定³される。

案 2（格納庫等南北配置案）の場合、騒音レベルが最大となる場合の値は、およそ69dB*と推定される。

なお、いずれの案も音源の高さは、3mと仮定している。

※：今後、対象事業計画に係る運用条件等を設定の上、精査する予定。

³ 音響パワーの周波数帯域は 1000Hz~63Hz と仮定している（1000Hz であれば 53dB、63Hz であれば 62dB）。

4.3.3 評価

対象事業実施区域最寄りの雁の巣地区の住宅等や隣接する雁の巣レクリエーションセンターに対して、案1（格納庫等東側配置案）は、格納庫等によりヘリコプターの運航に伴う騒音（地上音）の回折減衰が見込まれ騒音レベルを低減可能であるのに対し、案2（格納庫等南北配置案）は、格納庫等による減音効果が見込まれないことが確認された。

したがって、環境影響の観点からは案1（格納庫等東側配置案）の方が優位であると評価される。

ヘリコプターの離着陸回数は、年間6～7千回程度を想定しており、そのほとんどは日中の運航であることが見込まれる。

また、最寄りの雁の巣地区の住宅等までは1km程度離れていることから、住宅等に対するヘリコプターの運航に伴う騒音に係る重大な環境影響はないと考えられる。

4.4 人と自然との触れ合いの活動の場

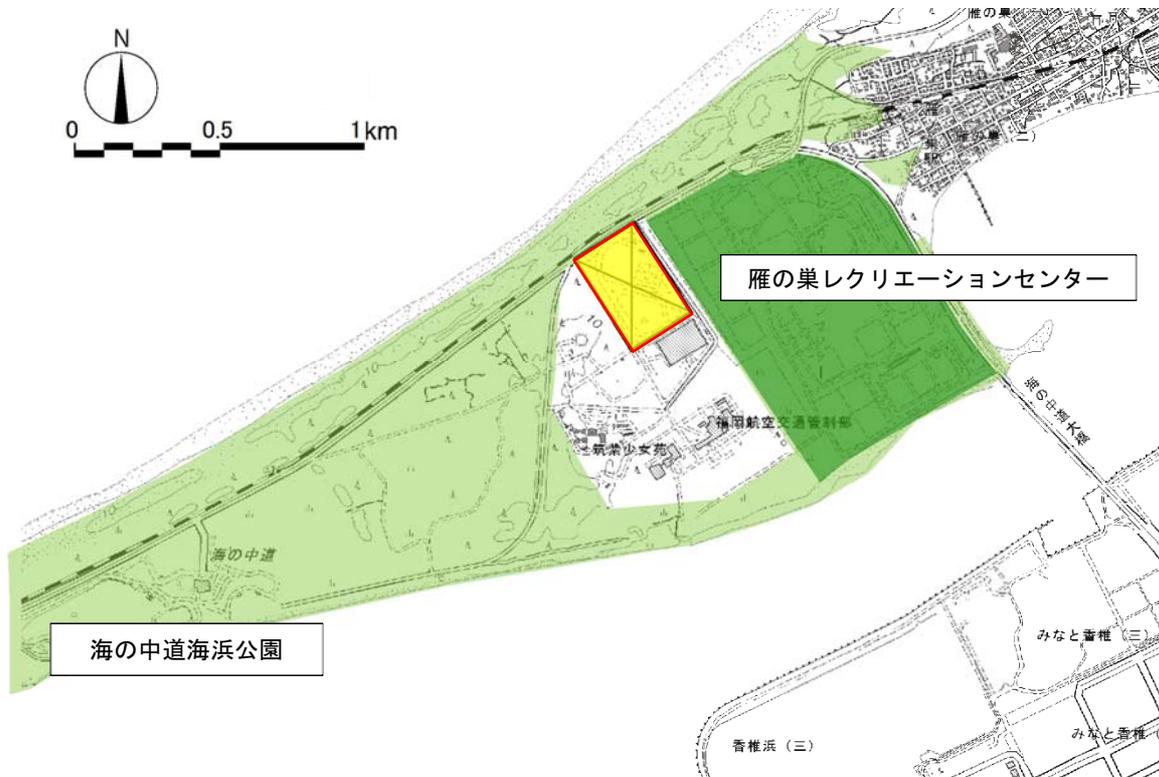
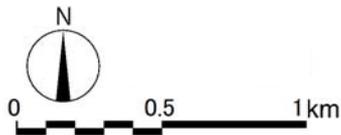
4.4.1 調査

対象事業計画により利用性・快適性に影響を受けるおそれがあると考えられる人と自然との触れ合いの活動の場について、「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」(平成11年 建設省)を参考に、対象事業実施区域より500m程度の範囲に存在するものを対象に調査した。人と自然との触れ合いの活動の場の概要は、表 4.4-1に示すとおりである。

表 4.4-1 人と自然との触れ合いの活動の場の概要

名称	概要	
海の中道海浜公園	東西約6km、総面積約540ha。年間約200万人の利用者がある。 園内は花のエリア、芝生のエリア、自然体験エリア、遊びのエリア、博多湾エリア、玄界灘エリア、リゾートエリアの7エリアで構成。広大な敷地や各種施設を利用した各種スポーツ、レクリエーションに加え、動植物とのふれあい等を通じた環境学習等が、年間を通して行われている。	
雁の巣レクリエーションセンター	約66ha。年間約20万人の利用者がある。 広大な敷地を利用して整備されたスポーツ・レクリエーション施設。野球場14面、ソフトボール場5面をはじめ球技場やサイクリングロード、レジャー農園などを備え、少年野球大会など広く市民に利用されている。	

位置図



海の中道海浜公園整備・管理運営プログラム(H25.3 国土交通省九州地方整備局)を基に作成

4.4.2 予測

対象事業実施区域は、いずれの案も現在未利用となっている整地された造成地であり、対象事業計画により「海の中道海浜公園」及び「雁の巣レクリエーションセンター」の改変は想定されない。

また、これらの施設までの経路の分断区間はなく、距離・到達時間等の変化は生じない。

案1（格納庫等東側配置案）は、格納庫等によりヘリコプターの運航に伴う騒音（地上音）の回折減衰が見込まれ騒音レベルを低減可能であるのに対し、案2（格納庫等南北配置案）は、格納庫等による減音効果が見込まれない。

4.4.3 評価

環境影響の観点からは、格納庫等による減音効果が見込まれる案1（格納庫等東側配置案）の方が優位であると評価される。

ヘリコプターの離着陸回数は、年間6～7千回程度を想定しており、そのほとんどは日中の運航であることが見込まれ、ヘリコプターの運航に伴う騒音に係る重大な環境影響はないと考えられる。

第5章 配慮書に対する意見及び配慮書に対する意見についての事業者の見解

5.1 配慮書に対する意見及び配慮書に対する意見についての事業者の見解

配慮書に対する意見及び配慮書に対する意見についての事業者の見解は、表 5.1-1 に示すとおりである。

表 5.1-1 配慮書に対する意見の概要及び当該意見についての事業者の見解

環境の保全の見地からの意見の概要	事業者見解
2.2 対象事業計画の内容	
2.2.1 事業実施想定区域及びその設定の根拠	
<p>事業実施想定区域の表記は、「大字奈多字小瀬抜」とあるが、地図を見ても表示されていませんでした。大阪航空局福岡空港事務所航空保安施設の表記がありましたので、この辺だとは思いますが、地図上の表示があればと思いました。(国防上の理由により、オスプレイの発着を考慮されているのだと考えましたが。)</p> <p>近辺の人工島に高層建築物を建てているので、どの辺にどのくらいの広さ(約 8ha)で、その方位等、一目できればありがたい。</p>	<p>配慮書の図 2.6 (P8)～図 2.8(P10)の図中において、「事業実施想定区域」を図示しております。</p> <p>なお、福岡空港の自衛隊機は、本事業による移設の対象となっております。</p>
2.2.2 事業計画、事業の規模及びその他の諸元	
<p>事業地周辺の騒音低減のために緑地帯を造成して防音対策の一助としてもらいたい。</p> <p>雁の巣西地区は最も事業地に近く、離発着等の騒音が懸念されます。防音対策の一環として、レクリエーションセンター内、雁の巣西地区の西側に緑地帯を設けて防音の対策として取り入れていただきたい。また、緑地帯を設置することにより防風林の役割、周辺道路の騒音低減に資すると考えます。</p>	<p>本事業の実施による騒音の影響を低減させることは、大変重要な観点であると考えております。施設配置の検討に当たっては、格納庫等のターミナル施設を東側(雁の巣地区の住宅側)に連担して配置することにより、ヘリコプターの運航に伴う騒音(地上音)を低減させることを想定しております。</p> <p>レクリエーションセンター内の緑地帯の整備については、事業(管理)主体が異なるため、整備効果の点を含め、当該管理主体と相談をいたします。</p>
その他	
<p>漁業環境と漁業生産活動に対する部分について、この配慮書には記載されておらず、当該計画の変更を求める。</p> <p>当該計画されている候補地は、外海である玄界灘側には、水深 14m～15m 位の沖合に 1km 以上に渡り、周年操業の定置網漁業が仕掛けられております。また、水深 2m 位の所には建網漁業や 4 月～6 月には小型定置網もこの海域で操業しております。内海である博多湾側は、和白干潟を中心としたエコパークゾーンが広がり、永年に渡り、藻場造成事業(アマモ生育事業)を実施し、魚貝類の産卵場とし育ててきた重要な海域であります。このように周囲は魚貝類が集まる重要な海域であり、騒音と照明などは魚貝類にとっては最も警戒するものであります。このため水揚げ量の大幅な減少が懸念される。また、事故等があった場合、海への汚染が懸念される。</p>	<p>玄界灘における各種漁業及び博多湾における藻場造成事業が行われていることは認識しております。</p> <p>ご指摘のありました騒音や照明等に係る影響については、実態の把握を適切に行い、検討の結果を関係者へ丁寧に説明してまいります。</p> <p>なお、ヘリコプターの運航の安全確保については、万全を期して取り組んでまいります。</p>
<p>長い砂浜がきれい(ゴミは散乱)な時期がありました。</p>	<p>ご意見として伺いました。</p>
<p>ビルの上空をジェット機が発着している。過密なれど、北九州空港への疎開は進行できていないため、強制疎開したらどうか。(昔、学校の校内にジェット機が落下)</p>	<p>福岡市環境影響評価条例では、対象事業の実施が環境に及ぼす影響について、調査・予測・評価を行い、環境の保全のための措置を検討することとしておりますが、頂いたご意見は、本環境影響評価手続における検討対象外と考えております。</p>

5.2 配慮書市長意見及び配慮書市長意見についての事業者の見解

配慮書市長意見及び配慮書市長意見についての事業者の見解は、表 5.2-1 に示すとおりである。

表 5.2-1 配慮書市長意見及び配慮書市長意見についての事業者の見解

環境の保全の見地からの意見	事業者見解
1. 全体的事項	
<p>事業実施想定区域周辺は、市民の憩いの場、漁業の場としても利用される自然豊かな場所であり、地形は平坦で見晴らしが良く音も伝わりやすい環境にある。</p> <p>本配慮書については複数の案ごとの環境影響が比較検討されており、条例における配慮書手続きの趣旨に照らし適切なものと考え、今後の環境影響評価手続きにおいて、上記の地域特性を踏まえ、適切な調査・予測・評価を行うことが重要である。</p>	<p>今後の環境影響評価手続きにおいて、地域特性を踏まえ、適切な調査・予測・評価を心掛けてまいります。</p>
2. 個別的事項	
2.1 騒音及び超低周波音について	
<p>複数案の比較については、雁の巣方面への騒音の影響は、ヘリコプターの待機中の騒音については案2に比べ案1の方が影響は小さいものと考えられるが、離着陸時及び飛行時の騒音の影響については大きな差は無いものと推察される。ヘリコプターの運航時の騒音については、可能な限り実機飛行に基づくデータを収集し、周辺的生活環境等に対する騒音の影響について適切に予測・評価するよう方法書に記載すること。</p> <p>本配慮書における配慮事項は、ヘリコプターの運航時の超低周波音について検討されていないことから、今後の手続きにおいては、調査・予測・評価の必要性を検討し、当該検討結果を方法書に記載すること。</p>	<p>離着陸時及び飛行時の騒音の影響について、可能な限り実機飛行に基づくデータを収集し、周辺的生活環境等に対する騒音の影響について適切に予測・評価を実施します。</p> <p>今後の環境影響評価手続きにおいて、ヘリコプターの運航時の超低周波音についても調査・予測・評価を実施します。</p>
2.2 生物について	
<p>本配慮書においては、福岡市環境配慮指針によると事業実施想定区域内には貴重生物は分布していない旨の記載があるが、事業実施想定区域内においてこれまで調査は実施されていないため、調査を実施するよう方法書に記載すること。</p> <p>事業実施想定区域の周辺は博多湾・玄界灘が広がり、多くの自然海岸が残されていることから、多様な生物が生息する場所である。生物への影響については実態の把握を適切に行った上で、調査・予測・評価の必要性を検討し、当該検討結果を方法書に記載すること。</p>	<p>生物について、対象事業実施区域内において調査を実施します。</p> <p>対象事業実施区域の周辺についても、生物への影響について実態の把握を適切に行い、調査・予測・評価を実施します。</p>

第6章 方法書に対する意見及び方法書に対する意見についての事業者の見解

6.1 方法書に対する意見及び方法書に対する意見についての事業者の見解

方法書に対する意見及び方法書に対する意見についての事業者の見解は、表 6.1-1 に示すとおりである。

表 6.1-1 方法書に対する意見の概要及び当該意見についての事業者の見解

環境の保全の見地からの意見	事業者見解
1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	
<p>現福岡空港内のヘリ基地の管理運用（有償、無償も含む）の実態は、どうなっているのか。</p> <p>福岡空港は、現在、民間委託が検討されており、増機・施設の拡張等、今後、生じる諸問題に対する交渉もあり、事業主体の明確な回答を要望する。</p>	<p>現福岡空港における格納庫等のヘリコプターに係る施設は、運航事業者等が土地を借地（有償）の上、自ら必要な機能を整備しております。また、運航に際し、空港管理者（国）は、運航事業者より使用料を徴収しております。</p> <p>今般の回転翼機能移設事業における滑走路、誘導路、エプロン及びこれらに付帯する施設は、国土交通省の直轄事業として、大阪航空局と九州地方整備局が事業主体となり整備を行います。なお、供用後の施設の運営形態については、当該移設が実施された場合、当該施設は「福岡空港特定運営事業等」の運営権設定対象施設に含まれ、移転後の回転翼機能施設の維持管理・運営等も空港運営事業の一部として運営権者に委託される予定です。</p>
2 対象事業の目的及び内容	
2.1 対象事業の目的	
<p>ヘリコプターが騒音・超低周波音、電磁波を地元住民に与えて健康被害を引き起こし、墜落すれば人命が損なわれる大事故になる危険が記されていない。また、日米の軍用ヘリコプターが優先利用する軍事ヘリポートにならないとは記されていない。環境保全の立場から、ヘリポート建設計画に反対である。</p> <p>民間ヘリコプターの「雁の巣ヘリポート」移駐によって、米軍や自衛隊機が福岡空港を利用する際の利便性を高めることがあってはならず、「雁の巣ヘリポート」新設計画を白紙撤回することを求める。</p>	<p>ヘリコプターの運航に伴う騒音及び超低周波音の結果につきましては、本書第8章 8.3 騒音の「8.3.2.3 ヘリコプターの運航に伴う騒音」及び8.4 超低周波音の「8.4.2.1 ヘリコプターの運航に伴う超低周波音」の項に記載しました。</p> <p>電磁波についてはヘリコプターは発生源になっておりません（航空機の計器類に影響を及ぼさないようにしているため）。</p> <p>また、米軍・自衛隊機の利用は、現状の福岡空港と同様には変わりはありません。</p> <p>ヘリコプターの運航に伴う電磁波及び墜落事故については、環境影響評価の対象項目ではないため本書へは記載しておりません。</p> <p>ヘリコプターの運航の安全確保については、万全を期して取り組んでいます。</p>

環境の保全の見地からの意見	事業者見解
2.2.3 対象事業実施区域	
<p>1日20回程度の発着回数はとても多くヘリコプターの騒音を懸念しているため、まだ未使用の土地が広がっている開発中の人工島に施設を設置してほしい。</p>	<p>対象事業実施区域は、配慮書、方法書でお示ししたとおり、事業特性、周辺の自然・都市環境及び利便性等を考慮して設定した選定要件を全て満たす唯一の区域として選定しております。</p> <p>ヘリコプターの運航に伴う騒音の結果につきましては、本書第8章 8.3 騒音の「8.3.2.3 ヘリコプターの運航に伴う騒音」の項に記載しました。</p>
<p>ヘリポート移設の必要性については一定の理解を示すが、「それがなぜ雁の巣か」については、計画当初の段階から「雁の巣ありきでは」との疑念があるうえに、ヘリ運航に伴う騒音等に係る地元住民の不安感が全く解消されていない現段階では、予定地を含む計画の変更を求めざるを得ない。</p>	<p>対象事業実施区域は、配慮書、方法書でお示ししたとおり、事業特性、周辺の自然・都市環境及び利便性等を考慮して設定した選定要件を全て満たす唯一の区域として選定しております。</p> <p>ヘリコプターの運航に伴う騒音等につきましては、皆様からのご意見を踏まえ、航空機騒音の調査地点を方法書記載の5地点から12地点に増やし、その調査地点及び結果は、本書第8章 8.3 騒音の「8.3.1 調査」及び「8.3.2.3 ヘリコプターの運航に伴う騒音」の項に記載しました。</p> <p>地域住民の皆様へは、評価結果の公表、説明会の開催等を通じて、丁寧かつ分かりやすいご説明を心掛けてまいります。</p>
<p>移設地を雁の巣と決めずに北九州空港、佐賀空港及び現福岡空港に分散させる事を検討すること。</p>	<p>本事業において移設の対象となるヘリコプターは、現在、福岡空港に常駐している消防、捜索・救助、救急医療、報道等に関するものであり、福岡圏域住民の安全・安心の確保、情報発信のための機能等、重要な役割を担っております。</p> <p>福岡空港では、ヘリコプターと民航機（固定翼機）の運航が競合し、双方の運航に影響が出ているため、緊急出動等の活動において、迅速に目的地へ運航できること等も考慮し、移設先を選定しております。</p> <p>なお、現在、福岡空港に常駐している海上保安庁第7管区海上保安本部福岡航空基地は、北九州空港に移設させる予定です。</p>
<p>ヘリポート建設予定地としては、危険な場所である。国交省は、国家100年の計を考えるべきであり、廃案とすべきである。</p>	<p>意見書に添付頂いた玄界灘側の砂浜の写真等から、海岸侵食や飛砂によるヘリコプターや離着陸施設への影響を危惧されてのご意見と考えました。</p> <p>対象事業実施区域と海岸までは、一定程度の距離があり、海岸侵食による影響は想定できません。</p> <p>飛砂については、ヘリコプター等への影響について検討を行った結果、防砂フェンスを設置する等して適切に対処いたします。</p> <p>なお、対象事業実施区域は、土砂災害警戒区域、津波浸水想定に該当する区域ではございません。</p>

環境の保全の見地からの意見	事業者見解
2.2.4 対象事業の概要	
<p>施設周辺は、曲線部から直線部に至る道路で、校区内で最も交通事故が多発している危険な場所である。施設の出入口の取り付け方法によっては、現県道に与える影響が大きいため、出入口を1か所にまとめ、県道交差点での信号処理が望ましい。</p>	<p>対象事業実施区域に係る出入口の取り付け方法については、関係機関と協議を行った結果、緊急及び臨時等の大型車両を除き、出入口を一箇所に纏め、信号機を設置する方向となりました。</p>
<p>施設内の事務所、駐車場、駐機場等の配置は、どうなるのか。 現計画では、23機の移設とされているが、最大、何機駐機できるのか。 特に、燃料保存施設は、どこに置くのか。また、これに対する安全対策は、どうするのか。</p>	<p>施設の配置計画は、配慮書でお示したとおり、ヘリコプターの運航に伴う騒音（地上音）を低減させるため、対象事業実施区域の東側に格納庫や事務所等を連担させて配置し、駐車場はその東側に、駐機場や滑走路はその西側に配置することとしております。</p> <p>駐機場における駐機数は、限られた敷地の中で、ヘリコプターの迅速な運航が可能となるよう、現在、通常時における駐機数は19機としております。</p> <p>燃料保存施設は、格納庫等と同様に東側に配置することとしており、消防法による安全対策を順守してまいります。</p>
<p>周辺は国有地であるため、時代の要請を受けての「ヘリ」の増機や国土防衛上の見地から「オスプレイ」の配備等が見直しされた場合は、容易に変更が可能となるおそれがあるため、拡張しないと確約すること。</p>	<p>対象事業実施区域は、周囲を海の中道海浜公園、海の中道奈多海水淡水化センター、雁の巣レクリエーションセンターなどに囲まれており、既に周辺の土地利用が決まっております。</p>
2.2.5 その他の対象事業に関連する事項	
<p>現福岡空港の時間帯別ヘリコプター発着回数において、10時、11時、14時、15時の時間帯が800～900回/年と多い理由は何か。</p>	<p>ヘリコプターはVFR飛行方式（有視界飛行方式）により、常に地表等を目視により、自身の位置を確認して飛行するため、ほとんどは日中の離着陸となります。</p> <p>飛行の前後に行う整備点検等を考慮すると、ご指摘の時間帯が多くなるものと考えております。</p>
<p>災害時等は複数のヘリコプターが発着すると思われるが、時間毎(分毎)に発着するヘリコプターの数を表にして示すこと。また、過去の最大数を示すこと。</p>	<p>分毎の集計はございませんが、福岡空港における時間帯別の離着陸回数の実績は、本書第2章2.1対象事業の目的の「図2.1-1 時間帯別ヘリコプター離着陸回数（福岡空港）」の項にお示ししたとおりです。</p> <p>また、福岡空港（ヘリパッド6箇所）における時間帯別ヘリコプター離着陸回数の最大値は、平成23年度から平成27年度の5か年の実績では、平成24年度の14時台における18回となります。</p>
<p>発着地点から水平飛行するまでの位置と高度を地図に表示すること。</p>	<p>飛行経路等については、運航事業者等と協議を進めてまいりました。</p> <p>本書第2章2.2.5 その他の対象事業に関連する事項の「(2) 飛行ルート及び高度」の項において、将来の運航実態を想定した場周経路等をお示いたしました。</p>

環境の保全の見地からの意見	事業者見解
3 対象事業実施区域及びその周囲の概況	
3.2 社会的状況	
<p>対象事業実施区域周囲における学校、病院等の施設について、筑紫少女苑の記載がないが、筑紫少女苑はいずれの項目にも含まれる要素があると考えられる。</p>	<p>筑紫少女苑は、法務省矯正局が管轄する矯正施設で、矯正教育を行う重要な施設であると認識しております。</p> <p>本書第3章 3.2.3 社会資本整備等の状況の「(5)学校、病院等」の項において、新たに「表3.2.3-9 対象事業実施区域周囲における矯正施設」の項目を設け、当該項目に筑紫少女苑を明記いたしました。</p>
4 計画段階環境配慮書に関する内容	
4.3.3 評価	
<p>「4.3.3 評価」において、「最寄りの雁の巣地区の住宅等までは1km程度離れていることから、住宅等に対するヘリコプターの運行に伴う騒音に係る重大な環境影響はないと考えられる」とあるが、筑紫少女苑への影響はどうか。筑紫少女苑は「学校」「社会福祉施設」であり、対象事業実施区域まで職員宿舎からおよそ400m程度と近く、また寮には少年が居住しているため「住宅等」として考慮してもらえないのか。</p>	<p>筑紫少女苑は、配慮書でも触れておりますが、「全寮制の学校に類似した施設」であり、職員宿舎は「住宅」とであると認識しております。</p> <p>筑紫少女苑への影響については、本書第8章 8.3 騒音の「8.3.1 調査」及び「8.3.2.3 ヘリコプターの運航に伴う騒音」の項において、調査・予測・評価を行い、その結果をお示ししております。</p>
6 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	
<p>今後行われる調査の結果を必ず報告していただきたい。住民が納得いくまで説明会を開いてほしい。</p>	<p>今後の環境影響評価手続きにおいて実施する調査等の結果は、本書及び今後作成する評価書等の縦覧図書としてとりまとめて公表するほか、説明会も開催してまいります。</p> <p>事業者としては、地元自治体とも連携しながら、より多くの地域住民の皆様に対して説明会の開催等を通じて、丁寧かつ分かりやすいご説明を心掛けてまいります。</p>
<p>騒音の到達範囲は単純に距離のみによって測れるものではない。風向きをはじめとする気象条件や居住環境等によって大きく異なってくる。</p> <p>ヘリ騒音の激しさは、耐え難い苦痛の種となっているバイクの騒音よりも比較にならないはずである。</p> <p>また、ヘリの運航が一刻一秒を争う緊急出動に備えるものであるなら、深夜の出動も十分想定される場所である。従って深夜においても、異なる気象条件の下で適切に予測・評価するよう方法書に盛り込んでいただきたい。</p> <p>住民1人ひとりの立場に立った最悪の条件を想定したリスク調査を徹底するよう要望する。</p>	<p>予測に必要なヘリコプターの騒音レベル等の調査の結果については、本書第8章 8.3 騒音の「8.3.1 調査」の項にお示ししており、文献その他の資料調査のみならず、実機飛行による調査も実施し把握しております。当該調査では、気象データも同時に測定することにより音の伝搬に与える影響についても考察いたしました。</p> <p>また、ヘリコプターの運航に伴う騒音の影響については、本書第8章 8.3 騒音の「8.3.2.3 ヘリコプターの運航に伴う騒音」の項において、実態に即した条件の設定により、夜間の運航についても予測・評価を行い、その結果をお示ししております。</p>
6.2 調査及び予測の手法	
<p>移設場所は、海岸特有の季節的に風向きの変動が激しく、測定時期等を明確にして、実施すること。</p>	<p>調査を実施する時期は、方法書及び本書「第7章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法」の項において、お示ししております。</p> <p>測定については、時期を明確にして実施しました。</p>

環境の保全の見地からの意見	事業者見解
<p>騒音・超低周波音の具体的な測定方法、内容を列記すること。(5地点を同時測定するのか、ヘリコプターは複数機同時に飛ばして測定するのか等)</p>	<p>ヘリコプターの実機飛行による航空機騒音等の調査は、予測に必要な騒音レベル・G特性音圧レベル等を把握するために航空機騒音及び超低周波音の調査地点を方法書記載の5地点から12地点に増やし、ヘリコプターを1機ずつ飛行させて上昇、下降、水平飛行、ホバリング等を行う際の騒音レベル等を各調査地点で同時に測定いたしました。</p> <p>なお、対象事業実施区域では、複数のヘリコプターが同時に離着陸することはできません。</p>
<p>測定は、地元住民の立合いのもと実施すること。</p>	<p>ヘリコプターの実機飛行による航空機騒音等の調査は、地元住民の方へ事前に周知を行ったうえで実施させて頂きました。</p>
<p>地域住民は、朝鮮戦争時代のダグラス輸送機の早朝整備の騒音に悩まされた経験を持つ。</p> <p>今回、高さ13メートルの建築物での遮音が検討されているが、騒音の性質上、その効果は期待しがたい。現在の整備状況を、明示し、移設時の駐機の整備計画を策定すること。</p> <p>(1)整備時間は、何時から始まり、何時に終了するのか。</p> <p>(2)1機か、数機か、それとも全機か。それにより、騒音も異なり、測定方法も異なる。</p> <p>(3)緊急発進時の整備状況も、明確にすること。</p> <p>特に、過去の深夜における離着陸の実例を明示すること。</p>	<p>現福岡空港におけるヘリコプターの整備に係る状況を、以下のとおりお示しします。</p> <p>① 整備は、不具合時等の緊急整備を除き、通常9時前後から17時前後の時間帯に行っております。各種の整備のうち、騒音の発生が伴うものは、定期点検及び飛行後の整備点検時等に行うエンジン試運転となります。</p> <p>② 対象事業実施区域では、複数のヘリコプターが同時に離着陸することができないため、予測は、将来の運航実態を想定した複数のエンジン試運転回数を設定の上行いました。なお、ヘリコプターの実機飛行による航空機騒音等の測定では、ヘリコプターの音響パワーレベルを求めるため、1機ずつ測定を行いました。</p> <p>③ 緊急出動の際の整備は、通常時と同様、飛行する前後に整備点検を実施しています。なお、福岡空港では、不具合時等に深夜に行われた整備の実績はありますが、騒音を伴う整備の実績はありません。過去の深夜における離着陸は、本書第2章2.1対象事業の目的の「図2.1-1 時間帯別ヘリコプター離着陸回数(福岡空港)」にお示ししたとおり、救命・救難などの人道的活動を実施しており、22時台～6時台の離着陸回数は、全体の0.2%程度です。</p> <p>今回、運航事業者へのヒアリングを重ね、移設後の整備に係る想定を本書第8章8.3騒音の「8.3.2.3 ヘリコプターの運航に伴う騒音」の項において、予測の条件として設定いたしました。</p>
<p>自然と共に生きる漁業者にとって、光や騒音、機影等により漁業環境が変化することこそが一番不安材料である。当該計画されている候補地は、玄界灘側には周年操業の定置網漁業をはじめとする色々な漁業が営まれており、内海の博多湾側は魚介類の産卵場所としても重要な場所である。</p> <p>漁業環境の変化による漁獲量の減少という不安は、当該計画の中にある年2回(2日間)の調査で到底拭い去ることは出来ない。従って、我々漁業者の不安が払拭される方策が示されない限りは、当計画の中止を求める。</p>	<p>周辺海域は、各種漁業等が行われている重要な場所であると認識しております。</p> <p>魚類への影響については、今回、調査・予測・評価を行い、その結果を本書第8章8.6動物の「8.6.2.1 飛行場の存在及びヘリコプターの運航に伴う動物への影響」の項においてお示ししております。</p>

環境の保全の見地からの意見	事業者見解
<p>調査結果について、地点明示では、自宅が評価範囲内外にあるのか、分り辛く、範囲を明示すること。</p>	<p>今回の環境影響評価手続きにおいて実施した調査等の結果は、本書の「第8章 調査結果の概要並びに予測及び評価の結果」において、お示ししております。本書においては、図面の縮尺等を配慮して出来るだけ分かりやすい記載を心掛けております。</p>
<p>東京国際空港、東京ヘリポート、大阪国際空港、八尾空港、福岡空港に常駐するヘリコプターの落下物実態調査を実施し、アセスメントに掲載すること。</p>	<p>運輸安全委員会とりまとめの航空事故の登録内容及び調査中の内容によると、東京国際空港、東京ヘリポート、大阪国際空港、八尾空港及び福岡空港に常駐するヘリコプターによる落下物の実態は、吊り下げ又は曳航している航空機からの物件の落下について報告義務化された平成26年10月以降、3件となっております。</p> <p>ヘリコプターの輸送中における落下物の実態については、環境影響評価の対象項目ではないため、本書へは記載しておりません。</p> <p>なお、出発・到着時の飛行ルートは、原則、住居上空は飛行しません。(緊急状態や悪天回避等飛行せざるを得ない場合及び飛行の目的地が住居上空の場合を除く。)</p>
<p>騒音・超低周波音（ヘリコプターの運航）に関して、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 調査手法の環境省及び環境庁の測定・評価マニュアルの内容の概要を提示すること。 ② 調査地点を5地点から増やし、奈多、奈多団地、塩浜、和白方面でも広く調査すること。 ③ ヘリコプターを飛ばして行う実機飛行調査をし、住民に立ち会わせること。 ④ 電磁波調査を追加すること。 	<p>ヘリコプターの運航に伴う騒音及び超低周波音に係る調査については、以下のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 「航空機騒音測定・評価マニュアル」は、以下のサイトに公表されております。 (http://www.env.go.jp/air/noise/airplane/manual.html) 「低周波音の測定方法に関するマニュアル」は、以下のサイトに公表されております。 (http://www.env.go.jp/air/teishuha/manual/) ② 皆様からのご意見を踏まえ、ヘリコプターの実機飛行による航空機騒音等の測定は、方法書に記載した5地点から12地点に追加して調査を実施いたしました。 ③ ヘリコプターの実機飛行による航空機騒音等の調査は、地元住民の方へ事前に周知を行ったうえで実施させて頂きました。 ④ 電磁波については、ヘリコプターは発生源になっておらず(航空機の計器類に影響を及ぼさないようにしているため)、環境影響評価の対象としておりません。
<p>陸生動物（飛行場の存在）に関して、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 対象地が渡りのルートに面していることから採餌・休息の実態調査をすること。 ② 鳥類の昼間・夜間の行動特性の調査をすること。 ③ 鳥類は博多湾と玄界灘の両水面、干潟、陸地を利用していることから、多方面で調査すること。 	<p>鳥類に係る調査の結果については、以下のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① ルートセンサス調査、定点観察調査により、採餌・休息等の行動も併せて記録し、本書第8章「8.6 動物」の項にお示しております。 ② 調査は、昼間及び夜間において実施しており、本書第8章「8.6 動物」の項にお示しております。 ③ ご指摘の地域を広く対象として調査を行い、調査の結果を、本書第8章「8.6 動物」の項にお示しております。

環境の保全の見地からの意見	事業者見解
<p>陸生動物（ヘリコプターの運航）に関して、バードストライクは飛翔する鳥類だけではなく、ヘリコプター墜落による人間の身体・生命に直接関わる事柄であることから、海岸に面した他の飛行場の例を見ながら調査すること。</p>	<p>平成19年度から平成28年度までの過去10年間では、福岡空港におけるヘリコプターのバードストライク及びそれに伴う墜落事故はございませんが、海岸に面した他のヘリポート等を参考にしながら陸生動物に係る調査・予測・評価を行いました。</p>
<p>生態系（飛行場の存在）に関して、植物の分布、動物の行動範囲調査は、近接地域との関連も含めて実施すること。</p>	<p>植物や動物に係る調査については、「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」（平成11年11月 建設省都市局 監修）に基づき、関係機関の有する調査データも活用しつつ、対象事業実施区域及びその周辺も含めた範囲を実施いたしました。</p>
<p>6.3 評価の手法</p>	
<p>行政は、基準値を超えるものについて、対応を検討するが、基準値内のものについては、放置しがちである。地域住民の基準数値の許容範囲内の環境破壊についての対策を講じるため、細部に亘る調査を要望する。</p>	<p>本事業の環境影響評価手続きにおいては、地域特性等を踏まえた適切な調査を行いました。調査等の結果は、本書においてとりまとめておりますが、その際、基準値等との比較だけでなく、現況からの変化の程度についてもわかるように現況値等もお示ししております。</p>

以下のご意見については、本環境影響評価手続きにおける検討対象外と考えておりますが、説明会の開催等を通じて、丁寧かつ、わかりやすいご説明を心掛けてまいります。

その他
<p>財務省所管の空地の有効活用を図ることは有意義であるが、地域住民に何らメリットもなく、騒音等により、平穏な日常生活を脅かす、今回の「迷惑施設」の移設事業については、原則として、反対する。</p>
<p>本事業の成り行きに最も気を揉んでいる地元住民の接点にある雁の巣自治会への行政側からのアプローチがない。関連情報はもっぱら一般市民と同列の市政だよりか校区自治協議会を経由しての形式的手段に頼らざるを得ず、「行政は地元住民の不安感眼中にないのか」との不信感さえ芽生えている。今後、節目節目で地元説明会の雁の巣での開催を検討するなど、地元住民の置かれた立場を考慮した施策を進めていただきたい。</p> <p>このままでは、地元雁の巣の地域環境と生活環境の破壊に繋がることから、雁の巣自治会として移設計画そのものに反対を表明する。</p>
<p>地域住民に対するメリットとデメリットは何か、具体的に箇条書きで列記すること。</p>
<p>対象事業実施区域の財務省から国交省への移管は、有償か、無償か。</p>
<p>季節的に風向きが変動し、しかも、突風も吹く。特に、風に弱い「ヘリ」の離着陸時の安全確認方法等を明示すること。</p>
<p>本計画により、新たな騒音等が発生し、平穏な日常生活が侵害されるため、住民の理解を得るために、次の環境是正対策を関係行政機関に働き掛け、実現化に向けて努力するよう要望する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 都市計画道路「海ノ中道公園線」の早期整備 2 博多湾沿いの遊歩道の早期整備 3 県道志賀和白線の歩道の早期整備（奈多駅前～雁ノ巣踏切間） 4 雁の巣グラウンドの国からの無償返還
<p>福岡空港の滑走路増設は、抜本的な対策ではなく、現実には、その不利益な余波を受けているのが雁の巣地区住民である。</p> <p>世界の「福岡」として、東南アジアに向けたハブ的な要素を持つ「24時間型空港」を建設すべきである。新空港建設に伴い、ヘリ基地も含め、空港機能の一点集中が理想であり、新たな雇用等地域の活性化にもつながる。しかも、現空港は、都心から近く、都市高速の延伸や地下鉄も運行され、大規模な再開発も期待される。将来を見据えた対策について、一考すべき課題である。</p>

6.2 方法書市長意見及び方法書市長意見についての事業者の見解

方法書市長意見及び方法書市長意見についての事業者の見解は、表 6.2-1 に示すとおりである。

表 6.2-1 方法書市長意見及び方法書市長意見についての事業者の見解

環境の保全の見地からの意見	事業者見解
1. 全体的事項	
<p>対象事業実施区域周辺は、市民の憩いの場、漁業の場としても利用される自然豊かな場所であり、地形は平坦で見晴らしが良く音も伝わりやすい環境にある。</p> <p>本方法書については、実態把握のため、既存資料及び現況の調査に加え、実機飛行も計画に取り入れられており、より確度の高い予測・評価の実施が期待されることから条例の趣旨に照らし妥当なものであると考える。今後の環境影響評価手続きにおいても、上記の地域特性を踏まえ、適切な調査・予測・評価を行うことが重要である。</p>	<p>本事業における環境影響評価手続きにおいては、地域特性を踏まえ、適切に調査・予測・評価を行い、その結果を本書に記載いたしました。</p>
2. 個別的事項	
2.1 騒音及び超低周波音について	
<p>1) 実機飛行について</p> <p>実機飛行の実施にあたっては、より確度の高い予測・評価を行うため、ヘリコプターの将来の運航実態を想定した飛行経路で調査し、ヘリコプターの運航に伴う騒音及び超低周波音の予測に必要な騒音レベル等の把握に努めること。</p>	<p>実機飛行の実施にあたっては、ヘリコプターの運航に伴う騒音及び超低周波音のより確度の高い予測・評価を行うため、供用時に想定されるヘリコプターの飛行経路を設定し、予測を行う際に必要な騒音レベル等の把握に努め、この結果を本書における予測・評価に反映いたしました。</p>
<p>2) 調査地点について</p> <p>対象事業実施区域の周辺には住居があり、また近隣には居住者のいる施設やレクリエーション施設が存在することから、ヘリコプターの運航に伴う騒音及び超低周波音の影響が及ぶ可能性がある。これを踏まえ、調査・予測・評価にあたっては、調査地点を増やし、住居や施設等への影響を十分に予測・評価し準備書に記載すること。</p>	<p>ヘリコプターの運航に伴う騒音及び超低周波音に係る調査・予測・評価にあたっては、航空機騒音等の調査地点を方法書記載の5地点から12地点に増やし、住居や施設等への影響を十分に予測・評価し、本書に記載いたしました。</p>
2.2 生物について	
<p>1) 陸生動物について</p> <p>鳥類について、対象事業実施区域周辺には内海と外海との間を低空で飛行する種もいることから、鳥類の飛行経路や高度等の実態について調査で十分に把握し、その結果と既存文献や類似事例とを比較して予測・評価を行うこと。</p>	<p>鳥類については、飛行経路や高度等の実態が把握できる調査地点を設定することにより十分に把握し、その結果と既存文献や類似事例とを比較して予測・評価を行いました。</p>
<p>2) 水生動物について</p> <p>ヘリコプターの運航に伴う騒音等が魚類に与える影響について、実機飛行を行い、その結果と既存文献や類似事例とを比較して予測・評価を行うこと。</p>	<p>ヘリコプターの運航に伴う騒音等が魚類に与える影響については、実機飛行において水面上と水中の音の大きさ等を測定し、その結果と既存文献や類似事例とを比較して予測・評価を行いました。</p>